

# 金沢の福祉と保健

平成 18 年度

金沢市福祉健康局

臺灣省立美術館

第一八八號

臺灣省立美術館

# 目 次

第1 福祉健康局の概況	1
I 平成17年度福祉健康局重点施策	1
II 福祉健康局の機構	3
III 福祉健康局の事務分掌	4
第2 福祉総務課	8
I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況	8
1 民生委員・児童委員	8
2 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	9
3 地区社会福祉協議会	13
4 地域福祉活動推進事業	13
5 善隣館の推移と現況	14
6 善隣館活動復興推進事業	14
II 社会福祉一般	15
1 社会福祉功労賞	15
2 福祉奉仕活動賞	15
3 福祉活動育成基金の設置	15
4 金沢市福祉奉仕活動育成事業	15
5 誰もが安心して暮らせるまちづくり推進事業	16
6 社会福祉施設耐震診断費等補助事業	17
7 金沢市育英会奨学事業	17
8 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度	17
9 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度	18
10 日本赤十字社金沢市地区事業	18
11 金沢市松ヶ枝福祉館	18
12 金沢福祉用具情報プラザ	19
13 社会福祉審議会の設置	19
III 戦争犠牲者の援護	20
1 戦没者慰霊式	20
2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護	20
IV 母子・寡婦・父子福祉	21
1 児童扶養手当	21
2 母子生活支援施設（母子寮）の概況	21
3 母子・寡婦福祉資金貸付制度	22
4 寡婦・ひとり親家庭奉仕員派遣事業	23
5 ホームフレンド派遣事業	23
6 ほほえみ家族事業	23

7	女性相談事業	24
8	母子自立支援員	24
9	母子福祉推進員	25
10	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業	25
11	自立支援教育訓練給付金事業	25
12	高等職業訓練促進給付金事業	25
13	父子相談員	26
14	児童手当	26
<b>第3</b>	<b>生活支援課</b>	<b>27</b>
<b>I</b>	<b>生活保護</b>	<b>27</b>
1	被保護世帯数・人員・保護率の年次推移	27
2	扶助別人員年次推移	27
3	労働力類型年次推移	28
4	保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成	29
5	世帯類型構成比	29
6	生活保護基準額の推移	30
7	扶助費構成の年次推移	31
8	金沢市の予算と生活保護扶助費	32
9	生活保護ケースおよび保護費取扱表	32
<b>II</b>	<b>法外援護等</b>	<b>33</b>
1	金沢市援護規則抜粋	33
2	援護の種類	33
3	法外援護費	33
4	夏季・歳末見舞金支給状況	34
5	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度	34
<b>第4</b>	<b>介護保険課</b>	<b>36</b>
1	制度のあらまし	36
2	介護保険サービスの種類	37
3	要介護認定からサービス利用までの手続き	37
4	要介護認定の状況	38
5	事業者の指定状況	38
6	介護保険サービスの利用状況	39
7	介護保険料の状況	40
8	在宅介護の推進	40
9	介護人材の養成	41

<b>第5 長寿福祉課</b> .....	42
1 高齢者福祉の背景 .....	42
2 高齢者福祉施策の体系 .....	43
3 高齢者生活支援施策 .....	44
4 生きがい活動支援施策 .....	46
5 介護家族支援施策 .....	49
6 その他の在宅福祉施策 .....	49
7 地域支援事業 .....	50
8 入 所 施 設 .....	53
9 利 用 施 設 .....	54
<b>第6 財団法人金沢市福祉サービス公社</b> .....	60
1 基 本 方 針 .....	60
2 組 織 .....	60
3 事 業 概 要 .....	60
4 地域福祉ネットワークにおける公社の関わり .....	62
5 平成18年度予算 .....	62
<b>第7 こども福祉課</b> .....	63
1 「かなざわ子育て夢プラン2005」の推進 .....	63
2 子育て支援総合コーディネート事業 .....	63
3 ファミリーサポートセンター事業 .....	63
4 子育てサービス券支給事業 .....	64
5 ハッピーマタニティー券支給事業 .....	64
6 “ようこそ赤ちゃん”子育て必需品支給事業 .....	64
7 金沢ママさんカレッジ事業 .....	65
8 子育てパパママ編集部事業 .....	65
9 金沢子育て夢ステーション .....	65
10 金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど） .....	65
11 子育てサロン事業 .....	66
12 子育て支援事業 .....	67
13 保 育 所 .....	67
14 夜 間 保 育 所 .....	71
15 休 日 保 育 所 .....	71
16 延長保育事業 .....	72
17 統合保育事業 .....	72
18 24時間型保育事業 .....	72
19 年末保育サービス事業 .....	72
20 病児一時保育事業 .....	73

21	一時保育事業	73
22	休日一時保育事業	73
23	保育所地域子育て支援センター事業	74
24	児童館	75
25	放課後児童健全育成事業	25
26	地域組織活動育成クラブ活動費補助事業	26
27	子育て支援短期利用事業	27
28	児童家庭支援センター事業	81
<b>第8</b>	<b>こども総合相談センター</b>	<b>82</b>
1	教育相談部門、育児発達教育相談部門	82
2	相談援助部門（児童相談所）	84
<b>第9</b>	<b>障害福祉課</b>	<b>85</b>
1	身体障害者手帳制度	85
2	療育手帳（知的障害者）制度	86
3	障害者自立支援法の概要	86
4	支援費制度	86
5	重度心身障害者施策	93
6	社会参加・健全育成施策	96
7	精神保健施策	100
8	その他の施策	101
<b>第10</b>	<b>福祉指導監査課</b>	<b>103</b>
1	社会福祉法人（施設）指導・監査	103
2	福祉事務所指導・監査	103
3	介護老人保健施設指導・監査	104
4	障害者支援費制度指定居宅支援事業者等指導・監査	105
<b>第11</b>	<b>健康推進部</b>	<b>106</b>
I	保健衛生	106
1	母子保健	106
2	老人保健	108
3	医療費助成	116
4	救急、休日診療対策	121
5	健康推進	122
6	精神保健福祉	123
7	保健所・福祉健康センター	124
8	健康増進	125

9	医療施設等	126
10	感染症予防	127
11	金沢市の結核の現状	128
12	狂犬病対策	129
13	動物の愛護及び管理に関する法律関係	129
II	環境衛生	130
III	墓地	135
IV	斎場	137
V	金沢健康プラザ大手町	138
<b>第12</b>	<b>社会福祉関係諸施設、機関等</b>	<b>139</b>
1	施設の状況	139
2	機関および団体一覧表	139
3	社会福祉施設一覧表	140
4	児童福祉施設一覧表	143
5	地区民生委員・児童委員協議会・地区社会福祉協議会	146



# 第1 福祉健康局の概況

## I 平成18年度福祉健康局重点施策

### 1 子どもと子育ての総合相談体制の確立

#### ① 金沢市児童相談所の開設

児童相談所の機能を持った福祉・保健・教育が連携した子どもの総合相談体制を確立  
要保護児童対策地域協議会の設置による関係機関のネットワーク化

### 2 「かなざわ子育て夢プラン」の推進

#### ① 子育て支援環境の整備

妊婦の健診費用を助成、子育て夢ステーションの増設及び充実、児童クラブでの障害児の受入  
を促進

#### ② 効果的な子育て情報の提供

携帯電話インターネットサイトで子育て情報を提供、子育て中の親による子育て啓発冊子の発  
刊

#### ③ 子どもの安全確保の強化

児童館・児童クラブに防犯機器設置費を助成、保育所・児童館の耐震診断等の費用を助成

#### ④ 子育てと仕事の両立支援

みなと第2保育園の開設、保育料の据置（8年目）、児童クラブの増設及び児童受入体制の整  
備

### 3 福祉防災都市への基盤づくり

自主防災組織等に配備した福祉防災台帳の更新と活用を検討

### 4 「金沢健康プラン」の具現化による市民の健康づくりの推進

#### ① 健康づくり・介護予防の推進

中高齢者に対する健康づくり・介護予防事業を推進

#### ② 地域主体の健康づくりの強化

「いきいき健康まちづくり事業」を新たに6地区で実施

#### ③ 健康づくりを支える環境づくり

健康診査の充実・見直し、介護予防事業のスクリーニングを実施

### 5 第3期介護保険事業計画に基づく事業の推進

#### ① 介護予防事業の推進

新たに地域支援事業による介護予防事業や要支援の方に対する新予防給付を実施

#### ② 地域ケアの充実

地域密着型サービスなど在宅サービスの充実

- ③ 認知症高齢者の支援体制の充実  
お年寄り地域福祉支援センターを中心とする地域ネットワークの構築

## 6 高齢者の生活支援と生きがづくり

- ① 高齢者虐待防止の支援強化  
高齢者虐待防止法の施行に伴い、立入調査体制の整備等を実施
- ② 地域ネットワークの強化  
まちぐるみ福祉活動推進員に身分証を交付
- ③ 生活支援の充実  
市営田上本町住宅シニアハウジングに生活援助員を派遣、ひとり暮らし高齢者等に火災警報器を給付
- ④ 生きがづくりの支援  
「地域サロン」の充実

## 7 障害者自立支援制度への円滑な移行と就労支援策の強化

- ① 新制度への円滑な移行  
支援費制度から障害者自立支援制度への円滑な移行を図るとともに、本市独自の利用者負担激変緩和策を実施
- ② 市町村障害福祉計画の策定  
障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画を策定
- ③ 就労支援策の強化  
自動車改造助成費・運転免許取得助成費の対象者を拡大し、就労を促進

## 8 児童手当制度の拡充

支給対象年齢の拡大（小3まで→小6まで）、所得制限の緩和など

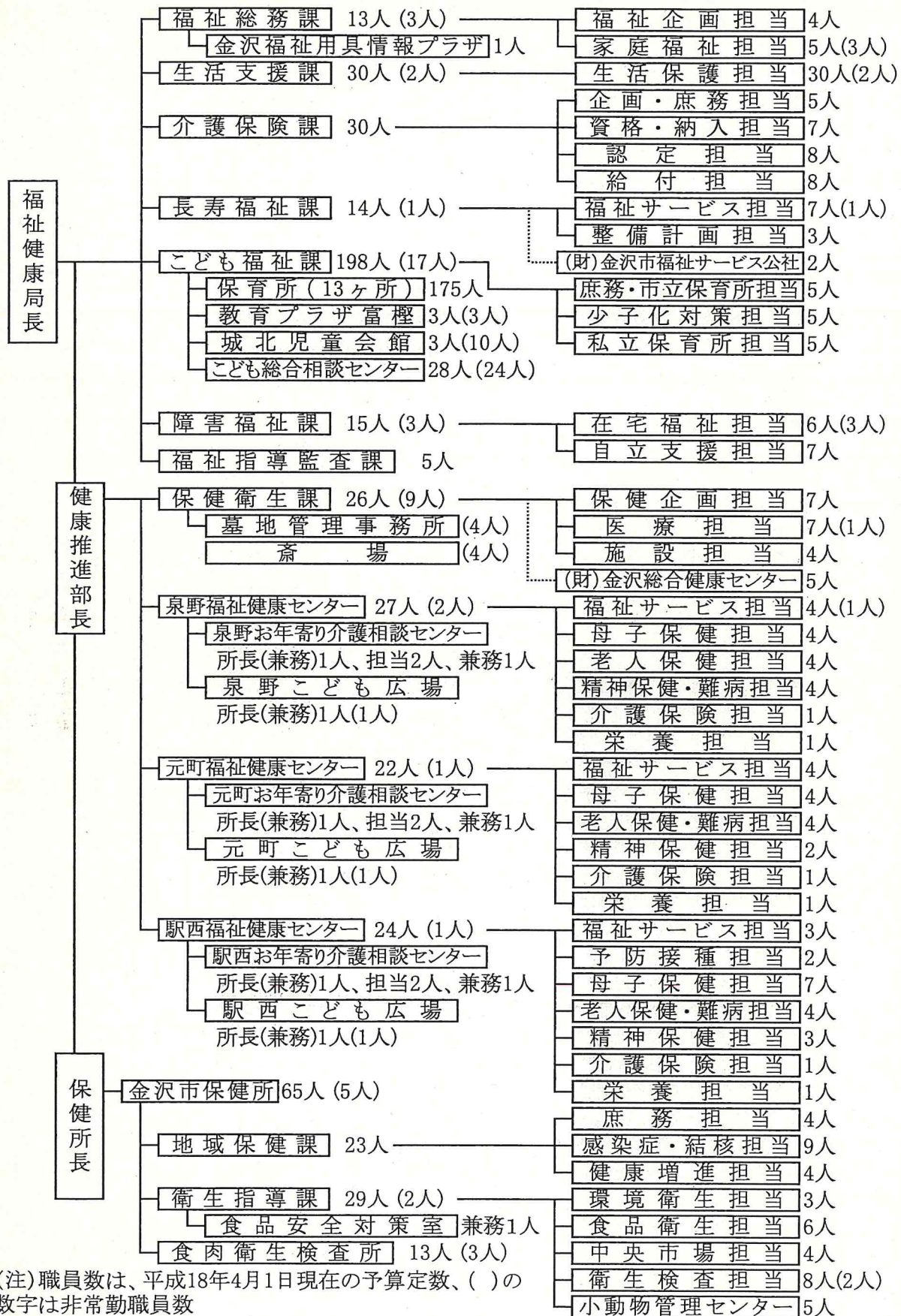
## 9 母子家庭等の自立支援の充実

実態調査の結果をもとに「金沢市母子家庭等自立促進計画」を策定

## 10 市民の生活安全の推進

- ① 救急救命体制の向上  
公共施設にAED（自動体外式除細動器）を計画的に整備
- ② 健康危機管理体制の確立  
健康危機発生の未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応を図る
- ③ 食の安全安心行動計画の具現化  
高速液体クロマトグラフタンデム質量分析計を導入、食品事業者の自主衛生管理認証制度の創設、BSEスクリーニング全頭検査の継続実施

## II 福祉健康局の機構



(注)職員数は、平成18年4月1日現在の予算定数、( )の数字は非常勤職員数



### Ⅲ 福祉健康局の事務分掌

課	担 当	事 務 分 掌
福祉 総務 課	福祉企画担当 ☎220-2278	<ol style="list-style-type: none"> <li>福祉保健行政の総合的な調整に関する事項</li> <li>福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項</li> <li>社会福祉審議会に関する事項</li> <li>所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項</li> <li>社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項</li> <li>地域福祉活動の振興に関する事項</li> <li>福祉奉仕活動の育成に関する事項</li> <li>福祉活動育成基金に関する事項</li> <li>民生委員及び児童委員に関する事項</li> <li>善隣館に関する事項</li> <li>バリアフリーの推進に関する事項</li> <li>更生保護団体等の補助に関する事項</li> <li>戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事項</li> <li>金沢市育英会奨学資金に関する事項</li> <li>金沢福祉用具情報プラザに関する事項</li> </ol>
	家庭福祉担当 ☎220-2285	<ol style="list-style-type: none"> <li>児童手当及び児童扶養手当に関する事項</li> <li>母子生活支援施設及び助産所に関する事項</li> <li>母子・父子及び寡婦福祉に関する事項</li> <li>女性の保護更生に関する事項</li> <li>母子福祉推進員に関する事項</li> <li>母子父子福祉相談に関する事項</li> <li>母子寡婦福祉資金の貸付事務に関する事項</li> </ol>
生活 支援 課	生活保護担当 ☎220-2292 ～2294	<ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に関する事項</li> <li>金沢市援護規則の規定による援護（長寿福祉課および障害福祉課に属するものを除く。）に関する事項</li> <li>行旅病人及び行旅死亡人に関する事項</li> </ol>
介護 保 険 課	企画・庶務担当 ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業計画に関する事項</li> <li>介護保険運営協議会に関する事項</li> <li>その他介護保険に関する事項</li> </ol>
	資格・納入担当 ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護保険被保険者の資格に関する事項</li> <li>介護保険料の賦課に関する事項</li> <li>介護保険料等の収納に関する事項</li> </ol>
	認定担当 ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> <li>要介護認定等に関する事項</li> </ol>
	給付担当 ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護保険の給付に関する事項</li> <li>地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項</li> </ol>

課	担 当	事 務 分 掌
長 寿 福 祉 課	福祉サービス 担 当 ☎220-2288	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活支援型ヘルパー派遣・配食サービスなどの在宅福祉サービス及び施設入所に関する事</li> <li>2. 長寿祝い金に関する事項</li> <li>3. 介護手当金に関する事</li> <li>4. 老人福祉法の規定による措置に関する事項</li> <li>5. 生きがい・健康づくりに関する事</li> </ol>
	整備計画担当 ☎220-2288	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事</li> <li>2. 老人福祉施設の整備・指導に関する事</li> <li>3. 福祉サービス公社に関する事</li> <li>4. 情報長寿のまちづくり事業に関する事</li> </ol>
こ ど も 福 祉 課	課 内 ☎220-2299	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>2. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項</li> <li>3. 保育所に関する事項</li> <li>4. 認可外保育施設に関する事項</li> <li>5. 保育相談の企画に関する事項</li> <li>6. 保育職員の研修の企画に関する事項</li> <li>7. 児童会館及び児童館に関する事項</li> <li>8. 児童クラブに関する事項</li> <li>9. 少子化対策の推進に関する事項</li> </ol>
	こども総合相談 セ ン タ ー ☎243-4158	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法令に基づく児童相談所事務</li> <li>2. 教育相談に関する事項</li> <li>3. 保育相談の実施に関する事項</li> <li>4. 児童相談に関する事項</li> <li>5. 相談に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項</li> <li>6. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項</li> </ol>
障 害 福 祉 課	在宅福祉担当 ☎220-2289	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別児童扶養手当等に関する事項</li> <li>2. 身体障害者手帳の交付に関する事項</li> <li>3. 障害者の社会参加の促進に関する事項</li> <li>4. 障害者計画の推進に関する事項</li> </ol>
	自立支援担当 ☎220-2291	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者（児）の自立支援給付に関する事項</li> <li>2. 障害者（児）の地域生活支援事業</li> <li>3. 障害程度区分の認定に関する事項</li> </ol>
福祉指導監査課 ☎220-2305		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉事務所の指導監査に関する事項</li> <li>2. 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項</li> </ol>
保 健 衛 生 課	保健企画担当 ☎220-2229	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項</li> <li>2. 公衆衛生の普及及び向上に関する事項</li> <li>3. 感染症に関する事項</li> <li>4. 生活習慣病の予防に関する事項</li> <li>5. 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項</li> <li>6. 救急医療に関する事項</li> </ol>

課	担 当	事 務 分 掌
保健衛生課	医療担当 ☎220-2233	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 老人保健法の規定による保健事業の実施に関する事項（福祉健康センターが所管する事項を除く。）</li> <li>2. 子ども・ひとり親家庭等・高齢者・障害者等の医療費助成に関する事項</li> </ol>
	施設担当 ☎220-2228	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市営墓地に関する事項</li> <li>2. 墓地、埋葬等に関する事項</li> <li>3. 斎場に関する事項</li> <li>4. 簡易水道に関する事項</li> </ol>
保健所	地域保健課 ☎234-5102	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項</li> <li>2. 保健事業の企画及び立案に関する事項</li> <li>3. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項</li> <li>4. 医事に関する事項</li> <li>5. 保健師に関する事項</li> <li>6. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項</li> <li>7. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項</li> <li>8. 歯科保健に関する事項</li> <li>9. 母体保護に関する事項</li> <li>10. 専門的な栄養指導等に関する事項</li> <li>11. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項</li> <li>12. 養育医療に関する事項</li> <li>13. 育成医療に関する事項</li> <li>14. 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項</li> <li>15. 結核診査協議会及び感染症診査協議会に関する事項</li> <li>16. 福祉健康センターが行う健康相談、保健指導等の事業の企画調整に関する事項</li> <li>17. 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項</li> <li>18. 保健所の庶務及び予算に関する事項</li> <li>19. 駅西健康ホールに関する事項</li> <li>20. 他課に属さない事項</li> </ol>
	衛生指導課 ☎234-5111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境衛生関係営業に関する事項</li> <li>2. そ族衛生害虫の発生の抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項</li> <li>3. 温泉法に関する事項</li> <li>4. 水道法に関する事項</li> <li>5. 薬事に関する事項</li> <li>6. 毒物及び劇物に関する事項</li> <li>7. 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項</li> <li>8. 家庭用品の監視指導に関する事項</li> <li>9. 衛生上の試験及び検査に関する事項</li> <li>10. 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項</li> <li>11. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項</li> </ol>
	食品安全対策室 ☎234-5111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品の安全性の確保に関する事項</li> <li>2. 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項</li> <li>3. 食品衛生関係営業に関する事項</li> <li>4. 集団給食施設の管理及び改善指導に関する事項</li> </ol>

課	担 当	事 務 分 掌
保 健 所	食肉衛生検査所 ☎257-1402	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. と畜場法に関する事項</li> <li>2. と畜場内における食肉等に係る食品衛生法の規定に基づく措置及び衛生指導に関する事項</li> <li>3. 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項</li> <li>4. 化製場、死亡獣畜取扱場等に関する事項</li> </ol>
福 祉 健 康 セ ン タ ー	<p style="text-align: center;">泉 野</p> <p style="text-align: center;">☎242-1131(代)</p> <p style="text-align: center;">元 町</p> <p style="text-align: center;">☎251-0200(代)</p> <p style="text-align: center;">駅 西</p> <p style="text-align: center;">☎234-5103(代)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康増進に係る情報収集及び提供に関する事項</li> <li>2. 健康相談及び健康教育に関する事項</li> <li>3. 保健指導に関する事項</li> <li>4. 乳幼児等の健康診査に関する事項（保健衛生課が所管する事項を除く。）</li> <li>5. 母子健康手帳の交付に関する事項</li> <li>6. 老人保健法の規定による健康手帳の交付に関する事項</li> <li>7. 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。）</li> <li>8. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項</li> <li>9. 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。）</li> <li>10. 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項</li> <li>11. 身体障害者手帳等の交付に関する事項</li> <li>12. 介護保険に係る要介護認定等に関する事項</li> <li>13. 介護予防に関する事項</li> <li>14. 看護師学生等の実習に関する事項</li> <li>15. 予防接種に関する事項</li> <li>16. 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項</li> <li>17. こども広場に関する事項</li> <li>18. お年寄り介護相談センターに関する事項</li> </ol>

## 第2 福祉総務課

### I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況

#### 1 民生委員・児童委員〔民生委員法、児童福祉法〕

本市には990名（うち主任児童委員108名）の民生委員が約200世帯を担当区域として配置されており、また地区民生委員児童委員協議会は、おおむね小学校通学区域を1単位として54地区民生委員児童委員協議会が組織されている。

#### 民生委員・児童委員の人数

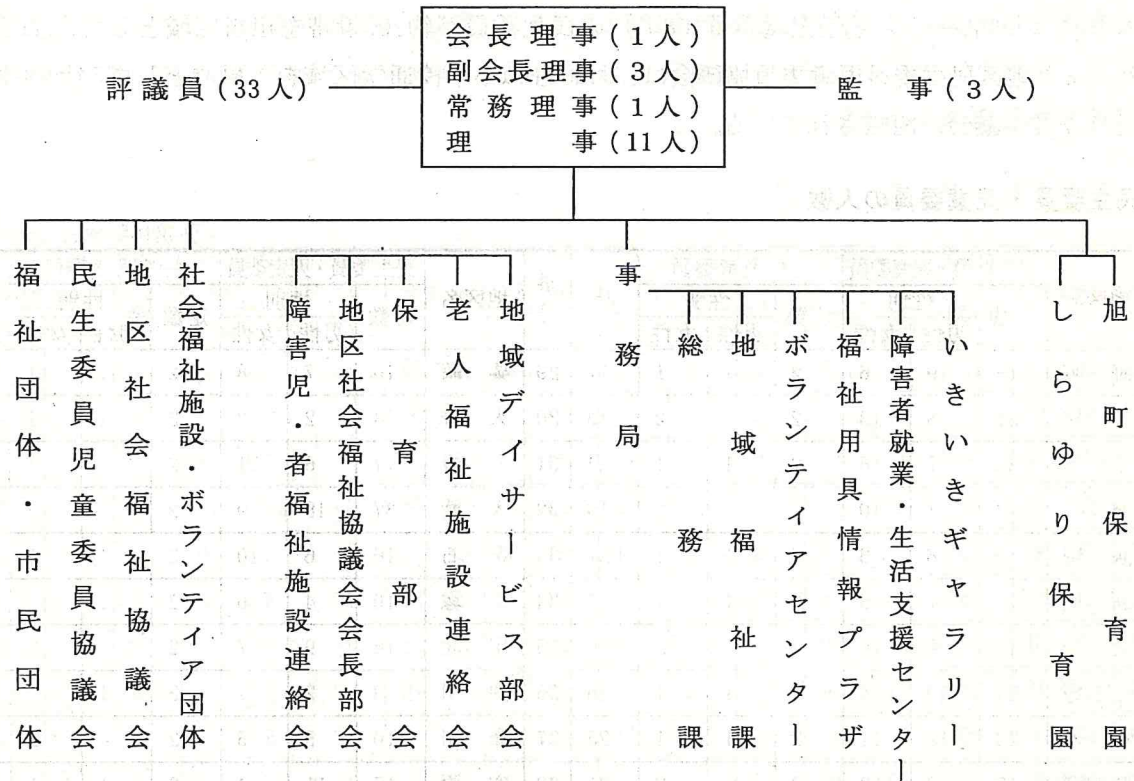
(平成18年4月1日現在)

番号	地区名	民生委員・児童委員			主任児童委員			計	番号	地区名	民生委員・児童委員			主任児童委員			計
		定数	性別		定数	性別					定数	性別		定数	性別		
			男性	女性		男性	女性					男性	女性		男性	女性	
1	野町	15	9	6	2	1	1	17	29	粟崎	15	7	8	2	1	1	17
2	中村	21	8	13	2		2	23	30	大野	4	2	2	2	1	1	6
3	十一屋	22	7	15	2	1	1	24	31	戸板	17	6	11	2	1	1	19
4	弥生	17	7	10	2		2	19	32	大徳	37	18	19	2		2	39
5	泉野	19	6	13	2	1	1	21	33	金石	16	6	10	2	1	1	18
6	新堅	15	7	8	2	1	1	17	34	二塚	10	4	6	2	1	1	12
7	菊川	18	8	10	2		2	20	35	川北	16	9	7	2		2	18
8	小立野	24	10	14	2	1	1	26	36	内川	3	2	1	2	1	1	5
9	材木	23	12	11	2	1	1	25	37	犀川	10	5	5	2		2	12
10	味噌蔵	19	9	10	2		2	21	38	安原	15	11	4	2	1	1	17
11	長町	9	5	4	2		2	11	39	湯涌	5	3	2	2	1	1	7
12	松ヶ枝	10	4	6	2		2	12	40	額	16	4	12	2	1	1	18
13	長土塀	15	8	7	2		2	17	41	押野	17	6	11	2		2	19
14	芳斉	10	2	8	2	1	1	12	42	浅川	25	15	10	2	1	1	27
15	長田	12	5	7	2	1	1	14	43	森本	33	19	14	2		2	35
16	此花	8	3	5	2	1	1	10	44	伏見台	24	8	16	2		2	26
17	瓢箪	12	2	10	2	1	1	14	45	夕日寺	8	4	4	2		2	10
18	馬場	12	3	9	2	1	1	14	46	長坂台	18	5	13	2	1	1	20
19	浅野	15	11	4	2		2	17	47	千坂	17	9	8	2		2	19
20	森山	22	10	12	2	1	1	24	48	新神田	15	6	9	2	1	1	17
21	諸江	23	12	11	2	1	1	25	49	西	10	1	9	2	1	1	12
22	富樫	19	5	14	2		2	21	50	西南部	17	5	12	2		2	19
23	米丸	23	9	14	2		2	25	51	三和	14	6	8	2	1	1	16
24	三馬	27	12	15	2		2	29	52	米泉	12	2	10	2		2	14
25	崎浦	31	16	15	2		2	33	53	扇台	17	5	12	2	1	1	19
26	小坂	20	8	12	2	1	1	22	54	四十万	11	6	5	2	1	1	13
27	鞍月	12	3	9	2		2	14									
28	浅野川	7	2	5	2	1	1	9		計	882	377	505	108	31	77	990

## 2 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

所在地 金沢市高岡町7番25号（金沢市松ヶ枝福祉館内）

組織



### 平成17年度一般会計資金収支予算

収 入		支 出	
費 目	金額 (千円)	費 目	金額 (千円)
会 費 収 入	9,693	経 常 活 動 支 出	1,119,287
補助金及び委託料収入	854,382	人件費・事務費	307,401
受取利息配当金収入	9	事 業 費	108,922
寄 附 金 収 入	500	共同募金配分金事業費	21,000
共同募金配分金収入	71,368	助 成 金	676,465
負 担 金 収 入	11,236	負 担 金	4,312
利 用 料 収 入	494	会計単位間繰入金支出	539
運 営 費 収 入	174,074	経理区分間繰入金支出	648
会計単位間繰入金収入	1,564	施設整備等支出	4,192
経理区分間繰入金収入	648	財務活動等支出	11,434
雑 収 入	2,387		
事 業 収 入	200		
財務活動等収入	8,358		
合 計	1,134,913	合 計	1,134,913

## 1. 基本方針

少子高齢化がますます進んでいる。経済状況は、一部に明るいきざしが見えるとは言いながら依然厳しい。社会福祉の分野も、介護保険制度改正や障害者自立支援法の制定に向けた検討が行われており、状況はめまぐるしく変化している。

金沢市においては、地域福祉計画、ノーマライゼーションプラン金沢、かなざわ子育て夢プラン2005、金沢健康プランの着実な推進、また、長寿安心プランの見直しを行うとともに、少子化への対策に取り組んでいる。

このような状況の中で、金沢市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を基本理念におき、地域住民、サービス提供事業者、行政等と密接に連携し、高齢者、障害のある方の健康と生きがいづくりや生活支援、子育て家庭への支援等を行い、市民が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを積極的に推進する。

## 2. 重点目標

- ① まちぐるみ福祉活動推進事業を推進し、地域のネットワークづくりを強化し、要援護者への見守り・支援体制の構築を推進する。
- ② 高齢や障害等により判断能力が低下した人の自立を支援するため、地域福祉権利擁護事業を推進する。
- ③ 保育所経営上の諸問題に対応するため、関係機関・団体と連携して、相互の情報交換、連絡調整、調査研究、研修等を行い、子育て支援体制の構築を推進する。
- ④ 障害のある方の職業生活における自立支援を総合的に推進するため、障害者就業・生活支援センター事業及び障害者雇用定着促進事業を推進する。
- ⑤ 障害のある方等の生活支援を総合的に推進するため、金沢福祉用具情報プラザにおいて、福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組むとともに、その機能の充実・活性化を図る。
- ⑥ 障害のある方の自立支援と社会参加を促進するため、身体障害者デイサービス事業を推進する。

## 3. 事業内容

### (1) 地域福祉の推進

- ① まちぐるみ福祉活動推進事業について、関係機関・団体と連携し、地域のネットワークづくりを強化し、在宅の認知症・寝たきり・独居高齢者、重度障害者等在宅要援護者や虐待の恐れのある児童・高齢者、世帯の見守り・相談支援体制の充実強化を図る。また、まちぐるみ福祉活動推進員等を対象とした研修会を実施する。
- ② 昨年度に引き続き地域担当制を設け、地区社協と連携して地域活動を推進する。
- ③ 地区社協会長部会、地区社協ブロック会議、地区社協会長研修会等を通じて地区社協の当面する課題等について協議し、対応策を検討する等地区社協活動の活性化を図る。
- ④ 福祉施設や関係機関と連携し、ボランティア講座、介護講座、介護予防講座、料理講座等を地域で開催する等地区社協活動を支援する。
- ⑤ 市民の生活上のあらゆる相談に応じ問題解決にあたるため、金沢弁護士会、呆け老人をかかえる石川家族の会、裁判所職員OB会等と連携し、相談活動を推進する。

⑥ 地域福祉活動を推進するため、共同募金活動に協力する。

## (2) ボランティア活動の推進

① ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、市民の様々な相談に応じる。また、福祉施設、病院等と連携して登録斡旋を充実する。

② ボランティア活動を更に推進するため、ボランティアグループに対し助成する。

③ ボランティア入門講座等を行い、新たに活動するボランティアを養成する。

④ 登録者が安心して活動できるようボランティア活動保険掛金を助成する。

⑤ 児童・生徒のボランティア活動を推進するため、市内の学校を福祉協力校として指定する。

⑥ 福祉ボランティア連絡協議会による手作り作品講習会、リーダー研修会等を行い、地域におけるボランティア活動を推進する。

⑦ 企業のボランティア活動参加を推進し、活動を支援する。

⑧ ホームページ等を通じてボランティア活動の情報提供を充実する。

## (3) 民生委員児童委員活動の推進

① 活動を更に推進するため、民生委員児童委員協議会相互の情報交換を行い、当面する課題等について協議する。

② 金沢市、金沢市民生委員児童委員協議会と連携し、民児協会長研修会、民生委員児童委員実務研修会、主任児童委員研修会等を行う。

③ 民生委員児童委員の福利増進のため、全国民生委員児童委員互助共励事業事務を行う。

④ 児童虐待や高齢者虐待など地域の諸問題に対応するため、委員相互の情報交換・研修を充実する。

## (4) 高齢者福祉の推進

① 高齢者の健康と生きがいがいづくりのため地域サロン事業を推進する。また、介護予防に関する講座を充実するために、引き続き、講師を紹介するとともに、地域サロン運営担当者を対象とした情報交換会・研修会を行う。

② 認知症等により判断能力の低下した高齢者が、福祉サービスを適切に利用できるように、相談援助、日常の金銭管理、書類預り等を行う地域福祉権利擁護事業を推進する。

③ 介護サービス利用者がサービスを適切に受けられるように、利用者と介護サービス事業者とのパイプ役として介護相談員を施設やデイサービスセンター等に派遣する。

④ 介護福祉士資格取得に向けた受験対策講座を行う福祉人材養成事業を推進し、介護サービスの充実を図る。

⑤ 介護サービス事業者連絡会を通じて、事業者への情報提供や研修等を充実強化し、制度の適切な運営を推進する。

⑥ 市老人福祉施設連絡会において、経営上の諸問題について協議する。また、関係職員の研修を行うとともに、経営、サービスの内容等について相互の情報交換を行う。

⑦ 地域デイサービスセンターの経営基盤の強化を図るとともに、サービスを充実する。

⑧ 在宅の認知症・寝たきり高齢者の介護者を対象に、悩み等について相談をうけ、心身の慰労を目的に介護者家族交流事業を行う。

⑨ 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を促進するため、ことぶき奉仕団事業を行う。

⑩ 高齢者等の生きがいがいづくりと社会参加を促進し地域の活性化のため、横安江町商店街にお

いきいきギャラリーを運営する。また、金沢福祉用具情報プラザにアンテナショップを設置・運営する。

- ⑪ 高齢者の福祉推進のため、老人憩いの家・地域老人福祉センターを受託運営する。
- ⑫ 介護を必要とする高齢者の在宅生活を支援するため、居宅介護支援事業を実施する。
- ⑬ 認知症に対する市民への啓発や研修を関係機関と連携して行う認知症高齢者地域支えあい事業を実施する。

#### (5) 児童福祉の推進

- ① 市保育部会において、経営上の諸問題や保育内容等について、相互の情報交換や今後の適切な経営について協議する。また、子育て支援を充実するため職員研修等を行い、保育所機能を更に充実する。
- ② 家庭における親子のふれあいを深め、市民に広く保育所の役割等について啓発するためこどもすくすくランドを開催する。
- ③ 地域の子育て支援体制を整備・強化するため、関係団体と連携して子育てサロン事業を推進する。
- ④ 地域の児童の健全育成と子育て支援体制を整備するため、児童館・児童クラブとの連携を強化する。
- ⑤ 地域の保育ニーズに対応するため、しらゆり保育園、旭町保育園を運営する。

#### (6) 障害者福祉の推進

- ① 車椅子利用者の自立支援と社会参加を更に促進するため、金沢メルシーキャブサービスを実施する。
- ② 金沢障害者就業・生活支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、就業相談や生活支援を行い、障害のある方の職業生活における自立支援を総合的に推進する。
- ③ 障害のある方の雇用促進、職業生活の安定を図るため、専門職員（ジョブコーチ）を配置し、職場開拓・職場定着等の支援を行う障害者雇用定着促進事業を推進する。また、石川障害者職業センターと協力し、協力機関型ジョブコーチによる職場定着支援を行う。
- ④ 障害のある方が、福祉サービスを適切に利用できるように、相談援助、日常の金銭管理、書類預り等を行う地域福祉権利擁護事業を推進する。
- ⑤ 障害のある方の自立支援と社会参加を促進し、生きがいくりのため、機能訓練や介護訓練、生花・陶芸・料理・絵手紙教室等障害者デイサービス事業を行う。
- ⑥ 障害児・者福祉施設連絡会において、当面する諸問題について協議し、対応策を検討する。
- ⑦ 金沢福祉用具情報プラザにおいて、福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組み、障害のある方等の生活支援を総合的に推進する。また、地域の活性化を図るため、高齢者や障害のある方の手づくり品を販売するいきいきギャラリーのアンテナショップを設置・運営する。
- ⑧ 関係機関が実施する障害者ガイドヘルパー養成事業を支援する。
- ⑨ 精神に障害のある方の自立支援や市民の精神障害に対する理解を深めるため、全国社会福祉協議会と協力し、精神保健福祉支援事業を行う。

#### (7) 広報啓発の促進

- ① 市民の福祉活動への理解と協力を更に推進するため、広報誌の発行やホームページ等によ

る情報提供を行う。また、金沢市社会福祉大会を開催するとともに、障害者ふれあいコンサートを福祉のつどいにあわせて実施するなど、効果的な啓発活動を行う。

- ② 人権・同和問題に関する福祉関係者の理解を深め、実践活動に繋ぐため関係機関の行う人権・同和問題研修会に積極的に参加し、また研修会を開催する。

#### (8) 金沢市松ヶ枝福祉館・金沢福祉用具情報プラザの管理運営

- ① 市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体が効果的に活動を推進するため、金沢市松ヶ枝福祉館を管理運営する。
- ② 福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組み、障害者・高齢者等の生活支援を総合的に推進するため、金沢福祉用具情報プラザを管理運営する。

#### (9) 生活福祉資金貸付事務等

- ① 在宅要援護高齢者・障害者世帯、低所得世帯等の福祉充実のため、生活福祉資金貸付事務、生活つなぎ資金貸付事務を行う。
- ② 失業者世帯の自立支援を目的として、離職者生活福祉資金貸付事務を行う。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、長期生活支援資金貸付事務を行う。
- ④ 緊急小口資金貸付業務を行う。

#### (10) 社会福祉事業従事者互助会の運営

- ① 民間社会福祉事業に従事する職員の福利増進のため、会員に対する退職手当金の支給、貸付を行う。また、適正な運営のため調査研究を行う。

### 3 地区社会福祉協議会

おおむね小学校区を単位に54の地区社会福祉協議会が組織され、住民主体の地域福祉活動を展開している。また、各協議会では、民生委員児童委員協議会に関することはもとより、各福祉関係機関・団体等の事務を行っている。協議会は独自に事業を計画しているが、特に市の委託事業については、平成18年度において86,000千円の委託料を交付し、地域社会の福祉の向上を図っている。

- ① 老人福祉の積極的推進に関する事項
- ② 身体障害者及び知的障害者の福祉向上に関する事項
- ③ 地区社会福祉協議会組織の充実強化に関する事項
- ④ ボランティアの育成活動強化に関する事項
- ⑤ 児童健全育成事業の推進に関する事項

### 4 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進母体として期待されている、市・地区社会福祉協議会の基盤整備と、地域の実情に応じた活動の奨励・支援を行うことにより、地域福祉活動の一層の充実を図る。

平成17年度実施事業

- (1) 福祉コミュニティ普及事業
- (2) 地区社会福祉協議会の備品整備
- (3) 地域福祉活動相互啓発活性化事業

## 5 善隣館の推移と現況

大正11年6月石川県における民生事業の先覚者安藤謙治氏ほか43名が社会改良委員（民生委員の前身）に任命され、善隣活動を開始し、民生事業の推進と近隣者の互信互助を標榜し、本市の社会福祉事業の基盤を築いた。

さらに、同氏は昭和9年に地域住民の教養、経済さらには保健の向上等をはかるため、その活動の拠点として第一善隣館を創設し、これが契機となり現在では12館の善隣館が開設され保育事業、地域デイサービス事業、生活相談等それぞれの地域の実情に即した事業を独自の立場で運営して多大な成果をあげている。

### 善隣館の設置状況

(平成18年5月1日現在)

経営主体	名称	所在地	代表者	創立年月日	電話	FAX
社福法	第一善隣館	野町3丁目1-15	理事長 川北 篤	昭9. 9. 1	241-4030	241-4030
〃	第三善隣館	小将町8-23	理事長 宮本 愼一	昭10. 3. 1	221-0962	221-0962
〃	第四善隣館	泉野町1丁目1-25	理事長 荒木田 隆	昭13. 6. 8	241-3316	241-3316
〃	馬場福祉会	東山3丁目29-22	理事長 釣見 栄一	昭14. 9. 1	252-3959	252-3915
〃	新竪善隣館	鱒町62-1	理事長 宮口 優	昭18. 10. 1	231-0258	231-0258
〃	永井善隣館	菊川2丁目8-13	理事長 新井 外司	昭15. 11. 1	231-3429	231-2454
〃	小立野善隣館	小立野5丁目1-5	理事長 吉田 昭生	昭15. 10. 1	261-2755	261-2755
〃	森山善隣館	森山2丁目18-4	理事長 開田 隆人	昭17. 12. 20	252-0817	252-3261
〃	材木善隣館	材木町13-40	理事長 山下 光司	昭30. 10. 6	222-1380	222-1380
〃	中村町善隣館	御影町21-11	理事長 岡部 美根子	昭35. 4. 20	226-6888	226-6866
〃	栗崎善隣館	栗崎町1丁目4	理事長 東 茂	昭18. 4. 1	238-3720	238-3723
民協	此花会館	此花町2-7	民生委員会長 米村 久直	昭19. 7. 7	221-0938	263-8148

## 6 善隣館活動復興推進事業

地域福祉活動の拠点として、長年、本市の福祉発展に寄与してきた善隣館活動の思想を広く市民に啓発し、理解を深めてもらうとともに、その地域住民主体の活動を継承し、さらに発展させるため、次の事業を実施する。

### (1) 善隣館施設整備費補助

善隣館の施設整備費の3分の2を補助し、施設整備の充実を図る。

### (2) 善隣館活動復興推進事業

#### ① 善隣館活動普及推進事業

善隣館が行う啓発・地域交流等の事業に対して補助を行うことにより、善隣館の活性化を図るとともに、コミュニティの再生を図る。

#### ② 善隣館連絡会

善隣館連絡会を開催し、地域福祉活動の情報交換や研修を実施するとともに、今後の善隣館のあり方についての協議をする。

## Ⅱ 社会福祉一般

### 1 社会福祉功労賞

永年、善隣の精神を率先して実践し、市民の福祉の増進に多大な功労のあった者に、金沢市社会福祉功労賞を贈呈し、これを顕彰する。

(1) 創設年度	平成4年度			
(2) 贈呈式	11月3日 文化の日 金沢市文化ホール			
(3) 受賞者	平成8年度	山田 耕 氏	平成13年度	該当者なし
	平成9年度	砂走孝順 氏	平成14年度	神保外巳雄 氏
	平成10年度	久木吉次 氏	平成15年度	該当者なし
	平成11年度	該当者なし	平成16年度	該当者なし
	平成12年度	該当者なし	平成17年度	該当者なし

### 2 福祉奉仕活動賞

市民の福祉奉仕活動を奨励するため、地道な日常活動を通し、本市の社会福祉の向上に貢献した個人及び団体を表彰する。

(1) 創設年度	昭和63年度			
(2) 表彰の名称	金沢市ともしび賞			
(3) 表彰対象者	① おおむね10年以上にわたり地道に福祉奉仕活動を続け、社会福祉の向上に著しく貢献している個人又は団体			
	② その他福祉奉仕活動の振興発展に著しく貢献し、他の模範となっている者			
(4) 表彰人員	平成15年度	2個人、2団体	平成14年度	1個人、3団体
	平成16年度	1個人、3団体	平成17年度	1個人、2団体

### 3 福祉活動育成基金の設置

#### (1) 基金の設置目的

平成3年度に福祉関係基金（福祉奉仕活動育成基金、国際障害者記念基金、福祉サービス基金）を統合し、新たに福祉活動育成基金を設置し、従来の福祉ボランティア活動、障害者福祉、在宅福祉の推進に加え、地域福祉活動推進事業を実施し、高齢者・障害のある方等のための総合的、効果的な施策の展開を図る。

#### (2) 平成18年度当初基金現在高及び平成18年度積立額

18年度当初基金現在高	2,117,211千円
18年度積立予算額	12,000千円

### 4 金沢市福祉奉仕活動育成事業

#### (1) 目 的

昭和58年度からボランティアグループに対し活動費の助成を行い、福祉ボランティア活動に伴う経済的な負担を軽減することによって、市民の善意による福祉ボランティア活動のより一層の推進を図っている。

(2) 助成対象

市内を主な活動場所とし、具体的な福祉ボランティア活動を行っている10名以上の団体

(3) 対象経費

対象となる経費は、ボランティア活動用の資器材購入費、研修費、通信費、ボランティア保険料など

(4) 助成実績

年度	グループ数	助成額	年度	グループ数	助成額
平成6	70	9,419,300 円	平成12	96	6,998,000 円
〃 7	74	9,853,000	〃 13	92	6,901,000
〃 8	74	7,001,000	〃 14	100	6,995,000
〃 9	78	7,142,000	〃 15	97	6,998,000
〃 10	79	6,989,000	〃 16	99	5,192,000
〃 11	93	7,028,000	〃 17	95	5,235,000

5 誰もが安心して暮らせるまちづくり推進事業

社会生活を営む上でのハード、ソフトなど様々な面での障害（障壁）・不都合を解消するというバリアフリーの考えに基づき、自立度の高い豊かな生活環境の実現をめざして、高齢者や障害のある方をはじめ市民の誰もが安心して暮らせるまちづくり（バリアフリータウン）を進める。

(1) 公益的施設バリアフリー整備助成制度

① 目的

高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう公益的施設をバリアフリー整備する場合に、その資金の一部を助成する。

② 助成対象施設

本市の区域内に設置されている既存の公益的施設

ア. 病院、診療所その他の医療施設

(薬局、助産所、施術所など)

イ. 老人福祉センター、障害者福祉センターその他の社会福祉施設

(特別養護老人ホーム、身体障害者授産施設など)

ウ. 美術館、博物館、資料館その他の文化施設

(記念館など)

エ. 研修施設、スポーツ施設その他の社会教育施設

(ボウリング場、体育館、スケート場など)

オ. 集会場その他の集会施設（宗教活動、政治活動等の用に供する施設を除く。）

カ. その他これらに準ずる施設として市長が必要があると認める施設

③ 助成限度額

公益的施設のバリアフリー整備工事に要する費用の1/2で限度額は300万円

## 6 社会福祉施設耐震診断費等補助事業

### (1) 目的

高齢者、子ども、障害のある方等の安全を確保するため、高齢者施設、私立保育所、障害者施設等の社会福祉施設の耐震化を促進する。

### (2) 事業内容

社会福祉施設の耐震診断、耐震設計に要する経費の一部を助成する。

補助率 2/3 (万円未満切り捨て) 限度額なし

### (3) 対象施設

昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造以外の社会福祉施設で、耐震改修工事の際に、国による既存の補助金等の交付とそれに伴う市補助の対象となることが見込まれるか、又は市補助制度の対象となるもの(私立保育所、高齢者施設〔養護老人ホーム、特別養護老人ホーム〕、障害者施設〔知的障害者更生施設、知的障害者通所寮など〕、救護施設、善隣館)

## 7 金沢市育英会奨学事業

昭和26年から市内在住高校生のうち品行方正、学業優秀、身体強健であるが、経済的に就学の困難な高等学校の生徒に対し奨学資金を支給し、有為な人材を養成している。

奨学資金月額一人当り(10年度改訂) 奨学生数の推移

学年	月額	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1～3年生	14,000円	79人	76人	79人	68人	78人	79人	79人	60人

## 8 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の設置、増改築、整備もしくは経営又は、介護保険サービス施設の経営に要する資金を貸付し、福祉事業の振興を図る目的で昭和49年度から発足した。

### (1) 原 資

金沢市福祉奉仕活動育成基金をもって充てる。

### (2) 貸付対象者

次に掲げる補助金等の交付、貸付又は支払の決定等を受けた者とする。

- ① 国、地方公共団体、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、財団法人日本船舶振興会、又は財団法人中央競馬社会福祉財団の補助金
- ② 独立行政法人福祉医療機構もしくは年金資金運用基金の借入金又は石川県社会福祉事業振興資金貸付基金条例に基づく借入金
- ③ 措置費等
- ④ 介護報酬、支援費報酬

### (3) 貸付限度額

- ① 補助金及び借入金 交付又は貸付け決定のあった額
- ② 措置費等又は介護報酬 500万円の範囲内で施設又は事業所ごとに市長が認める額

### (4) 貸付条件 貸付利子 無利子

## 9 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の新築、増改築又は用地の取得に要する資金の貸付けをし、福祉事業の振興を図る。

### (1) 原 資

金沢市福祉奉仕活動育成基金をもって充てる。

### (2) 貸付対象者

本市の区域内において、社会福祉施設を設置し、かつ、経営する社会福祉法人とする。

### (3) 貸付限度額

1 社会福祉法人が行う 1 回の整備に対する貸付金の額は社会福祉施設の整備などに要する資金の額の 3 分の 2 以内で、100,000 千円を超えないものとする。

### (4) 貸付条件 貸付利子 無利子

## 10 日本赤十字社金沢市地区事業

日本赤十字社は、世界179国の各国赤十字社と協力して、人道・博愛・奉仕の赤十字精神に基づき、海外災害罹災者救援や紛争犠牲難民の救援活動等の国際赤十字活動を積極的に推進し、また国内活動においても、災害救援事業、献血思想普及事業、奉仕団育成事業など各種事業の推進に努力している。

石川県支部金沢市地区においては、次の事業を行っている。

### (1) 事業内容

- ① 災害援護活動〔平成17年度救護品（罹災11世帯）〕 毛布25枚
- ② 血液事業の推進
- ③ 家庭看護法・救急法講習会の推進
- ④ 社員増強運動の実施

### (2) 社員募集状況

区分 年度	目標額 (円)	実績額 (円)	達成率 (%)	区分 年度	目標額 (円)	実績額 (円)	達成率 (%)
10	56,006,000	63,926,302	114.1	14	60,449,000	59,728,784	98.8
11	57,875,000	63,070,359	109.0	15	60,602,000	57,667,031	95.2
12	59,311,000	61,396,316	103.5	16	61,035,000	56,421,716	92.4
13	59,963,000	61,736,793	103.0	17	61,477,000	56,309,453	91.6

## 11 金沢市松ヶ枝福祉館

(1) 目 的 福祉のまちづくりを推進する拠点施設として各種事業を展開する。

(2) 所 在 地 高岡町7番25号

(3) 開 館 平成8年4月1日

(4) 入館団体 金沢市社会福祉協議会 金沢市身体障害者団体連合会  
 金沢手をつなぐ親の会 金沢市脳卒中リハビリテーション友の会  
 金沢市聴力障害者福祉協会 防災安全課松ヶ枝分室

## 12 金沢福祉用具情報プラザ

- (1) 目 的 身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある方や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図る。
- (2) 所 在 地 本町1丁目10番1号
- (3) 開 館 平成14年6月1日
- (4) 事 業 展示事業、相談事業、情報事業、学習事業、市民交流事業
- (5) 利用状況 (単位：人)

年 度	来館者数	相談者数
16	15,371	1,687
17	18,334	2,102

## 13 社会福祉審議会の設置

中核市移行に伴い、社会福祉法第7条の規定により、平成8年4月設置した。

- (1) 目 的 社会福祉の施策に関する事項を審議する。
- (2) 専門分科会 審議会に民生委員審査専門分科会、児童福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、身体障害者福祉専門分科会を設置している。

年 度	来館者数	相談者数
16	15,371	1,687
17	18,334	2,102

### Ⅲ 戦争犠牲者の援護

#### 1 戦没者慰霊式

本市における戦没者は6,966柱であり、その遺族は約3,000名となっている。この戦没者の霊に対し、冥福を祈るため毎年慰霊式が行われており、昨年10月3日金沢市文化ホールにおいて来賓遺族約800名の参列のもとにしめやかに挙行された。

#### 2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護

軍人恩給、遺族年金等の請求書類の確認送付。

旧軍人が永年勤務して退職したとき、公務のためけがをしたり、病気にかかったとき、又は公務のため死亡した者の遺族等に対して援護を行う。

市内に居住する方から提出される恩給・年金等の請求書類を確認のうえ、本属庁へ送付する。

##### 給付の概要

給付の種類		受給資格
名称	適用法律	
普通恩給	恩給法	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入して規定年数を超える者
一時恩給	〃	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入しても規定年数に満たない者
一時金	〃	軍人として、断続する実在職年を合わせれば3年以上になる者
公務扶助料	〃	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族
普通扶助料	〃	普通恩給を受ける権利を有する者の遺族
一時扶助料	〃	一時恩給を受ける権利を有する者の遺族
遺族年金	戦傷病者戦没者等援護法	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族で、恩給法の適用を受けない者
遺族給与金	〃	準軍属の遺族で、恩給法の適用を受けない者
特別給付金	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	昭和6年9月18日以降公務により傷病を受けて心身障害となった軍人等の妻
	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法	戦死した者の父母、祖父母で姓を同じくする子、孫のない扶助料等の受給資格者
	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	戦死した者の妻で、扶助料等の受給資格者
特別弔慰金	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	扶助料等の受給資格を有する者のない戦没者等の遺族

#### IV 母子・寡婦・父子福祉

##### 1 児童扶養手当〔児童扶養手当法〕

父と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長を図るため、離婚・死亡・遺棄・拘禁・未婚の母等（父が重度障害を含む）が児童を扶養している場合、児童が18歳になった年度末まで児童扶養手当が支給される。（児童が障害のときは20歳まで）

支給額（月額） 児童1人41,720円～9,850円（所得による）

2人目 5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算

##### 認定状況

（単位：上段は「世帯」、下段は「%」 平成18年4月1日現在）

年度	類型 内訳	世帯類型別						世帯児童数							
		離婚	死別	未婚	障害	遺棄	その他	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
15		2,695	12	197	6	9	44	2,963	1,823	939	180	15	3	3	2,963
		91.0	0.4	6.6	0.2	0.3	1.5	100	61.5	31.7	6.1	0.5	0.1	0.1	100
16		2,747	12	186	9	10	71	3,035	1,844	964	198	20	5	4	3,035
		90.5	0.4	6.1	0.3	0.3	2.4	100	60.8	31.8	6.5	0.7	0.1	0.1	100
17		2,784	12	214	8	9	46	3,073	1,855	999	189	21	6	3	3,073
		90.6	0.4	6.9	0.3	0.3	1.5	100	60.4	32.5	6.1	0.7	0.2	0.1	100
18		2,869	13	212	8	7	59	3,164	1,917	1,020	193	25	7	2	3,164
		90.7	0.4	6.7	0.3	0.2	1.7	100	60.6	32.2	6.1	0.8	0.2	0.1	100

##### 2 母子生活支援施設（母子寮）の概況〔児童福祉法第38条〕

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童（18歳未満）を入所させて、これらの者の保護と自立を支援する。

区分	施設名	収容定員	事務費限度額 （1か月 1世帯に付）	職員構成					計
				施設長	母子 指導員	少年指導員 ・保育士	用務員等	嘱託医	
私立	MCハイツ平和	世帯 20	円 180,860	人 1	人 3	人 3	人 2	人 1	人 10

##### 母子生活支援施設措置費の年次推移

区分 経営 年度 主体	施設数			措置人員（月平均）						措置費（年間）		
	15年	16年	17年	15年		16年		17年		15年	16年	17年
私立	1	1	1	世帯 15	人 42	世帯 16	人 42	世帯 16	人 40	千円 33,591	千円 39,305	千円 40,348

##### 母子生活支援施設

名称	私立 MCハイツ平和 〔財〕石川県母子寡婦福祉連合会
所在地	平和町2丁目3番9号
土地	1,183.86㎡
建物	鉄筋コンクリート4階建 1,943㎡
事業開始年月日	昭和53年4月1日（改築 昭和55年11月） （ " 平成9年1月）
定員	20世帯

### 3 母子・寡婦福祉資金貸付制度〔母子及び寡婦福祉法第13条、第32条〕

- (1) 借 受 資 格
- 配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの
  - 父母のない児童
  - 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子
  - 母子福祉団体
- (2) 資 金 の 貸 主 金沢市
- (3) 受付事務担当者 金沢市母子自立支援員 3名
- (4) 資 金 の 種 類

#### 母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。				
資金名	内 容	貸付限度額	利 子	償 還 期 間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円	無利子	7年以内
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円	無利子	7年以内
修学資金	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	次頁参照	無利子	20年以内 (専修学校・一般課程 5年以内)
技能習得資金	お母さんが技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金	月額 50,000円 自動車運転免許取得 460,000円	無利子	10年以内
修業資金	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金	月額 50,000円 自動車運転免許取得 460,000円	無利子	6年以内
就職支度資金	就職に必要な被服、履物等及び通勤用自動車を購入する資金	100,000円 自動車購入 320,000円	無利子	6年以内
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金	(医療)310,000円 (特別)450,000円 (介護)500,000円	無利子	5年以内
生活資金	知識技能習得期間中、医療・介護を受けている期間中、失業期間中及び母子家庭となって7年未満の者の生活費補給資金	月額 103,000円	年3% (医療・介護を受けている場合及び技能習得期間中の貸付については無利子)	技能習得 10年以内 医療介護 5年以内 7年未満の母 8年以内 失業 5年以内
住宅資金	住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金	1,500,000円 全面改築の場合 2,000,000円	年3%	6年以内 全面改築 7年以内
転宅資金	住居の移転に際し、住居の賃借又は家財運搬等に必要な資金	260,000円	年3%	3年以内
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	次頁参照	無利子	就学20年以内 (専修学校・一般課程・修業施設5年以内)
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な経費及び家具、什器等を購入する資金	300,000円	年3%	5年以内
特例 児童扶養資金	児童扶養手当の一部の支給制限を受けた家庭の児童を扶養するために必要な資金	児童扶養手当の平成14年7月分と申請時月額 の差額	無利子	10年以内

《学校別限度額表》

修学資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	18,000円	私立	自宅	30,000円
			自宅外	23,000円		自宅外	35,000円
	高等専門学校	国公立	自宅	21,000円	私立	自宅	32,000円
			自宅外	22,500円		自宅外	35,000円
就学支度資金	短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	45,000円	私立	自宅	53,000円
			自宅外	51,000円		自宅外	60,000円
	大学	国公立	自宅	45,000円	私立	自宅	54,000円
			自宅外	51,000円		自宅外	64,000円
就学支度資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	75,000円	私立	自宅	410,000円
			自宅外	85,000円		自宅外	420,000円
	大学、短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	370,000円	私立	自宅	580,000円
			自宅外	380,000円		自宅外	590,000円
修業施設			自宅	90,000円			
			自宅外	100,000円			

4 寡婦・ひとり親家庭奉仕員派遣事業〔金沢市家庭奉仕員等派遣事業運営要綱〕

寡婦並びにひとり親家庭の母・父及び子が、傷病等の理由により、日常生活を営むには支障があり、かつ介護する家族がないか、またその家族が介護を行えないような状況にある場合に家庭奉仕員を派遣し、必要な介護・相談及び助言を行い、福祉の推進を図ることを目的とする。

制度の開始 母子家庭……平成4年4月1日 父子家庭……平成7年4月1日

- (1) 派遣の対象者
- 寡婦及び同居している父母
  - ひとり親家庭で20歳未満の児童を扶養している母・父及びその児童もしくは当該世帯と同居している祖父母

派遣状況

区分	年度	平成11年度	12	13	14	15	16	17
世帯数		4	3	3	5	3	2	1
派遣回数		130	213	340	150	195	29	6
時間数(H)		251	444	678	267	320	55	14.5

5 ホームフレンド派遣事業〔金沢市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱〕

父子家庭等の福祉の増進と児童の健全な育成を図ることを目的として、離婚等による葛藤や地域での孤立化を防ぎ、子どもの悩みを聞くことで心の支えとなり自立心を養うために、父子家庭等の子どもが気軽に相談にのれるホームフレンド(大学生等)を家庭に派遣し、話し相手や遊び相手、簡単な学習指導や家事指導等を行う。

制度の開始 平成9年4月1日

- (1) 派遣の対象者
- 父子家庭、母子家庭、養育者家庭の小・中学生及び高校生
- (2) 派遣時間等
- 1日あたり8時間又は4時間以内、月5回程度

事業実施状況

年度	区分	訪問件数	訪問実施延回数	ホームフレンド登録者数	派遣対象家庭
平成12年度		10 件	246 回	11 人	12 件
平成13年度		7	156	9	10
平成14年度		5	166	18	10
平成15年度		6	214	11	13
平成16年度		12	225	30	12
平成17年度		12	212	17	16

## 6 ほほえみ家族事業

ひとり親家庭における心の豊かさと連帯意識の高揚及び健全な余暇利用をめざし、レクリエーション事業を行う。

事業名	会場	実施日	予定人数
親子で体験ニュースポーツ	市営中央市民体育館	6月4日	200人
親と子のクリスマスのつどい	石川県女性センター	12月3日	100

## 7 女性相談事業〔厚生労働省児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

女性の生活の向上と福祉の増進を目的として、女性の身上等に関する相談、指導及び女性の保護更生に関する相談、指導を行っている。相談内容については身上相談が多く、大半は人間関係による女性の地位の無視から家庭の不和の問題が多くなっている。これらの問題に対して相談員は、その特質を活かし適切な指導保護に努めている。

◎市民参画課（女性相談室）において女性の身上相談を実施 女性相談員1名（非常勤）

### ○女性相談の取扱状況

（単位：件）

年度	人間関係			経済関係	医療関係	その他	計
	夫等	子ども	親族				
15	343	38	77	210	150	127	945
16	235	46	42	70	112	173	678
17	241	46	52	56	130	160	685

### ○女性相談の年齢別件数

（単位：件）

年度	20歳未満	20歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	計
15	12	77	271	129	184	272	945
16	8	61	215	169	118	107	678
17	7	68	200	153	111	146	685

## 8 母子自立支援員

母子家庭及び寡婦の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなど母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図る。母子及び寡婦福祉法第8条（昭和39.7.1法律第129号）

相談員 3名（非常勤）

### 母子自立支援員活動状況

（平成17年度）

相談指導事項 区分	生活一般								児童				
	住宅	医療	家庭紛争	就職	結婚	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	22	411	42	67	0	22	18	52	61	110	1	2	7
相談指導事項 区分	生活援護							税	その他	その他	計		
	母子福祉資金	寡婦福祉資金	母子年金	児童扶養手当	生活保護	その他							
相談件数	1,843	22	36	1,598	35	56	1,174	54	5,633				

## 9 母子福祉推進員〔金沢市母子福祉推進員設置要綱〕

母子家庭及び寡婦の身上相談に理解と熱意をもって応じ、母子相談員の協力者として28名が、母子家庭等の福祉の推進のために地域奉仕活動に努めています。(委嘱・任期2年)

### ● 職務内容

- (1) 母子家庭等の相談助言に関すること
- (2) 母子家庭等の福祉に係る各種施設の広報に関すること
- (3) 母子・寡婦福祉団体の育成協力に関すること
- (4) その他母子家庭等の福祉の増進に関すること

## 10 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業

### (1) 自立促進講習会

自立促進のために必要な知識及び技能の習得を希望する母子家庭の母及び寡婦に対して、講習会を開催する。

- 実施内容 パソコン講習会 定員30名

- 会場 金沢市教育プラザ富樫

### (2) 特別相談事業

ひとり親家庭及び寡婦が抱えている社会的、経済的問題の解決の一助とするため、専門家による特別相談(法律相談)を実施する。

- 相談員 弁護士
- 会場 石川県女性センター
- 実施回数 年3回

## 11 自立支援教育訓練給付金事業〔金沢市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要領〕

(平成16年4月1日実施)

母子家庭の母の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程を修了した方に対して、給付金を交付します。

- (1) 申請時期 受講開始日の15日前
- (2) 対象資格 厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座
- (3) 交付額 対象経費の4割、限度額20万円
- (4) 所得制限 児童扶養手当に準じた所得制限があります。

## 12 高等職業訓練促進給付金事業〔金沢市母子家庭高等職業訓練促進給付金交付要領〕

(平成16年4月1日実施)

母子家庭の母で経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、一定期間、給付金を交付します。

- (1) 申請時期 修業する期間の2/3に相当する期間を経過した日以後
- (2) 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等
- (3) 交付額 月額103,000円

- (4) 交付期間 修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）  
 (5) 所得制限 児童扶養手当に準じた所得制限があります。

### 13 父子相談員

父子家庭における身上相談に応ずるとともに、必要な助言指導を行うことにより、父子家庭の福祉の増進を図る。（母子自立支援員が兼務）

#### 父子相談員活動状況

（平成17年度）

相談指導事項 区分	生 活 一 般						児 童				
	住宅	医療	家庭 紛争	就職	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	1	32	0	0	0	0	0	10	0	0	0

相談指導事項 区分	生 活 援 護						計
	生 活 福祉資金	日本学生 支援機構	生活保護	交通災害等 遺児奨学金	介護人派遣	そ の 他	
相談件数	1	1	1	0	0	14	60

### 14 児 童 手 当〔児童手当法〕

児童を養育している人に児童手当を支給することによって、児童の育成の場である家庭における生活の安定を図るとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的に、昭和47年1月1日から児童手当制度が施行された。

- (1) 支給の対象 小学校修了前の児童を養育している人で、前年（1月から5月までの月分については、前々年）の収入が一定の額未満の場合  
 (2) 手当の額 第1子又は第2子の児童……………月額 5,000円  
 第3子以降の児童……………1人につき月額 10,000円  
 (3) 支給期間 12歳到達後最初の年度末（平成18年4月制度改正）

#### 支 給 状 況

（受給者数・児童数は2月末現在）

年度	区分	受 給 者 数	支給対象児童数	支 払 金 額
13		19,896 人	20,488 人	1,384,720 千円
14		20,062	22,925	1,458,560
15		20,639	23,500	1,483,995
16		25,772	32,896	2,022,910
17		25,578	32,575	2,114,740



# 第3 生活支援課

## I 生活保護

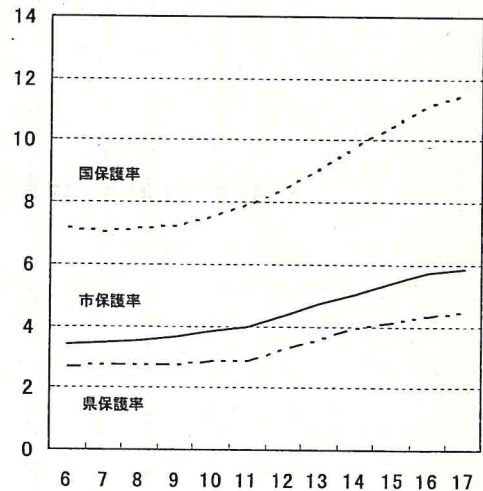
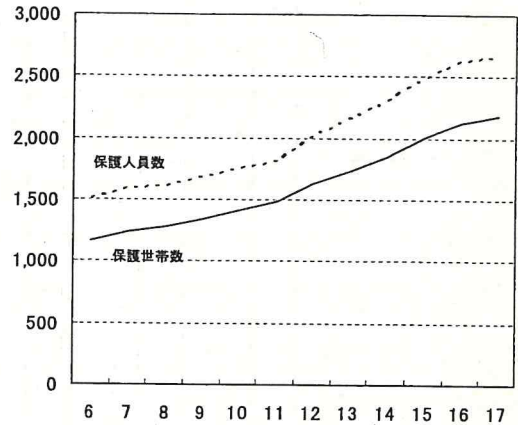
生活保護は、生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

本市における近年の保護の動向は、平成6年度まで横ばいないし漸減傾向にあったが、平成7年度以降は保護率、保護世帯、保護人員とも増加に転じ、12年度以降は増加傾向が顕著となっている。

### 1 被保護世帯数・人員・保護率の年次推移

年度	管内人口	保護世帯数	保護人員	保護率 (0/00)		
				当市	県	国
6	447,335	1,169	1,502	3.42	2.65	7.1
7	454,550	1,237	1,588	3.49	2.70	7.0
8	455,370	1,277	1,605	3.52	2.71	7.1
9	455,850	1,343	1,677	3.68	2.72	7.2
10	457,028	1,415	1,750	3.83	2.81	7.5
11	457,435	1,479	1,811	3.96	2.83	7.9
12	457,956	1,628	2,006	4.38	3.24	8.4
13	456,723	1,739	2,152	4.71	3.53	9.0
14	457,350	1,853	2,298	5.03	3.92	9.8
15	457,554	2,015	2,495	5.45	4.11	10.5
16	457,678	2,130	2,626	5.74	4.30	11.1
17	454,626	2,179	2,668	5.87	4.41	11.5

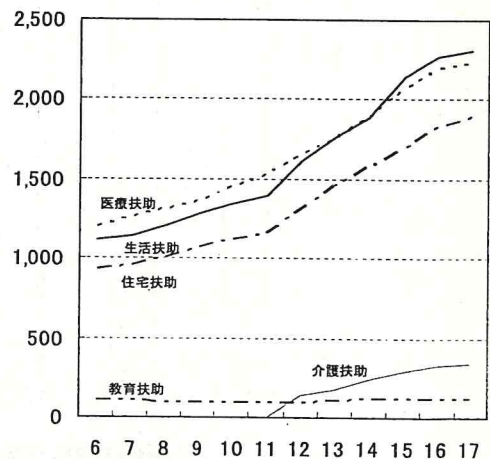
※ 保護率＝年度平均



### 2 扶助別人員年次推移

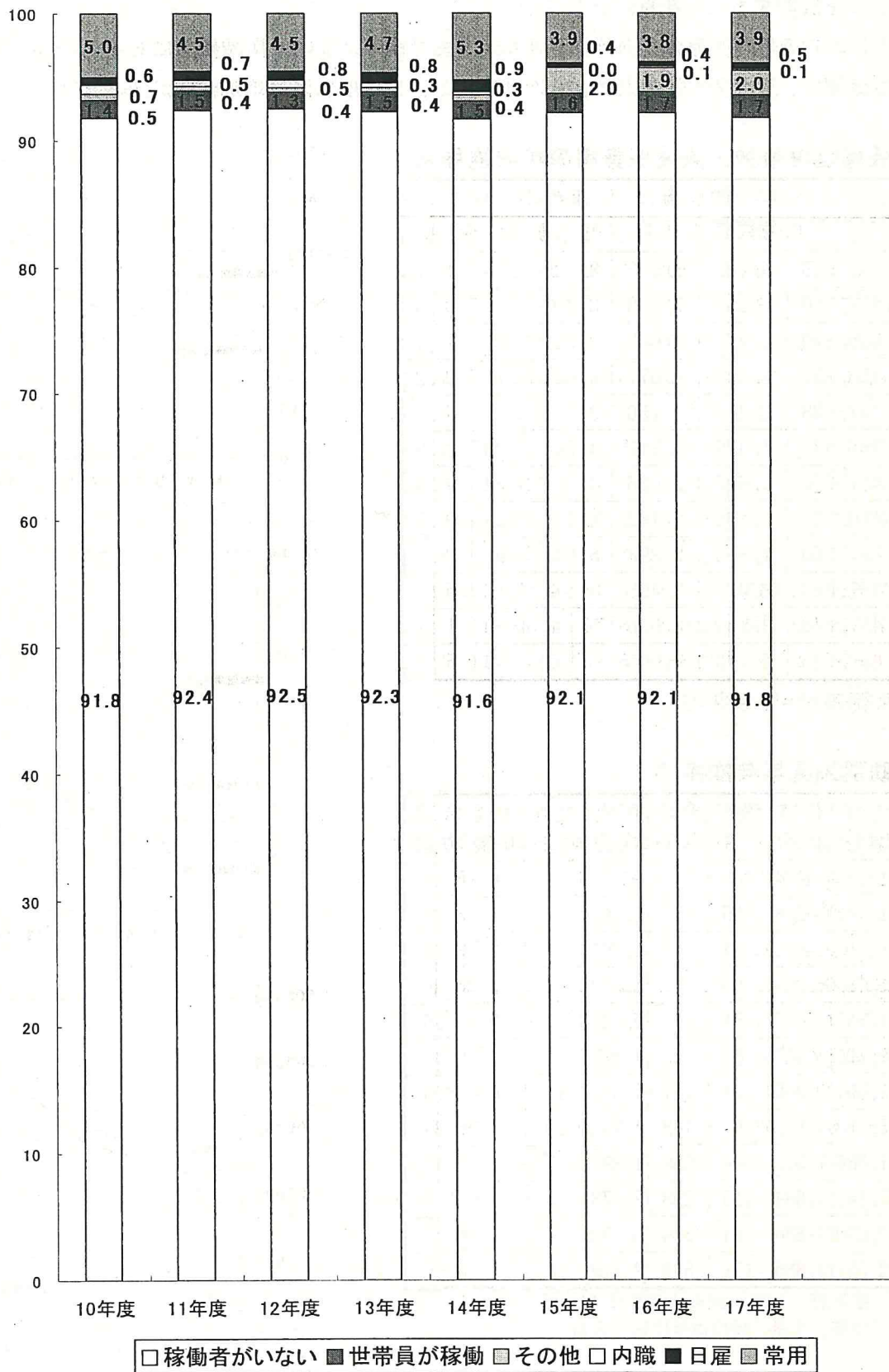
年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助
6	1,122	924	103	—	1,191	4	0	18
7	1,145	958	105	—	1,262	3	0	18
8	1,204	1,004	94	—	1,301	1	3	29
9	1,280	1,061	85	—	1,362	1	1	28
10	1,347	1,122	84	—	1,447	4	0	35
11	1,390	1,160	83	—	1,517	4	1	36
12	1,607	1,305	91	141	1,655	14	0	35
13	1,758	1,456	102	183	1,757	10	1	38
14	1,886	1,573	108	238	1,894	3	1	42
15	2,141	1,684	110	293	2,073	3	1	68
16	2,270	1,830	114	324	2,192	1	1	51
17	2,311	1,885	111	344	2,219	285	2	55

※ 生活、住宅、教育、医療は月平均人員  
生業、出産、葬祭は年度延べ人員



### 3 労働力類型年次推移

10世帯のうち約9世帯は稼働者のいない世帯である。

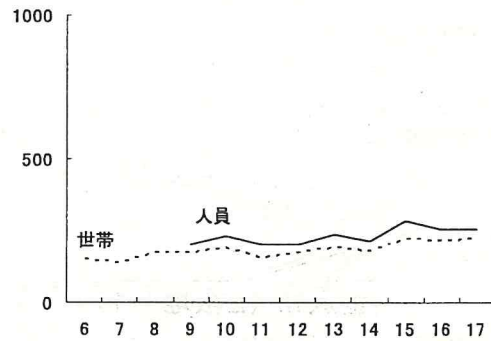
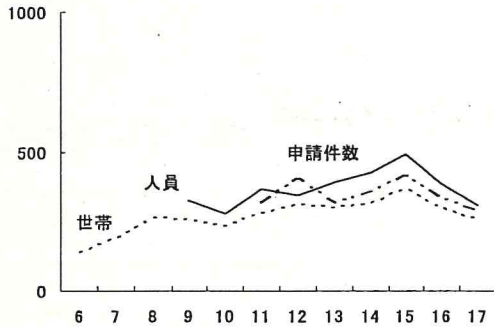


#### 4 保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成

##### ○ 保護開始・廃止の世帯人員の推移

開始  
(申請数 284)

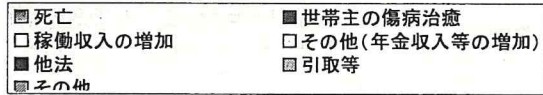
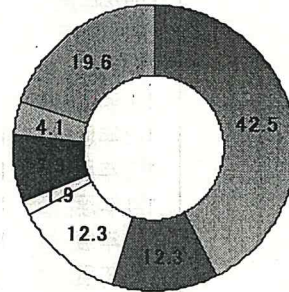
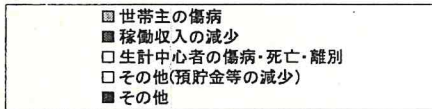
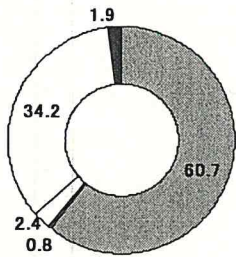
廃止



##### ○ 開始・廃止の理由別構成 (平成17年度)

開始世帯 257  
(開始人員 306)

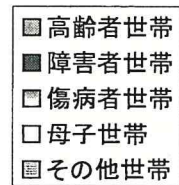
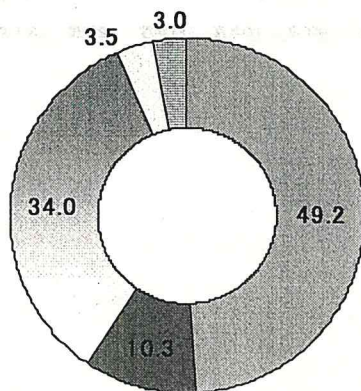
廃止世帯 219  
(廃止人員 258)



#### 5 世帯類型構成比 (平成17年度)

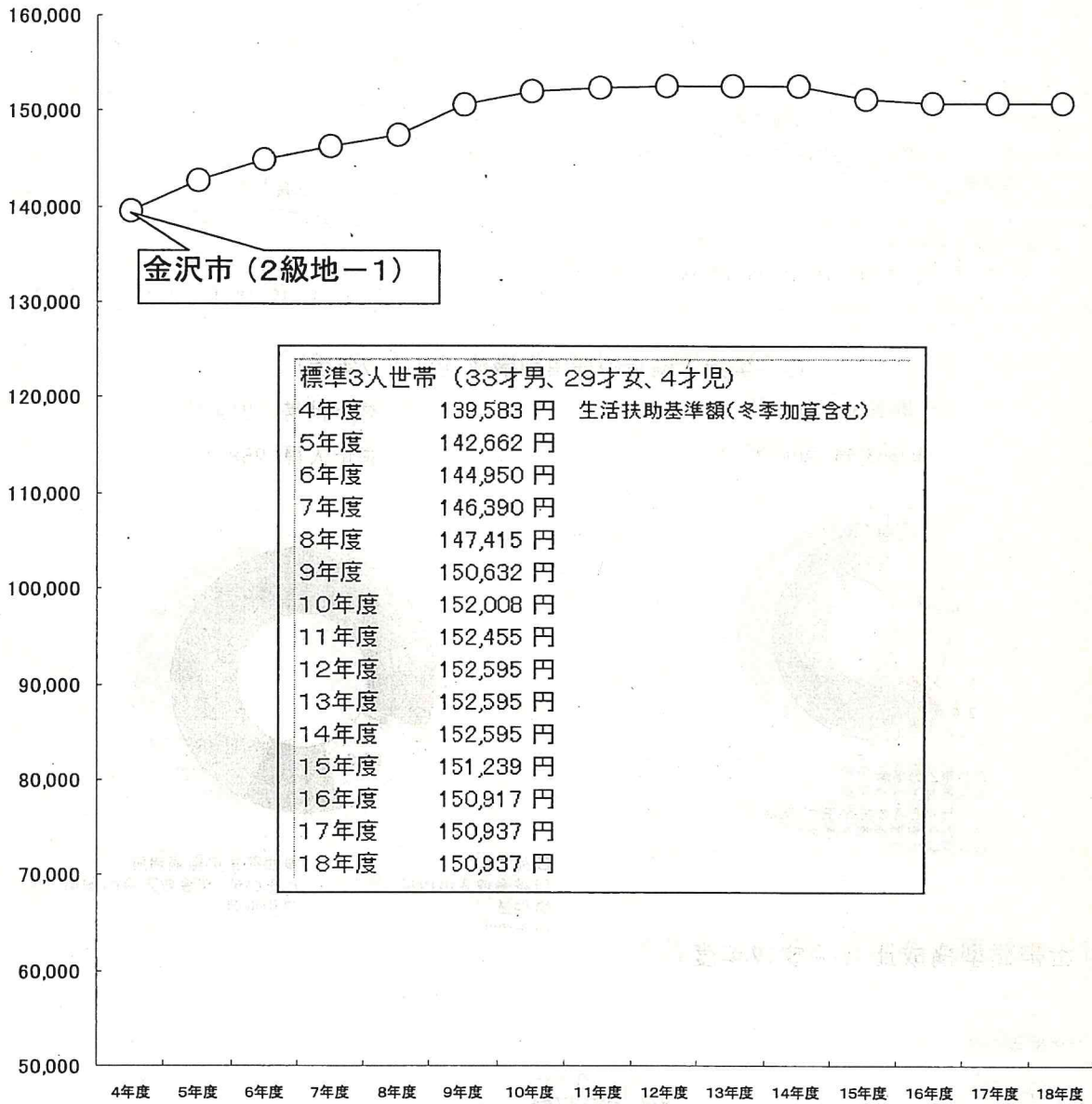
総世帯数

2,170



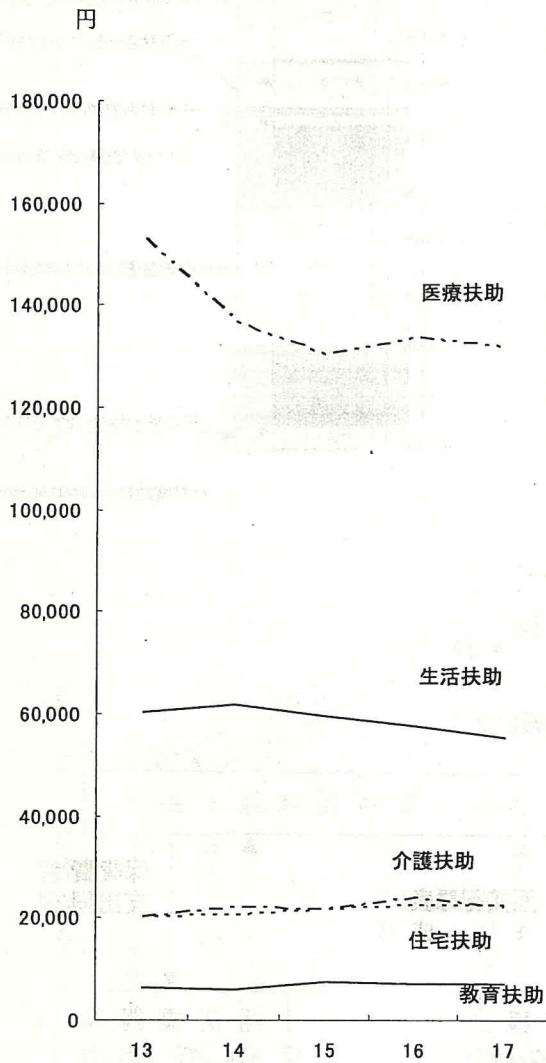
6 生活保護基準額の推移

○ 生活保護基準額の推移

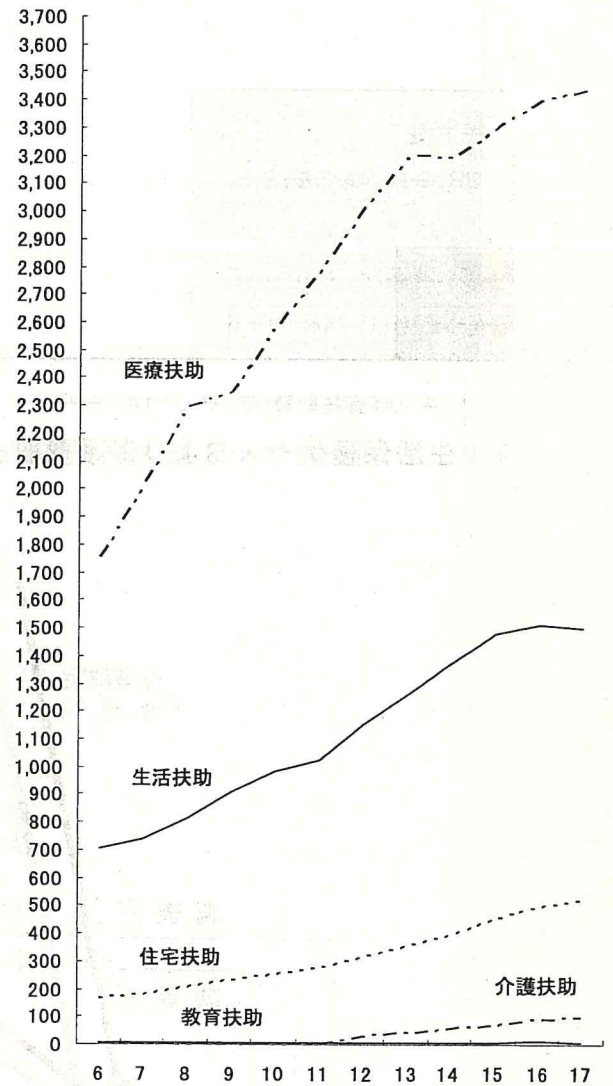


## 7 扶助費構成の年次推移

### 1月分の1人当りの扶助費の年次推移



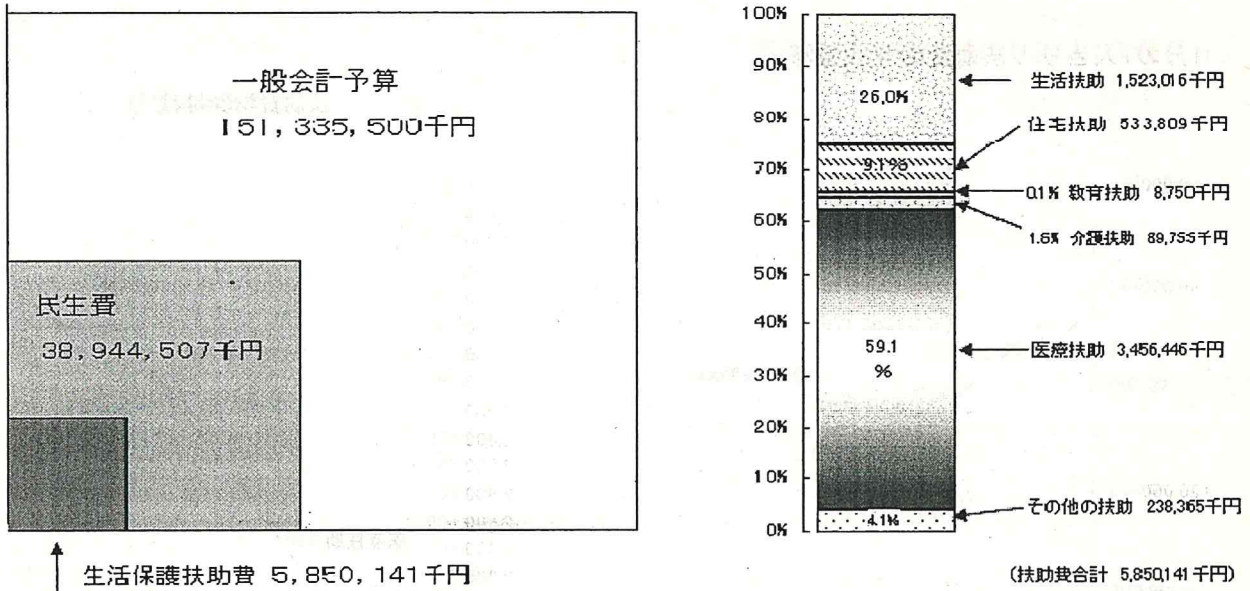
### 百万円 扶助費年次推移



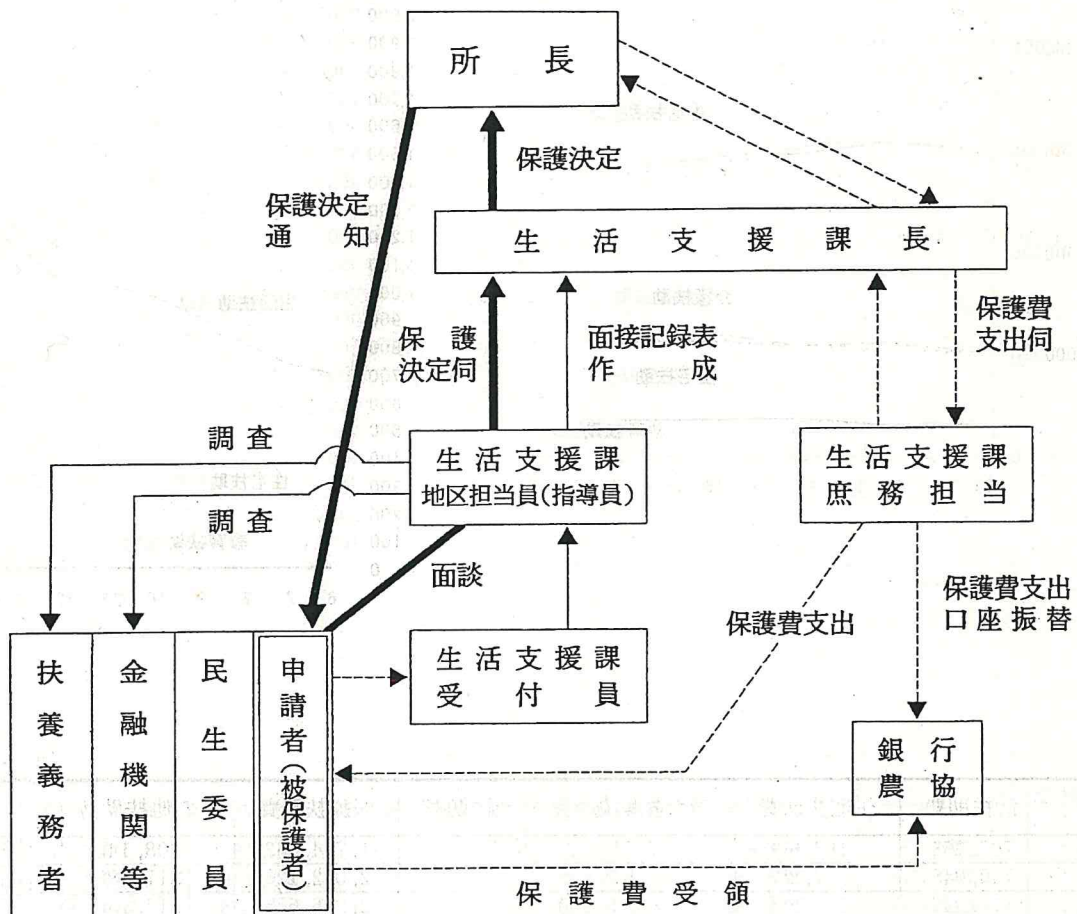
(単位：千円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	その他扶助等	計
6	707,058	163,666	7,711	—	1,754,163	208,145	2,840,743
7	740,648	177,888	7,578	—	2,002,126	217,988	3,146,228
8	818,297	203,289	6,905	—	2,296,658	214,185	3,539,334
9	912,689	230,458	6,331	—	2,351,922	216,635	3,718,035
10	985,072	254,165	6,330	—	2,576,643	225,458	4,047,668
11	1,023,224	273,382	6,600	—	2,786,675	223,518	4,313,399
12	1,156,337	314,784	6,750	28,140	3,016,522	218,715	4,741,248
13	1,265,068	356,452	8,400	40,845	3,195,258	220,026	5,086,049
14	1,371,490	397,087	8,281	56,411	3,190,117	223,504	5,246,890
15	1,483,245	451,173	8,936	66,618	3,301,802	228,815	5,540,589
16	1,516,353	494,654	11,205	90,500	3,404,301	222,517	5,739,530
17	1,497,017	513,006	9,932	94,603	3,437,409	236,494	5,788,461

## 8 金沢市の予算と生活保護扶助費（18年度）



## 9 生活保護ケースおよび保護費取扱表



- 《備考》
- 生活保護費の支給は原則として、地方自治法施行令第165条の2による口座振替の方法によるものとする。
  - 保護費は口座振替の方法によるものについて、毎月概ね4日および19日に支給する。窓口で支払うものについては、毎月概ね5日に支払うほか、月に3回の支給日を定めている。

## Ⅱ 法外援護等

### 1 金沢市援護規則抜粋

第1条 この規則は金沢市に住所を有し、生活に困窮して生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けるに至らないもの（教育援護およびその他の援護については被保護者を含む。）および心身障害者に対し必要な援護を行い、その自立を助長することを目的とする。

### 2 援護の種類

- (1) 教育援護は、義務教育に係る修学旅行またはこれに準ずる校外活動の支度金の一部を補給するものとする。
- (2) 療養援護は、医療費（看護料を含む）の支払により生活に困窮している世帯に対し、療養費の全部または一部を補給するものとする。
- (3) 新規就労援護は、生活に困窮している世帯の子弟が中学校を卒業し、新規に就労する場合であつて、かつ、その世帯が支度資金に窮する時その一部を補給するものとする。
- (4) その他の援護は、生活に困窮している世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる時、必要とする経費の全部または一部を補給するものとする。

### 3 法外援護費

（単位：円）

区分 年度	援 護 の 種 類					計
	教育援護費	療養援護費	新規就労 援 護 費	その他の 援 護 費	夏季・歳末見舞金	
6	1,280,000	1,762,103	60,000	580,000	夏 7,087,000 冬 22,481,000	33,250,103
7	1,412,000	2,382,553	90,000	646,998	夏 7,199,500 冬 23,700,500	35,431,551
8	1,458,000	2,488,384	90,000	675,000	夏 7,695,500 冬 24,570,500	36,977,384
9	1,332,000	3,628,759	60,000	625,000	夏 8,109,500 冬 25,961,000	39,716,259
10	1,420,000	4,614,960	—	419,414	夏 8,785,500 冬 27,746,500	42,986,374
11	1,522,000	5,362,455	30,000	683,463	夏 9,127,000 冬 29,005,500	45,730,418
12	1,786,000	5,950,175	0	813,847	夏 9,824,500 冬 29,957,500	48,332,022
13	2,096,000	8,963,256	0	909,486	夏 10,511,000 冬 30,314,500	52,794,242
14	2,448,000	10,862,849	0	559,000	夏 11,383,000 冬 31,328,000	56,580,849
15	2,742,000	8,269,955	120,000	640,625	夏 11,876,000 冬 31,619,000	55,267,580
16	2,960,000	11,003,309	180,000	1,073,650	夏 11,934,000 冬 32,205,000	59,355,959
17	2,048,000	10,532,452	120,000	414,613	夏 12,591,000 冬 32,577,000	58,283,065

#### 4 夏季・歳末見舞金支給状況

		支給対象者	支給金額(1世帯当り)	
歳末見舞金支給状況	夏季見舞金支給状況	(1) 生活保護受給世帯	3,000 円	
		(2) 結核入院患者(結核予防法第35条適用患者)	3,000 円	
		(3) 老人ホーム入所者	3,000 円	
		(4) 救護施設入所者	3,000 円	
		(5) 知的障害者援護施設入所者	3,000 円	
		(6) 身体障害者更生援護施設入所者	3,000 円	
	平成17年度支給対象者		4,197 人	12,591,000 円
		(7) ねたきり老人		3,000 円
		(8) 特別児童扶養手当受給者		3,000 円
		(9) 身障1、2級の者		3,000 円
(10) 児童福祉施設入所者			3,000 円	
平成17年度支給対象者		10,859 人	32,577,000 円	

#### 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度

国がこの制度の法制化を昭和48年度に行ったことに基づいて、本市も災害により死亡した市民(災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。)の遺族に対する弔慰金の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた災害障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付を行い、市民の福祉の増進に資することとしている。

(1) この制度における災害とは次の災害とする。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生じた場合で、国の災害救助法の適用を受けた災害をいう。

(2) 弔慰金、障害見舞金及び貸付金の額

① 弔慰金の額

災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時において、その世帯の生計の中心者である場合には500万円、その他の場合には250万円。ただし、既に災害障害者見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額

② 災害障害見舞金の額

災害により負傷し、又は疾病にかかり、障害となったときの見舞金の額は、生計を主として維持していた場合250万円その他の場合には125万円

③ 援護資金の貸付額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による被害の程度に応じそれぞれ次のように定められている。

ア. 世帯主が療養期間おおむね1ヵ月以上の負傷を受け、かつ、次のいずれかに該当する場合にはその区分に応じて定められている額

- (ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である災害及び住居の損害がない場合 ..... 150万円
- (イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 ..... 250万円
- (ウ) 住居が半壊した場合 ..... 270万円
- (エ) 住居が全壊した場合 ..... 350万円

イ. 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 ..... 150万円
- (イ) 住居が半壊した場合 ..... 170万円
- (ウ) 住居が全壊した場合 ..... 250万円
- (エ) 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 ..... 350万円

ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情がある場合には、アの(ウ)は350万円、イの(イ)は250万円、イの(ウ)は350万円とする。



## 第4 介護保険課

### 1 制度のあらまし

#### (1) 保険に加入する方

65歳以上の方（第1号被保険者）および40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

#### (2) 給付の対象となる場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）または、要介護状態にならないように支援が必要な状態（要支援状態）になったとき。

（ただし、第2号被保険者の場合、初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により介護等が必要になった方のみ）

#### (3) 利用料

- 利用料は、原則としてかかった費用の1割  
（ただし、在宅サービスは、要介護度ごとの利用限度額の範囲内で利用できる。）
- 施設サービスとショートステイは、1割の利用料のほかに食費と居住費の負担もある。

#### (4) 保険料

##### ① 第1号被保険者

- 保険料は市町村が設定
- 所得に応じた保険料（7段階区分）
- 原則年齢・退職年金や遺族年金・障害年金から天引きにより徴収

平成18年度の保険料（65歳以上の方）

（単位：円）

所得段階区分	年額	特別徴収				普通徴収	
		4.6月	8月	10月	12.2月	4月	5～3月
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方	22,800	3,900	3,600	3,800	3,800	1,900	1,900
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	28,500	5,800	5,800	4,850	4,700	2,430	2,370
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方	39,900	5,800	5,800	7,000	7,000	3,380	3,320
④本人は市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方	57,000	7,800	7,800	10,300	10,300	4,750	4,750
⑤本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方	71,250	9,800	9,800	12,900	12,900	6,020	5,930
⑥本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上500万円未満の方	85,500	11,700	11,700	15,500	15,500	7,180	7,120
⑦本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上の方	99,750	11,700	11,700	19,000	19,000	8,340	8,310

※ 年度途中に、65歳に達した方・納付方法が変わった方など、この表の額と異なる場合があります。

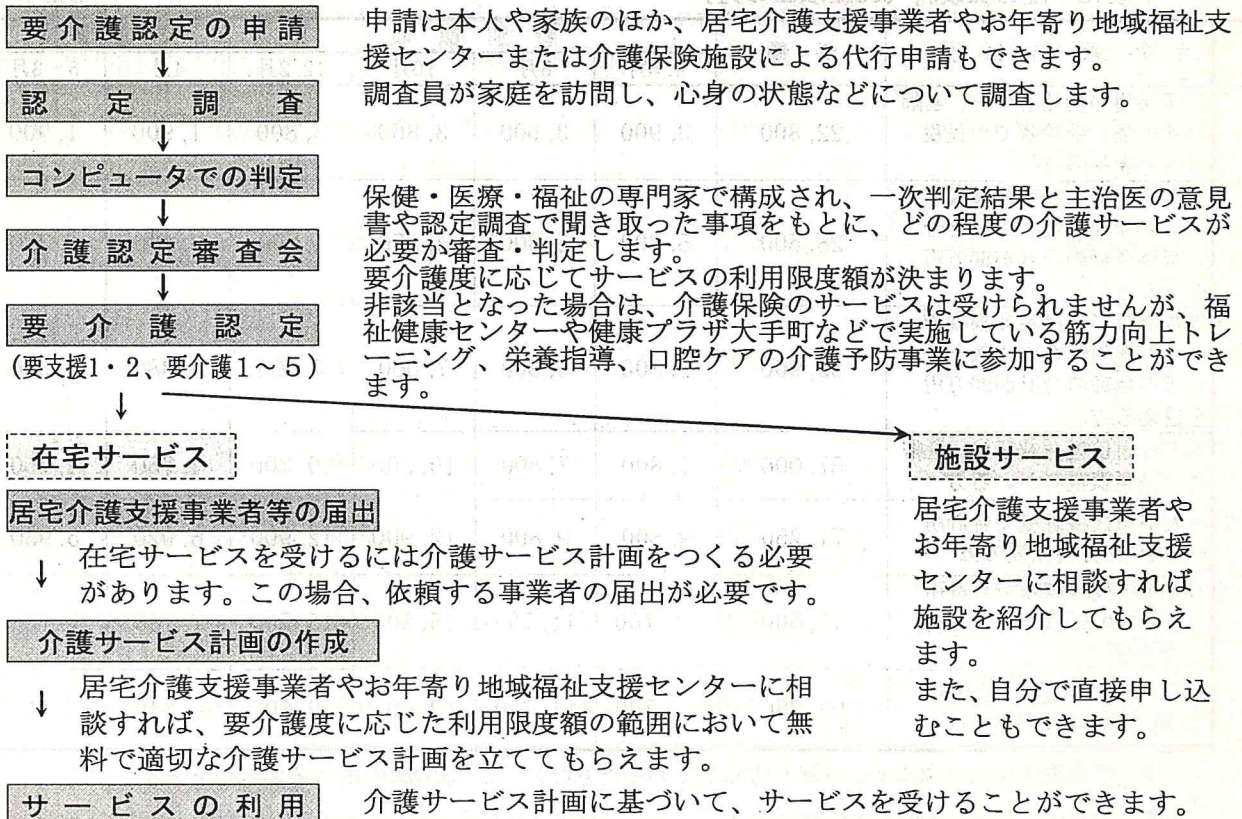
※ 税制改正に伴う保険料の軽減により、この表の額と異なる場合があります。

## 2 介護保険サービスの種類

在宅サービス	施設サービス
訪問サービス ◇訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導 通所サービス ◇通所介護（デイサービス） ◇通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所サービス（ショートステイ） ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 その他 ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇福祉用具購入 ◇住宅改修	◆介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ◆介護老人保健施設 （老人保健施設） ◆介護療養型医療施設  地域密着型サービス ◇認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者のグループホーム） ◇認知症対応型通所介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設 （小規模な特別養護老人ホーム）  ※小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護については、サービス提供の準備中です。

◇印については、介護予防を目的としたサービスも提供しています。

## 3 要介護認定からサービス利用までの手続き



#### 4 要介護認定の状況

金沢市介護認定審査会が、64合議体、192人の委員により審査・判定を実施

##### (1) 要介護認定申請者数

区 分	新規申請	更新申請	変更申請	計
平成15年度	3,916	15,105	546	19,567
平成16年度	3,692	14,298	622	18,612
平成17年度	3,645	4,703	975	9,323

※ 各年度末の状況

##### (2) 要介護認定者数（実人数）

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成15年度	1,470	4,929	2,507	1,890	1,716	1,737	14,249
平成16年度	1,664	5,240	2,570	2,008	1,791	1,765	15,038
平成17年度	1,669	5,997	2,748	2,127	1,794	1,591	15,926

※ 各年度末の状況

#### 5 事業者の指定状況

※ 市内に所在する事業者のみ

区 分	サービスの種類	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
		事業所数	事業所数	事業所数
在宅サービス	訪問介護	66	70	80
	訪問入浴介護	10	11	12
	訪問看護	151	165	173
	訪問リハビリテーション	65	81	93
	居宅療養管理指導	453	475	492
	通所介護	63	70	81
	通所リハビリテーション	26	27	29
	短期入所生活介護	15	16	19
	短期入所療養介護	33	31	28
	認知症対応型共同生活介護	22	22	25
	特定施設入所者生活介護	3	5	5
居宅介護支援	福祉用具貸与	53	56	57
	居宅介護支援	108	112	117
	介護老人福祉施設	14	15	16
施設サービス	介護老人保健施設	10	10	10
	介護療養型医療施設	23	22	22
計	(延べ事業所数)	1,115	1,188	1,259
(参 考)	事業所実数	667	706	752
	経営主体実数	598	632	663

## 6 介護保険サービスの利用状況

### (1) サービス毎の利用者数等

区 分	サービスの種類	平成17年3月審査分(2月利用分)		平成18年3月審査分(2月利用分)	
		件数(人数)	日数・回数	件数(人数)	日数・回数
在宅サービス	訪問介護	3,516	32,387	3,621	33,146
	訪問入浴介護	235	869	195	766
	訪問看護	707	3,511	672	3,456
	訪問リハビリテーション	73	252	85	368
	通所介護	3,422	26,530	3,844	30,651
	通所リハビリテーション	1,483	11,242	1,554	12,192
	福祉用具貸与	2,881		3,174	
	短期入所生活介護	603	5,714	674	6,798
	短期入所療養介護	207	1,680	174	1,538
	居宅療養管理指導	840	1,637	841	1,689
	認知症対応型共同生活介護	525		637	
	特定施設入所者生活介護	181		244	
	福祉用具購入	82		106	
	住宅改修	76		94	
居宅介護支援	居宅介護支援	7,780		8,243	
施設サービス	介護老人福祉施設	2,296		1,593	
	介護老人保健施設	1,076		1,103	
	介護療養型医療施設	722		698	

### (2) 介護保険給付費の状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度
在宅サービス	9,816,625	10,572,716
施設サービス	11,813,593	11,704,231
その他の(高額サービス費、審査支払手数料)	183,256	237,504
合 計	21,813,474	22,514,001

## 7 介護保険料の状況

### (1) 年度別保険料

(単位：円)

所得段階区分	平成15～18年度	平成18～20年度
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方	23,580	22,800
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	35,370	28,500
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方		39,900
④本人は市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方	47,160	57,000
⑤本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方	58,950	71,250
⑥本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上500万円未満の方	70,740	85,500
⑦本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上の方		99,750

※ 平成18年度より5段階から7段階に分けられた

### (2) 所得段階別人数

(単位：人)

所得段階区分	平成16年度	平成17年度
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方	1,245	1,268
②世帯全員が市民税非課税の方	26,299	28,039
③本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方	28,596	28,600
④本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方	11,915	12,442
⑤本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上の方	12,324	12,222
計	80,379	82,571

※ 各年度末の状況

## 8 在宅介護の推進

在宅での介護を支援するために、介護保険の対象とならない費用の一部を助成する。

### (1) 家庭復帰支援事業

介護保険施設に入所(院)されている方の家庭復帰を支援するために、一時帰宅中における在宅サービス利用料の一部を助成する。

対象者 介護保険施設に入所(院)の方で、家庭復帰を目指す方  
利用者負担 かかった費用の1割

### (2) 在宅サービス利用料助成事業

要介護3～5と認定された方の在宅生活を支援するため、利用限度額を超えて利用した在宅サービスについて、利用料の一部を助成する。

対象者 ①要介護3～5と認定された方  
②世帯全員が市民税非課税  
③ショートステイの利用日数が月の半数を超えていない  
助成額 利用限度額を超えたサービスの費用の2分の1(上限額22,700円)

## 9 介護人材の養成

介護福祉士国家資格取得希望者に対し、資格取得に向けての講習等を行うことにより、質の高い福祉人材を養成・確保する。

### ● 事業内容

#### (1) 介護福祉士国家試験受験対策講座

##### ① 受験対策講座（講義）

開催数 年2回

##### ② 模擬試験

開催数 年4回

##### ③ 受験対策講座（実技）

開催数 年5回

## 第5 長 寿 福 祉 課

### 1 高齢者福祉の背景

#### ○高齢者の年次別推移

(各年7月1日現在)

年 度	総人口(A)	65歳以上人口 (B)	構成比 $\frac{(B)}{(A)}$	ひとり暮らし 高 齢 者	在宅ねたきり 高 齢 者
61	420,609 人	44,616 人	10.6 %	1,687 人	514 人
62	422,849	46,153	10.9	1,769	558
63	425,213	47,391	11.1	2,196	538
元	427,613	49,087	11.5	2,376	579
2	429,413	50,993	11.9	2,910	571
3	430,184	52,972	12.3	3,093	601
4	431,981	54,708	12.7	3,394	643
5	433,280	56,666	13.1	3,695	700
6	435,045	59,070	13.6	4,130	808
7	436,176	60,918	14.0	4,421	899
8	437,526	63,357	14.5	4,805	948
9	438,252	65,473	14.9	5,115	1,085
10	439,372	67,740	15.4	5,998	1,199
11	439,768	69,771	15.9	7,684	1,220
12	440,779	71,470	16.2	7,897	1,386
13	441,282	73,881	16.7	8,484	1,455
14	442,125	75,834	17.2	9,589	1,302
15	442,216	77,743	17.6	9,738	1,584
16	442,198	79,006	17.9	10,076	1,694
17	441,662	80,769	18.3	11,526	1,967

(1) 人口は住民登録人口による。

(2) ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者の数は「金沢市ねたきり、ひとり暮らし高齢者実態調査」の結果による。

## 2 高齢者福祉施策の体系（平成18年度）

老人福祉対策	介護保険制度	在宅サービス	1	訪問介護（ホームヘルプサービス）		
			2	通所介護、通所リハビリテーション		
			3	訪問入浴介護		
			4	訪問看護、訪問リハビリテーション		
			5	福祉用具貸与		
			6	短期入所生活（療養）介護		
		施設サービス	7	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		
			8	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		
			9	介護老人保健施設		
			10	介護療養型医療施設		
			11	お年寄り地域福祉支援センター	市内19ヵ所に設置	
			12	高齢者筋力向上トレーニング事業		
		地域支援事業	13	認知症高齢者地域支え合い事業		
			14	徘徊探知機購入助成	助成額 1人あたり1万円上限	
			15	紙おむつ支給	平型もしくはテープ型かはくパンツを選択給付	
			16	家族介護慰労金支給	年額 100,000円	
			17	介護家族交流事業	心身のリフレッシュ事業を開催	
			18	成年後見制度利用支援事業	相談員を育成	
	19		配食サービス			
	20		シルバーハウジング生活援助員派遣	公営住宅に生活援助員を1名配置		
	21		生活支援員（ライフヘルパー）派遣	主に家事援助サービスを実施（週1回・1時間以内）		
	22		お年寄り生活支援ハウス	高齢者生活福祉センター 2ヵ所		
	在宅老人福祉対策	生活支援施策	23	日常生活防火安全用具の給付	自動消火器、電磁調理器、ガス漏れ警報器、火災警報器の給付	
			24	移送入浴サービス		
			25	寝具乾燥消毒サービス	年間9回の乾燥消毒、年間3回の水洗い	
			26	理美容サービス	年間2回分の利用券交付	
			27	地域サロン運営交流事業		
			28	高齢者虐待防止支援強化事業		
			29	高齢者福祉防災台帳の作成		
			30	地域福祉ネットワーク強化事業		
			31	まちぐるみ福祉活動推進員費	まちぐるみ福祉活動の推進	
			32	地域サロン事業	62ヵ所（平17.3.31現在58ヵ所）	
	在宅老人福祉対策	生きがい活動支援施策	33*	老人クラブ活動助成	1クラブ46,560円+60円×会員数	
			34	老人連合会活動助成	高齢者による高齢者への奉仕活動等	
			35	福祉バス運営	大型バス2台（6月、10月に1台増車）	
			36	ことぶき奉仕団補助		
			37	長寿お祝い金贈呈	77歳5,000円 80歳10,000円 88歳15,000円 90歳20,000円	
			38	長寿者祝品贈呈	99歳30,000円 100歳以上50,000円	
			39	高齢者農園助成	1クラブ15,000円	
			40	生きがいと創造の工房事業	万寿苑、鶴寿園、松寿荘（陶芸、手工芸、木彫等の講座）	
			41*	高齢者生きがい活動促進補助	絵画教室、体育祭、演芸大会、作品展等	
			42	全国健康福祉祭参加事業		
	在宅老人福祉対策	介護家族策	43	いきいき金沢健康福祉祭補助		
			44	ふれあい入浴補助	年22回の入浴補助券を交付	
			45	介護手当金支給	月額 5,000円（4月、8月、12月に支給）	
			その他の施策	46	生活自立住まいづくりの助成及び融資	高齢者及び障害者の住宅のバリアフリー化改造
				47	外国人高齢者福祉手当	月額 10,000円
	48	福祉サービス公社費				
施設福祉対策	入所施策	49	老人ホーム入所判定委員会			
		50*	老人ホーム入所措置	養護老人ホーム		
		51	敬寿金贈呈	月額 2,000円（無年金者に限る。）		
		52	老人福祉施設建設等助成			
		53	老人福祉センター運営	万寿苑、松寿荘、鶴寿園等		
	利用施設	54	福祉作業センター運営	十一屋ことぶき作業場、馬場ことぶき作業場		
		55	生きがい情報センター運営（パソコン塾）	情報通信を活用した作業、パソコンの利用等		
		56	老人憩の家運営	16館		
		57	いきいきギャラリー運営	高齢者・障害者の作品の展示・販売、電動スクーターの貸出		
		58*	老人保健法医療給付	医療給付、健康指導事業、健康手帳作成		
医療対策		59	医療助成	69歳医療給付、寝たきり高齢者等医療給付、はり・きゅう・マッサージ施術費助成		

(\*印は国の事業、アンダーラインは18年度新規事業)

### 3 高齢者生活支援施策

#### (1) お年寄り介護相談センター〔在宅介護支援センター運営事業等実施要綱〕

24時間対応の相談援助体制を整備し、高齢者の実態、ニーズ把握および保健福祉の情報提供を図る。 市内23箇所設置(平成18年4月1日制度改正により廃止)

※平成18年度からお年寄り地域福祉支援センターへ移行

#### 平成17年度基幹型管内別お年寄り介護相談センター事業報告

管内	相談実績					実態把握	相談内容							
	新規	再来	合計	うち訪問	うち夜間		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
元町	1,360	3,813	5,173	3,163	26	2,588	1,659	3,417	950	1,018	127	1,409	92	233
駅西	943	1,519	2,462	839	77	2,829	894	1,153	314	182	28	566	57	419
泉野	2,103	4,095	6,198	2,266	46	3,362	1,602	4,048	866	145	600	1,179	178	308
計	4,406	9,427	13,833	6,268	149	8,779	4,155	8,618	2,130	1,345	755	3,154	327	960
管内	各種教室の開催					相談内容	①サービス利用 ②介護・日常生活 ③医療 ④所得・家庭生活 ⑤生きがい支援 ⑥介護保険制度 ⑦介護予防プラン ⑧その他							
	家族介護	転倒予防	認知症予防	自立支援	地域活動支援									
元町	46	182	97	60	37									
駅西	40	75	125	173	37									
泉野	81	103	119	152	77									
計	167	360	341	385	151									

#### (2) 生活支援員（ライフヘルパー）派遣事業（平成12.4発足）

要介護認定の非該当と認定された高齢者に対して、ホームヘルパーの派遣を実施する。

家事援助サービスを週1回（1時間以内）

委託先 財団法人金沢市福祉サービス公社ほか民間事業者29社

実利用者 37人（平成18.3月現在）

予算 2,554千円

#### (3) お年寄り生活支援ハウス（平成12.10発足）

在宅復帰を目的に、ひとり暮らしが困難な高齢者等を対象に一定期間、生活援助員の指導のもと、各種生活支援サービスを実施する。

場所 金沢東総合在宅ケアセンター2階（柳橋町ア29番地）

（委託先：医療法人社団仁智会、定員20名）

シニアタウン21 2、3階（山科町午40番地1）

（委託先：社会福祉法人洋裕会、定員15名）

予算 6,496千円

#### (4) 日常生活安全用具給付等事業

【ひとり暮らし・老夫婦世帯対象】

##### ① 福祉電話貸与（昭和48.4発足）

ひとり暮らし高齢者およびねたきり高齢者またはねたきりに準ずると市長が認めた高齢者のみの世帯に対して孤独感を和らげるために、緊急通報装置付きの電話を貸与する。

17年度末貸与台数 87台

##### ② 緊急通報装置貸与（昭和63.10発足、平成11.4月より地域福祉ネットワーク強化事業へ）

ひとり暮らし高齢者およびねたきり高齢者またはこれに準ずると市長が認めた高齢者のみの世帯に対して、家庭内において身体等に異常が発生したとき、迅速かつ適切に対応するため

緊急通報装置を貸与する。

17年度末貸与台数 1,504台

- ③ 自動消火器（昭和59.4発足）、ガス漏れ警報器（昭和57.4発足）および電磁調理器（平成5.4発足）、火災警報器（平成18.4発足）給付

火災被害を最小限に食い止めるとともに、高齢者を痛ましい事故から守る。

年度	設 置 数		
	自動消火器	ガス漏れ警報器	電磁調理器
7	26	11	7
8	40	31	22
9	28	17	20
10	26	27	46
11	32	27	72
12	49	36	70
13	54	39	77
14	48	39	86
15	81	36	94
16	48	28	61
17	41	25	70

- (5) 移送入浴サービス（昭和49.7発足）

ねたきり高齢者を入浴設備のある施設へ移送し、入浴サービスを行い、身体を清潔にし、健康の保持を図る。

利用回数 週1回

委託先 なでしこの丘ほか6事業者

実利用者 22人（平成18.3月現在）

予 算 9,400千円

- (6) 寝具乾燥消毒サービス（昭和50.4発足）

日頃使用している寝具を、洗濯ならびに乾燥消毒を行うことにより快適な環境をつくり健康保持、増進に寄与する。この事業は、市が民生委員等を通じ、利用申し込みのあった者に対し、委託業者が乾燥消毒については年9回、水洗いについては年3回、年間スケジュールにより巡回集配処理する。

対 象 者 (1) 3か月以上ねたきりまたは重度認知症のおおむね65歳以上の高齢者

平成17年度末現在実利用者数 356人

(2) ヘルパーの訪問する65歳以上のひとり暮らしの高齢者

平成17年度末現在実利用者数 118人

- (7) 理美容サービス（昭和58.9発足）

65歳以上のねたきりまたは重度認知症の高齢者の衛生の向上、健康保持のため、理・美容業者が自宅へ出張して理容・美容サービスを実施する。

18年度 年2回 延利用者 430人

- (8) 福祉防災台帳整備事業（平成18年3月発足）

災害時に自力で避難することが困難と思われる高齢者や障害のある方など（いわゆる「災害時

要援護者」) を登載した福祉防災台帳を作成し、あらかじめ地域に配備しておくことで、災害時の情報伝達や避難誘導を円滑に進め、人的被害を最小限にとどめる。

台帳配備先 地域の自主防災組織の代表者、町会長、民生委員、消防分団長  
金沢市（長寿福祉課、障害福祉課、消防局）

登載人数 3, 618人（平成18年5月現在）

(9) 高齢者虐待防止支援強化事業（平成18年実施）

高齢者虐待防止と早期発見、対応を図るため関係機関と連携し、虐待防止相談、緊急保護、支援者向けマニュアルの作成を実施

(10) 地域福祉ネットワーク強化事業費（昭63. まちぐるみ福祉活動推進事業発足、平11. 4制度改正）

すべての市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉のネットワークを構築するため、民生委員を中心としたまちぐるみ福祉活動推進チームを組織し、地域の高齢者等が安心して生活できる地域社会の実現を地域住民の理解と協力を得ながら推進する。

あわせて、ひとり暮らし高齢者に緊急通報装置の貸与を行い、ネットワークの強化を図る。

(11) まちぐるみ福祉活動推進員費（身分証明書作成事業）（平成18年6月発足）

まちぐるみ福祉活動推進員に「身分証明書」を作成・交付することで、円滑な個人情報の収集活動及び見守り活動の実施のための支援を行う。

4 生きがい活動支援施策

(1) 地域サロン（平成12. 4発足）

家に閉じこもりがちになり暮らし高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、住み慣れた地域での生きがいづくりを支援するために、各小学校区に1か所地域サロンを開設する。

- 活動内容
- 会食会、手作り教室
  - 小、中学生との世代間交流
  - 健康教室等

委託先 地区社会福祉協議会

予算 42, 110千円

運営委託料 1か所あたり月額70千円上限（経費の2/3相当）

施設整備補助 1か所あたり2, 000千円上限（同上）

(2) 老人クラブ活動助成（昭和38. 4発足）

- ① 運営助成金 年額1クラブあたり 46, 560円助成  
（平成8年度から、クラブの1会員に60円を乗じた額を加算）

- ② 金沢市老人連合会 年額 5, 175千円

老人クラブの推移

年度区分	助成対象のクラブ	年度区分	助成対象のクラブ	年度区分	助成対象のクラブ
平成6	256 クラブ	平成10	273 クラブ	平成14	282 クラブ
〃 7	258	〃 11	273	〃 15	279
〃 8	259	〃 12	272	〃 16	277
〃 9	266	〃 13	279	〃 17	278

(3) 福祉バス運営（昭和56.4発足、平成2.9 1台増車、平成11.4 6、10月に1台増車、平成18年9月より利用者負担金導入）

老人クラブ、老人連合会あるいは心身障害者団体が、教養や生きがいを高め、健康の保持を図る等の事業を行うときに役立つよう2台の福祉バスを運行する。

- 利用できる事業 研修、見学、スポーツ、レクリエーション、訓練、釣り大会、海水浴など  
 利用できる日 年末年始を除く毎日  
 その他 ① 利用できるのは、25人以上の団体  
 ② バスに乗車できるのは、1回につき50人程度  
 ③ 運行は、往復おおむね200km以内  
 ④ 利用者負担金は、6,000円/1台

(4) ことぶき奉仕団

常時雇用されていない65歳以上の心身ともに健康な高齢者がその生きがいを高めるため、公共施設の除草や清掃を行う。

- 実施主体 金沢市社会福祉協議会  
 期 間 平成18年4月下旬～平成18年11月末  
 作業時間 午前9時～12時（3時間）  
 手 当 半日1人当たり1,200円  
 予 算 額 9,570,000円

- 平成17年度実績 期 間 平成17年4月21日～17年11月28日  
 手 当 半日1人当たり 1,200円  
 作業従事者 年間延 6,507人  
 補助金額 9,690,000円

(5) 長寿お祝い金贈呈（昭和46.4発足）〔金沢市敬老福祉金支給条例〕  
 （平成13.4改正）〔金沢市長寿お祝い金条例〕  
 （平成17.4経過措置を廃止）

平成18年9月15日現在、77歳の方に年額5,000円、80歳の方に年額10,000円、88歳の方に年額15,000円、90歳の方に年額20,000円、99歳の方に年額30,000円、100歳以上の方に年額50,000円を贈呈します。（支給日は毎年9月15日です。）

年度	区分	支給額（1件当たり）	人 数	金額（千円）
平成6年	85歳以上	15,000	4,824	72,360
	80～84歳	8,000	7,930	63,440
平成7年	85歳以上	15,000	5,311	79,665
	80～84歳	8,000	8,137	65,016
平成8年	85歳以上	15,000	5,879	88,185
	80～84歳	8,000	8,395	67,160
平成9年	85歳以上	15,000	6,392	95,880
	80～84歳	8,000	8,511	68,088
平成10年	85歳以上	15,000	6,747	101,205
	80～84歳	8,000	8,584	68,674

平成11年	85歳以上	15,000	7,193	107,895
	80～84歳	8,000	8,539	68,312
平成12年	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80～84歳	8,000	8,989	71,912
平成13年	85歳以上	15,000	8,280	124,200
	80～84歳	8,000	9,414	75,312
	77歳	5,000	2,743	13,715
平成14年	85歳以上	15,000	8,744	131,160
	80～84歳	8,000	9,827	78,616
	77歳	5,000	3,109	15,545
平成15年	85歳以上	15,000	9,138	137,070
	80～84歳	8,000	10,100	80,800
	77歳	5,000	3,241	16,205
平成16年	85歳以上	15,000	9,530	142,950
	81～84歳	8,000	8,190	65,520
	80歳	10,000	2,495	24,950
	77歳	5,000	3,076	15,380
平成17年	100歳以上	50,000	83	4,150
	99歳	30,000	55	1,650
	90歳	20,000	847	16,940
	88歳	15,000	1,130	16,950
	80歳	10,000	2,783	27,830
	77歳	5,000	3,466	17,330

(6) 長寿者祝品贈呈（昭和39.4発足）

平成17年度米寿者（満88歳）1,132人および長寿者（当年度満100歳）52人に祝品を贈呈した。

(7) 高齢者農園助成（昭和48.4発足）

① 地区高齢者農園 14クラブ（平成17年度実績）

運営補助 1クラブ当り15,000円

高齢者農園の組織 老人クラブ単位

② 老人福祉センター併設農園

農園場所 老人福祉センター「万寿苑」、「松寿荘」および「鶴寿園」の隣接地

申込資格 地区高齢者農園で助成を受けていない老人クラブ

申込先 各老人福祉センター

(8) 生きがいと創造の工房事業（昭和62.4発足）《財団法人金沢市福祉サービス公社へ委託》

高齢者の生きがいを高めるために、陶芸講座、手工芸講座（藁工芸）、木彫講座および園芸講座を開講

講座登録 予定人数	陶芸 80人	手工芸 25人	木彫 17人	園芸 25人
開講日数	月4回×12月	冬期間×2回	月4回×12月	4回

(9) 高齢者生きがい活動促進費補助（昭和61.4より補助）

高齢者の生きがい推進のため老人連合会主催の絵画教室、体育祭、演芸大会、作品展、健康づくり講座、ニュースポーツ講習会、グラウンドゴルフ大会、老人の日・老人週間事業の開催の必

要経費について一部助成する。

18年度予算額 1,790千円

(10) 全国健康福祉祭参加事業（平成元発足）

全国健康福祉祭に参加する金沢市の選手に、激励費を贈呈する。

1人当り 5,000円

(11) いきいき金沢健康福祉祭開催費補助（平成2発足）

いきいき金沢健康福祉祭（ゲートボール、ペタンク、グランドゴルフ、囲碁、将棋等）の開催に補助するとともに、ゆうゆう石川スポーツ交流大会の金沢地区予選と位置づけて実施する。

18年度予算額 600千円

(12) ふれあい入浴補助（平成7.5発足）

老人福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図るため、65歳以上の方に対し年22回100円で入場できる入浴補助券を交付する。

5 介護家族支援施策

(1) 介護手当金支給（平成元発足）

在宅のねたきり高齢者または重度の認知症高齢者を3箇月以上常時介護する者に対し、介護手当金を支給することによりその労をねぎらうとともに、広く市民の高齢者に対する関心と理解を深める。

要介護者の状態が要介護4または5（重度の認知症の場合は3でも支給することがあります。）の方に限ります。

支給金額 5,000円（月額）

支給人員 481人（平成17年度12月支給人数実績）

支給時期 4月 前年の12月から3月までの分

8月 4月から7月までの分

12月 8月から11月までの分

6 その他の在宅福祉施策

(1) 金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくり融資制度（昭和56.発足）

① 目的 高齢者または身体障害者が自立した日常生活を過ごせるように住宅を整備（浴室、便所等のバリアフリー化改造）する場合に、その資金の一部を融資する。

② 貸付条件対象 60歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方もしくはこれらの方と同居しているか、同居しようとする方。

貸付金の限度 610万円以内（箇所別の合計額）

利率 年1.5%（平成16年4月1日現在）

償還期間 10年以内（貸付した翌月から元金均等月賦償還）

(2) 金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成制度（平成6.4発足）

① 目的 自立した日常生活を過ごせるように住宅を整備（浴室・便所等のバリアフリー化改造）する場合に、その資金を助成する。

介護保険制度において要介護・要支援認定者、身体障害者手帳1・2級所

持者（全部）、または3級所持者（下肢・体幹・脳病変による運動機能障害）

- ② 助成の内容
- 生活保護世帯……………限度額 1,000千円（助成率100%）
  - 市民税・所得税非課税世帯……………限度額 700千円（助成率 90%）
  - 所得税額10万円以下の世帯……………限度額 500千円（助成率 70%）

(3) 外国人高齢者福祉手当（平成7.4発足）

大正15年（1926年）4月1日以前生まれで昭和57年（1982年）1月1日前に外国人登録をし、申請日現在、金沢市に引き続き1年以上外国人登録または住民登録がある方で公的年金を受けていない方に月10,000円を年3回に分けて支給する。（所得制限あり）

7 地域支援事業

(1) お年寄り地域福祉支援センター〔お年寄り地域福祉支援センター運営事業等実施要綱〕

24時間対応の相談援助体制を整備し、虐待防止など高齢者の権利擁護に努め、高齢者の実態・ニーズ把握、保健福祉の情報提供および適切な介護予防マネジメントを行うとともに、高齢者への包括的・継続的なサービス提供が行われる体制の構築を支援する。

市内19箇所設置（平成18年4月1日発足）

担当お年寄り 福祉支援センター	お年寄り地域福祉支援センター	住 所
元 町 (元町1-12-12)	き し か わ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内
	ふ く ひ さ	福久町ワ1-1 福久ケアセンター内
	か す が	春日町1-10 春日町ケアセンター内
	お お て ま ち	大手町9-1
	む ね ひ ろ	桜町24-30 宗広病院内
	た が み	田上本町カ45-1 ピカソ内 ※上辰巳町10字211 第二金沢朱鷺の苑内
駅 西 (西念3-4-25)	も ろ え	諸江町上丁231-2
	く ら つ き	鞍月東1-9 映寿会みらい病院内
	え き に し ほ ん ま ち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内
	ひ ろ お か	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内
	か み あ ら や	上荒屋1-39 やすらぎホーム内
	き た づ か	北塚町西440 あいびす内
泉 野 (泉野町6-15-5)	と び う め	飛梅町2-1
	み つ く ち し ん ま ち	三口新町1-8-1 万陽苑内 ※三小牛町24字3-1 第三万陽苑内
	な が さ か	長坂町チ15 あつぶる内
	い ず み の	泉野町6-15-5 泉野福祉健康センター内
	あ り ま つ	有松5-1-7 金沢有松病院内
	や ま し な	山科町午40-1 シニアマインド21内
	ま が え	馬替2-136 南ヶ丘病院内

※は担当地域の窓口センターです。

(2) 認知症高齢者地域支え合い事業（平成17.6発足）

地域福祉関係者との連携のもと、認知症についての広報及び研修を行い、市民の認知症についての理解を深め、人権擁護の意識を高め、高齢者の虐待防止を図る。

活動内容 地域福祉活動関係諸団体等から構成される検討会を開催し、広報及び研修のあり方を検討し、市内モデル地区を設け、広報及び研修を年4回程度開催。

委託先 金沢市社会福祉協議会

予算 400千円

(3) 徘徊探知機購入助成（平成14.4発足）

痴呆性高齢者の徘徊を早期に発見し、事故を未然に防止するとともに、家族が安心して介護できる環境を整備する。

対象 65歳以上で、徘徊行動が認められ、要支援以上の要介護認定を受けた在宅高齢者を介護する家族

助成 徘徊高齢者1人あたり1台、契約時に必要な額に対し、10,000円を上限とする。

予算 50千円

支給件数 0件（平成17年度実績）

(4) 紙おむつ支給（昭和56.4発足）

在宅の3か月以上おたきりまたは重度認知症の高齢者に対し紙おむつを給付することにより、その世帯の経済的負担を軽減し、保健衛生の向上を図る。給付枚数は、本人、配偶者および扶養義務者のそれぞれの所得税額に基づき次の区分とし、100,001円以上のときは給付しない。

所得税額 42,000円以下 1日平型5枚またはパンツ型2枚パッド4枚またはパンツ2枚パッド4枚

42,001円以上100,000円以下 1日平型3枚またはパンツ型1枚パッド2枚またはパンツ1枚パッド2枚

（平成17年度月平均利用者数 352人）

(5) 家族介護慰労金支給（平成13.4発足）

国の介護家族支援特別対策を受け、自宅で日常的に介護している者に対して、家族介護慰労金を支給し、高齢者福祉の増進に寄与する。

支給金額 年額 10万円

支給人員 5人（平成17年度実績）

支給要件 要介護度4・5のおたきり高齢者等が1年間介護サービスを利用しなかった場合（住民税非課税世帯を対象）

予算 500千円

(6) 介護家族交流事業（平成12.4発足）

介護家族の心身のリフレッシュと家族同士の交流を目的に、1泊2日の宿泊旅行を実施する。

54地区社会福祉協議会から推薦された者 各1名

予算 540千円

(7) 配食サービス（昭和61.6配食サービス発足、平成12.4事業拡大、平成16.4「食」の自立支援事業へ、平成18.4再び配食サービス事業へ）

調理の困難なひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯を対象に、利用者の安否確認も兼ねて、食事の宅配サービスを実施する。

配食サービス委託先 あいびすほか21事業者  
 実利用者 914人（平成18.3月現在）  
 予 算 33,600千円

(8) シルバーハウジング生活援助員派遣事業（平成12.10発足）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などサービスを提供する。

場 所	市営額新町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）
	27戸（高齢者18戸、身体障害者9戸）
	県営平和町住宅（委託先：社会福祉法人陽風園）
	22戸（高齢者22戸）
	市営八日市住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）
	20戸（高齢者17戸、身体障害者3戸）
	市営粟崎町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）
	21戸（高齢者19戸、身体障害者2戸）
	市営田上本町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）
	17戸（高齢者15戸、身体障害者2戸）
予 算	15,249千円

8 入所施設

(1) 老人ホーム入所判定委員会

老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホームの入所に関し適正な措置の実施を図るため、医師、老人ホームの施設長、保健所長および長寿福祉課長で構成され、入所措置の要否等について審議する。

(2) 老人ホーム入所措置事業（昭和38.4発足）

① 被措置老人年次推移

(単位：人)

区分 年度	養 護 老 人 ホ ー ム									
	向陽苑	松寿園	自生園	長生寮	聖ヨゼフ ホーム	第二光ガ 丘ハウス	朱鷺の苑	松寿苑	あすらや 荘	慈光園
	金沢市	小松市	小松市	高岡市	御所市	福井県 朝日町	穴水町	京都府 綾部市	広島県 呉市	富山市
60	157	1	8	6	1	1	—	—	—	—
61	158	1	8	4	1	1	—	—	—	—
62	160	1	8	4	1	1	11	1	—	—
63	161	1	7	2	1	1	11	1	—	—
平成元	162	—	7	1	1	1	11	1	—	—
〃 2	164	—	8	1	—	1	11	1	1	—
〃 3	165	—	9	1	—	1	15	1	1	—
〃 4	167	—	10	1	—	1	16	1	1	—
〃 5	166	—	11	1	—	1	19	—	1	—
〃 6	167	—	10	1	—	1	19	—	1	—
〃 7	167	—	10	1	—	1	18	—	1	—
〃 8	166	—	10	1	—	1	17	—	1	—
〃 9	167	—	10	1	—	—	15	—	1	—
〃 10	165	—	10	1	—	1	14	—	1	—
〃 11	169	—	10	1	—	2	15	—	1	—
〃 12	173	—	10	1	—	2	15	—	1	—
〃 13	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
〃 14	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
〃 15	177	1	13	1	—	2	13	—	1	1
〃 16	175	1	13	1	—	1	12	—	1	1
〃 17	171	1	13	1	—	1	12	—	—	1

## ② 措置費年額

(単位：円)

年度	区分	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	計
昭和	60	218,097,678	786,110,348	1,004,214,026
"	61	227,528,741	888,171,178	1,115,699,919
"	62	239,216,294	1,013,404,627	1,252,620,921
"	63	256,472,133	1,069,157,942	1,325,630,075
平成	元	265,051,785	1,121,731,118	1,386,782,903
"	2	282,964,511	1,186,289,783	1,469,254,294
"	3	306,922,436	1,247,396,383	1,554,318,819
"	4	325,755,624	1,308,678,027	1,634,433,651
"	5	342,986,753	1,533,249,689	1,876,236,442
"	6	345,811,176	1,765,073,750	2,110,884,926
"	7	353,026,637	1,955,096,649	2,308,123,286
"	8	354,713,051	2,313,000,960	2,667,714,011
"	9	358,156,060	2,431,260,914	2,789,416,974
"	10	359,291,765	2,737,725,771	3,097,017,536
"	11	358,182,877	2,888,254,890	3,246,437,767
"	12	373,749,967		
"	13	383,834,558		
"	14	380,657,480		
"	15	381,919,126		
"	16	382,852,531		
"	17	378,335,132		

## (3) 敬寿金贈呈 (昭和43.4発足)

金沢市が措置した老人ホーム入所者のうち無年金者に贈呈

月 額 2,000円

対象者 延423人 (平成17年度実績)

## 9 利用施設

## (1) 老人福祉センター等運営《財団法人金沢市福祉サービス公社へ管理委託》

## ① A型老人福祉センター〔金沢市老人福祉センター条例〕

高齢者の教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供し、さらに農園を併設し、趣味の園芸（草花栽培）を楽しみながら健康で明るい生活を営んでもらうことを目的として建設され、本市に3施設ある。（なお、千寿閣については別敷地に移転新築し、平成16年4月9日から老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設「卯辰山公園健康交流

センター千寿閣」として子どもから高齢者まで幅広く利用されている。)

建物・敷地の概要

区 分	卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	万 寿 苑
設置主体	金沢市	左に同じ
設置場所	金沢市東長江町辺 2 番 1	金沢市大桑町ヤ 1 番地 4
定 員	一 人	250 人
敷地面積	78,100 m <sup>2</sup>	3,306 m <sup>2</sup>
建 物	1 階 1,739.32 m <sup>2</sup> 2 階 707.01 計 2,446.33	1 階 627.55 m <sup>2</sup> 2 階 576.37 3 階 326.37 計 1,530.29
工 期	着 工 平成14年 9 月 24 日 竣 工 平成15年 12 月 25 日 開 館 平成16年 4 月 9 日	着 工 昭和47年 11 月 11 日 竣 工 昭和48年 7 月 17 日 開 館 昭和48年 7 月 18 日
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで (入浴時間は午前 10 時から午後 3 時まで)	左に同じ
休 館 日	水曜日、年末年始	第 2 および第 4 日曜日の翌日、第 1・第 3 および第 5 日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、5 月 4 日、年末年始
使 用 料	無料(ただし健康温浴施設及び特別室の利用を除く。)	60歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)
利用方法等 乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事 業	健 康 相 談 年間 2 回 茶 道 講 座 年間 44 回 謡 曲 講 座 年間 22 回 教 養 講 座 年間 38 回 生 花 講 座 年間 9 回 日 舞 講 座 年間 46 回 俳 句 講 座 年間 12 回 民 謡 講 座 年間 22 回 詩 吟 講 座 年間 31 回 編 物 講 座 年間 24 回 ダ ンス 講 座 年間 47 回 小 唄 講 座 年間 41 回 歌 謡 講 座 年間 39 回 押 花 講 座 年間 24 回 陶 芸 講 座 年間 48 回 木 彫 講 座 年間 47 回 緑 化 講 座 年間 4 回 介 護 講 座 年間 10 回 フラダンス講座 年間 30 回	健 康 相 談 年間 2 回 手 芸 講 座 年間 21 回 教 養 講 座 年間 33 回 民 謡 講 座 年間 24 回 生 花 講 座 年間 22 回 民 舞 講 座 年間 37 回 茶 道 講 座 年間 43 回 社 交 ダ ンス 講 座 年間 43 回 謡 曲 講 座 年間 12 回 日 舞 講 座 年間 85 回 編 物 講 座 年間 23 回 大 正 琴 講 座 年間 24 回 詩 吟 講 座 年間 43 回 フ ォ ーク ダ ンス 講 座 年間 23 回 陶 芸 講 座 年間 96 回 木 彫 講 座 年間 47 回 園 芸 講 座 年間 2 回 歌 謡 教 室 年間 44 回 陶 芸 講 座 (自 主) 年間 156 回 押 花 講 座 年間 22 回

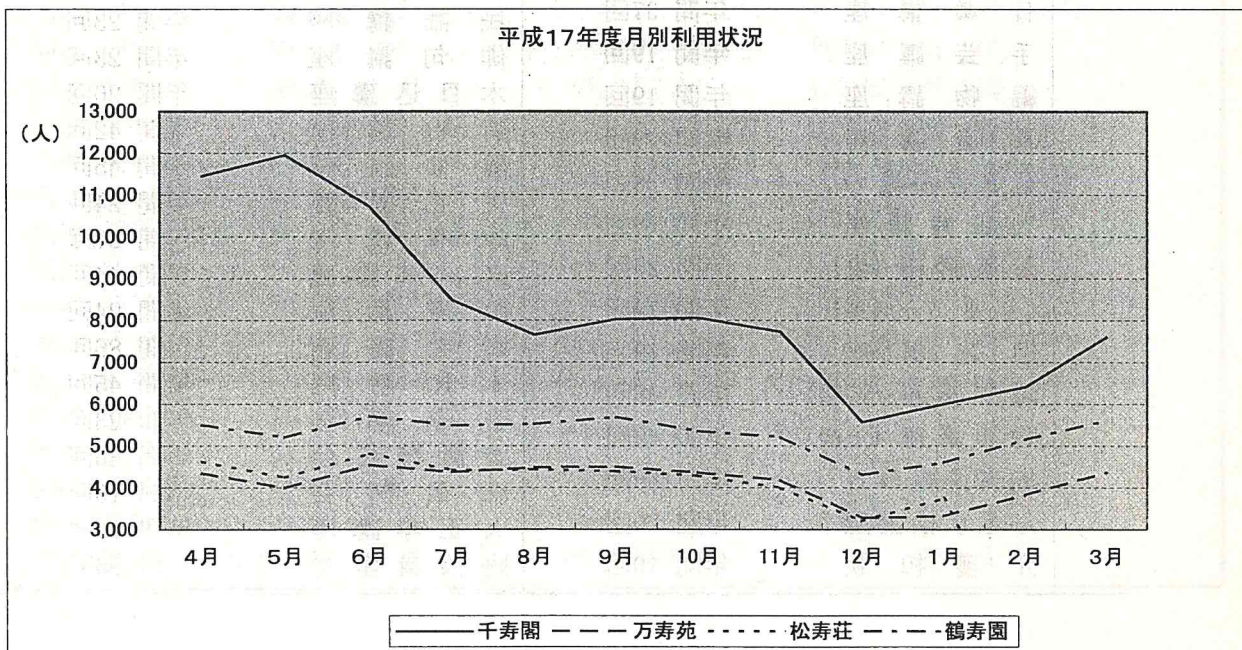
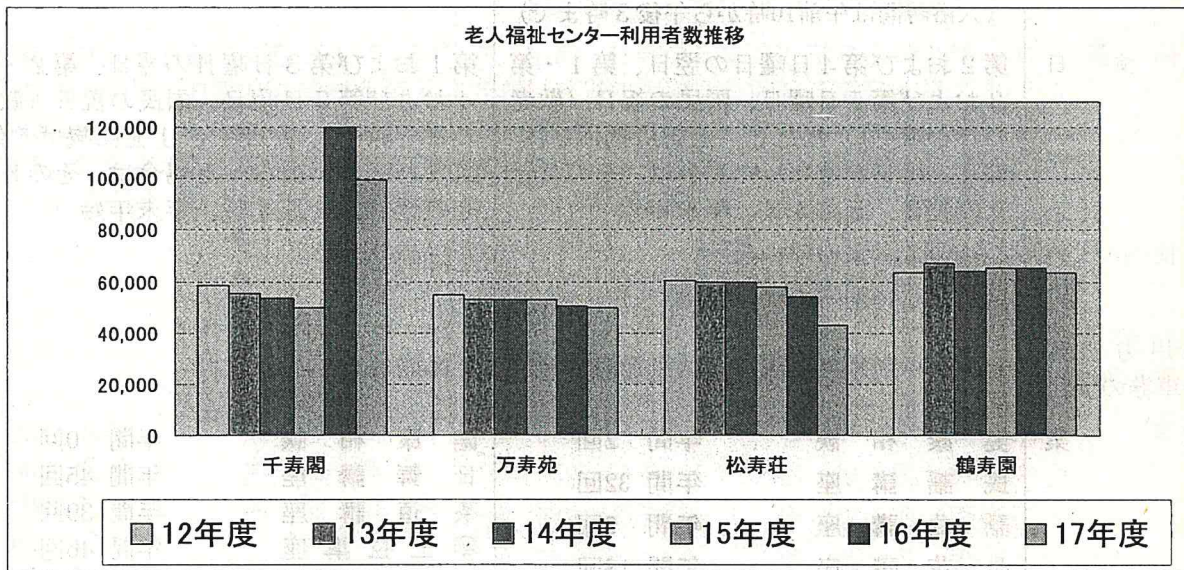
区 分	松 寿 荘	鶴 寿 園
設置主体	金沢市	左に同じ
設置場所	金沢市金石北3丁目3番33号	金沢市額谷町ヌの1番地
定員	250人	250人
敷地面積	2,500 m <sup>2</sup>	14,550 m <sup>2</sup>
建築物	1階 720.18 m <sup>2</sup> 2階 620.43 3階 285.11 計 1,625.72	1階 967.87 m <sup>2</sup> 2階 690.68 計 1,658.55
工期	着工 昭和52年6月13日 竣工 昭和53年3月15日 開館 昭和53年4月5日	着工 昭和58年7月6日 竣工 昭和59年3月20日 開館 昭和59年4月10日
開館時間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休館日	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、5月4日、年末年始	第1および第3日曜日の翌日、第2・第4および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、5月4日、年末年始
使用料	60歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)	左に同じ
利用方法等 乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事業	健康相談 年間 2回 民謡講座 年間 32回 謡曲講座 年間 9回 生花講座 年間 18回 日舞講座 年間 37回 手芸講座 年間 19回 編物講座 年間 19回 書道講座 年間 40回 童と遊ぶ集い 年間 8回 大正琴講座 年間 16回 茶道講座(表) 年間 25回 " (裏) 年間 10回 押花講座 年間 19回 陶芸講座(初級) 年間 48回 陶芸講座(上級) 年間 48回 陶芸講座OB 年間188回 ちぎり絵講座 年間 20回 介護相談 年間 10回	健康相談 年間 0回 日舞講座 年間 45回 茶道講座 年間 39回 琴三弦講座 年間 46回 編物講座 年間 22回 民謡講座 年間 23回 俳句講座 年間 23回 木目込講座 年間 20回 詩吟講座 年間 42回 謡曲講座 年間 45回 生花講座 年間 24回 教養講座 年間 21回 ダンス講座 年間 44回 歌謡講座 年間 24回 陶芸講座 年間 86回 木彫講座 年間 45回 書道講座 年間 23回 詩舞同好会 年間 46回 謡曲例会 年間 10回 大正琴講座 年間 24回 陶芸講座(自主) 年間186回

卯辰山公園健康交流センター 千寿閣		
一階	事務室	1室
	相談室	1室
	談話室	1室
	食堂	1室
	ふれあい工房	1室
	軽運動室	2室
	健康温浴施設(浴室)	2室
二階	大広間	1室
	大実習室	1室
	研修室(和室)	4室
	研修室(フロア)	3室

万寿苑		
一階	事務室	1室
	展示室	1室
	浴室	2室
	工芸工房	1室
二階	教養室	1室
	大広間	1室
	食堂	1室
	機能回復室	1室
三階	和室	3室
	多目的室	2室

松寿荘		
一階	事務室	1室
	相談室	1室
	機能回復室	1室
	浴室	3室
	(男女特別浴室を含む)	
	予備室	1室
二階	デイサービス室	1室
	食堂	1室
	売店	1室
	娯楽大広間	1室
三階	研究室	2室
	和室	2室
	図書室	1室

鶴寿園		
一階	事務室	1室
	相談室	1室
	浴室	3室
	(男女特別浴室を含む)	
	娯楽室	1室
	休憩室	1室
	食堂・売店	1室
	図書室	1室
	サンルーム	1室
	デイサービス室	1室
二階	大広間	1室
	研究室	1室
	和室	3室
機能回復室	1室	



② B型老人福祉センター〔金沢市地域老人福祉センターおよび金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置されている。

名 称	設 置 場 所	定員	開 館	摘 要
金 沢 市 小 立 野 老 人 福 祉 セ ン タ ー	金沢市小立野4丁目7番51号	70人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
金 沢 市 粟 崎 老 人 福 祉 セ ン タ ー	〃 粟崎町1丁目3番地	70人	昭和55年4月	公民館、児童館併設

(2) 金沢市福祉作業センター（ことぶき作業場）〔金沢市福祉作業センター設置条例〕

働く意欲のある高齢者に施設を提供して、その能力に適した技能と仕事を与えることにより生きがいと健康の保持を図ることを目的としている。（社会福祉事業法による授産施設）

場 所	十一屋町4-34(十一屋ことぶき作業場)	東山3-22-3(馬場ことぶき作業場)
敷 地	3,765.69㎡	553.92㎡
建物および構造	鉄筋コンクリート2階建 1,153.4㎡	鉄筋コンクリート2階建 389.89㎡
作 業 内 容	ブラインド用サンプル帳製作	同 左
利 用 者	本市に居住する65歳以上の高齢者 30名	同 左 20名

(3) 老人憩の家〔金沢市地域老人福祉センターおよび金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置されている。

名 称	設 置 場 所	定員	開 館	摘 要
金沢市中村町老人憩の家	金沢市中村町10番35号	30人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
〃 木曳野老人憩の家	〃 桂町口72番地	30人	昭和55年10月	児童クラブ併設
〃 小坂老人憩の家	〃 小坂町北312番地	30人	昭和55年12月	公民館、児童館併設
〃 鞍月老人憩の家	〃 南新保町口133番地2	30人	昭和56年1月	公民館、児童館併設
〃 瓢箪老人憩の家	〃 彦三町2丁目10番5号	30人	昭和57年4月	公民館、児童館併設
〃 安原老人憩の家	〃 福増町22街区1	30人	昭和59年4月	出張所、公民館 児童館併設
〃 森山老人憩の家	〃 森山2丁目11番13号	30人	昭和59年4月	公民館、児童館併設
〃 馬場老人憩の家	〃 東山3丁目9番35号	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 戸板老人憩の家	〃 二口町ニ24番地5	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 二塚老人憩の家	〃 北塚町西98番地	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 弥生老人憩の家	〃 弥生1丁目29番13号	30人	昭和61年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野川老人憩の家	〃 大河端町西92番地1	30人	昭和61年4月	公民館併設
〃 崎浦老人憩の家	〃 小立野2丁目41番36号	30人	昭和62年4月	公民館併設
〃 松寺老人憩の家	〃 松寺町丑42番地	30人	昭和62年4月	公民館併設
〃 新神田老人憩の家	〃 新神田1丁目1番18号	30人	昭和62年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野町老人憩の家	〃 浅野本町2丁目13番12号	30人	昭和63年4月	児童館併設

(4) いきいきギャラリー

高齢者、障害者の社会参加促進と自立支援や生きがいをづくり向上の場を提供する。

- ① 高齢者等の個性と真心のこもった手作り品（焼菓子、手工芸品、陶芸品等）の展示・販売
- ② 生きがい・福祉保健サービスに関する情報提供
- ③ タウン・モビリティ事業（電動スクーター、電動車椅子の貸出：2時間100円）

設置場所

- ・本店（平成10.9.19開設） 横安江町商店街（安江町3番16号）
- ・アンテナショップ（平成17.8.1開設）

金沢福祉用具情報プラザ1階内（本町1丁目10番1号）

(5) 生きがい情報作業センター（平成11.3.19開設）（パソコン塾）

情報通信を活用した作業等を通して、高齢者及び障害者の生きがいの増進及び社会参加の推進を図る。

利用対象者 55歳以上の者及び障害のある方

利用時間 午前9時～午後4時

（国民の祝日、年末年始、日曜日・土曜日を除く毎日）

場 所 小立野小学校 1階（平成11年3月開所）  
 金石中学校 1階（平成14年1月開所）  
 泉中学校 1階（平成15年4月開所）

施設名	所在地	開所日	利用時間	利用対象者
小立野小学校	小立野	平成11年3月	午前9時～午後4時	55歳以上の者及び障害のある方
金石中学校	金石	平成14年1月	午前9時～午後4時	55歳以上の者及び障害のある方
泉中学校	泉	平成15年4月	午前9時～午後4時	55歳以上の者及び障害のある方

# 第6 財団法人金沢市福祉サービス公社

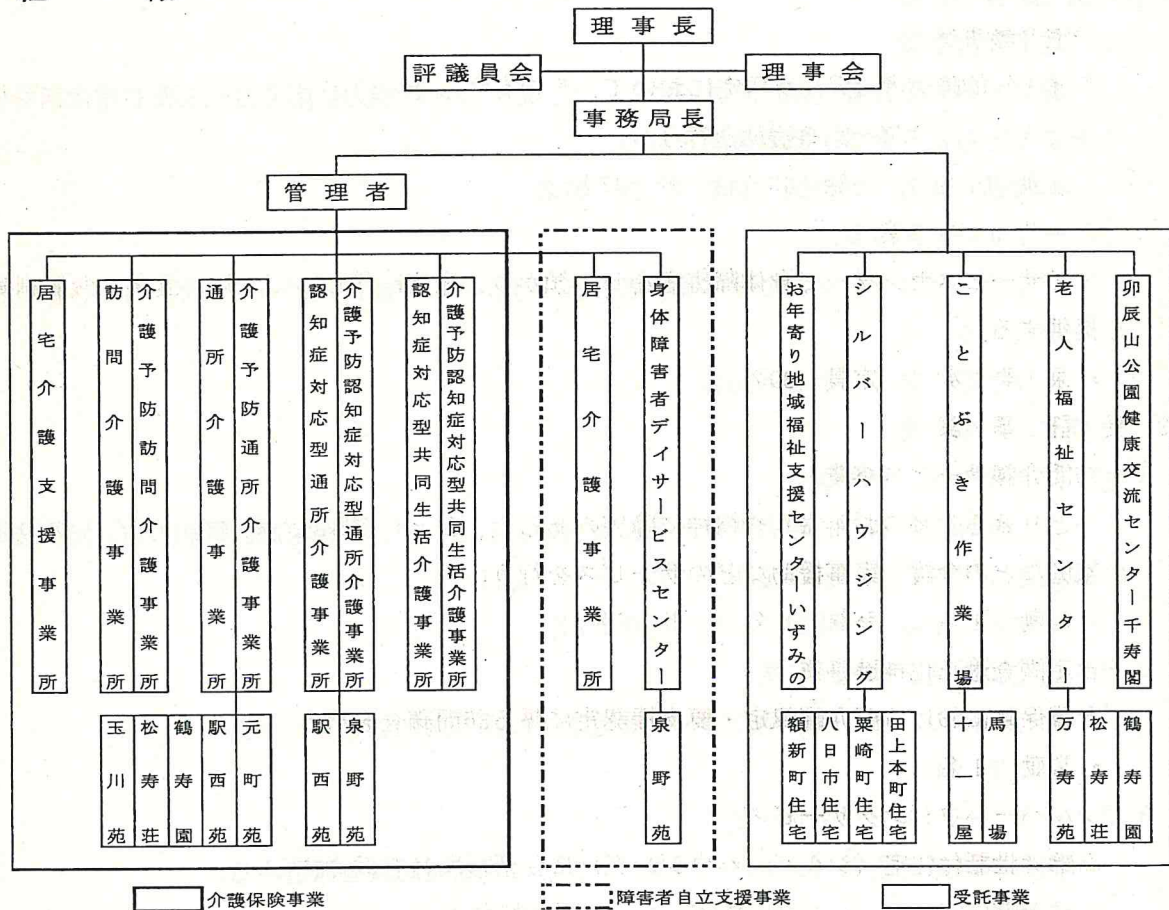
事務局およびデイサービスセンター玉川苑 所在地：金沢市芳斉2丁目3番28号

## 1 基本方針

高齢化社会の到来により介護や援護を要する高齢者や障害のある方が増加している一方、これまでの施設中心の福祉から在宅中心の福祉への転換が迫られている社会情勢の中にあって、地域社会の連帯と協力を得て要援護者のニーズに合った福祉サービスを提供するため、地域福祉ネットワークにおける行動機関、実施機関として、財団法人金沢市福祉サービス公社が設立された。

公社は、要援護の高齢者、心身障害者等に対して在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図るとともに、介護保険制度や、支援費制度における事業者として質の高いサービスと、公的責任に基づいたサービスの提供を行い、よって高齢者、心身障害者等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーション社会に寄与することを目的としている。

## 2 組織



## 3 事業概要

### (1) 介護保険事業

#### ① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が介護認定調査およびケアプランの作成を行う。

- 介護支援専門員 12名

② 訪問介護事業

要支援および要介護状態の利用者が在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助を行う。

- 常勤 17名 登録 177名 計 194名

③ 通所介護事業

要支援および要介護状態の利用者を日中預かり、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

- 6施設7事業所 総定員 117名

④ 痴呆対応型共同生活介護事業

要介護者であって痴呆の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で日常生活に必要な援助を行う。

- 富樫ふれあいの家 定員 6名

(2) 支援費事業

① 居宅介護事業

身体・知的障害者（児）が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助を行う。

- 常勤 4名 登録 43名 計 47名

② デイサービス事業

デイサービスセンターで身体障害者を日中預かり、家族に代わって入浴、食事、機能訓練等を提供する。

- 泉野苑 定員 20名

(3) 受託事業

① 訪問介護サービス事業

ひとり暮らし等のお年寄りや精神に障害のある方、ひとり親家庭、難病の方、出産後の核家族家庭などの介護・家事援助などのサービスを行う。

- 常勤 1名 登録 6名 計 7名

② 認定調査適正化推進事業

介護保険における要介護認定・要支援認定に係る訪問調査を行う。

- 常勤 1名

③ シルバーハウジングサービス

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣する。

- 額新町住宅 • 八日市住宅 • 粟崎町住宅

④ お年寄り介護相談センター運営事業

各種サービスの相談・援助およびサービスの利用手続きを行う。

- 玉川苑

⑤ 市有施設の管理運営

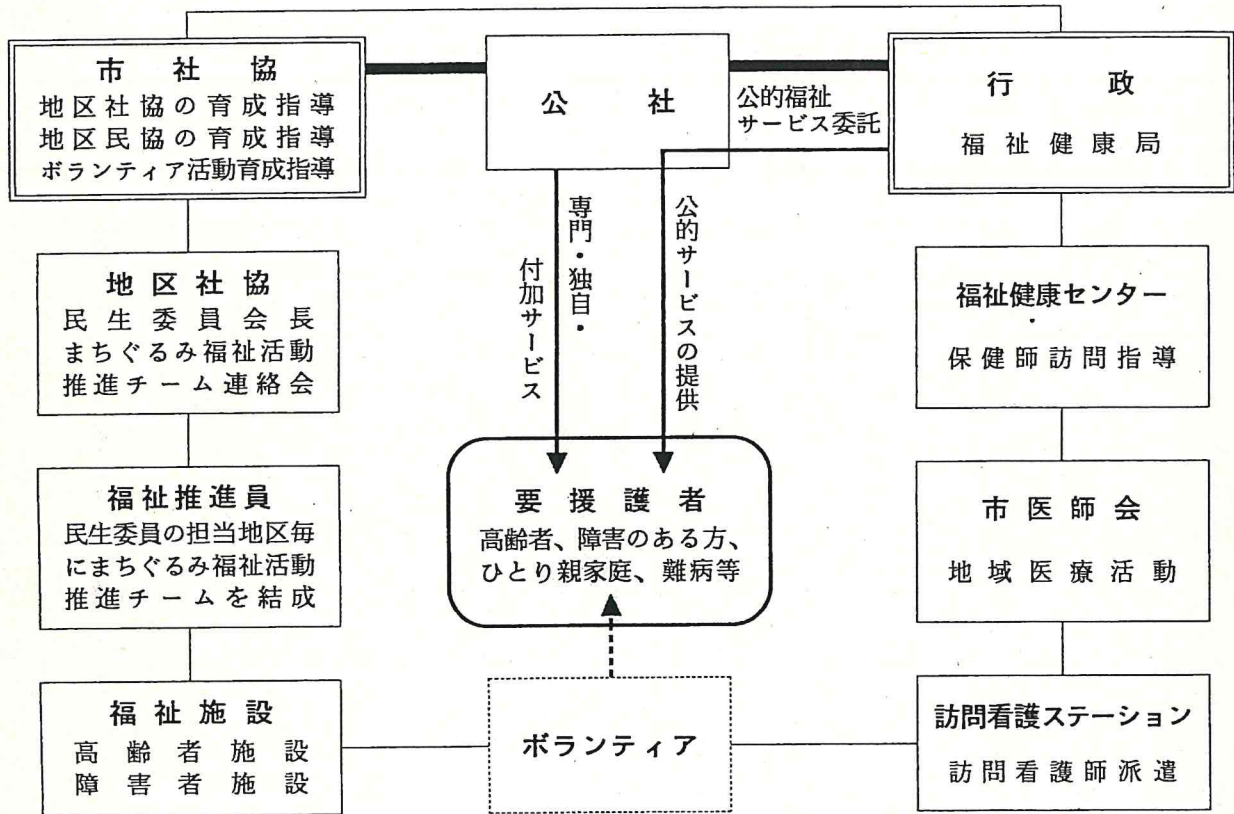
- 老人福祉センター3ヶ所 • ことぶき作業場2ヶ所（指定管理者）

- 障害者高齢者体育館
- 八日市お年寄り談話室
- 卯辰山公園健康交流センター千寿閣（指定管理者）

(4) 自主事業

- ① 外出援助サービス : 高齢者の社会参加を促進するため外出時にヘルパーを派遣
- ② 留守宅清掃サービス : 一人暮らしの高齢者等が入院、入所した際、その留守宅の清掃等を実施
- ③ 福祉人材養成事業 : ホームヘルパー養成課程2級、各種研修会を実施

4 地域福祉ネットワークにおける公社の関わり



5 平成18年度予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
基本財産運用収入	20	受託事業費	253,659
受託事業収入	253,076	介護保険事業費	431,673
介護保険事業収入	482,183	障害者自立支援事業費	68,744
障害者自立支援事業収入	79,301	自主事業費	2,856
自主事業収入	1,798	管 理 費	76,550
利 用 料	17,867	特定預金支出	3,696
補助金等収入	16,483	予 備 費	15,853
雑 収 入	2,303	次期繰越収支差額	100,190
前期繰越収支差額	100,190		
合 計	953,221	合 計	953,221



## 第7 こども福祉課

### 1 「かなざわ子育て夢プラン2005」の推進

(1) 計画期間 平成17年(2005年)度～平成21年(2009年)度

(2) 基本理念 みんなで育む 子どもの笑顔  
子育ての喜びが実感できるまち金沢

(3) 基本方針

- ① 心豊かな未来の親の育成と若者の自立を支援する
- ② 楽しくいきいきと子育てができる環境をつくる
- ③ 子どもと家族の心と身体の健康を支援する
- ④ 男女ともに子育てと仕事が両立できる環境をつくる
- ⑤ 子どもと子育てにやさしい生活環境をつくる

### 2 子育て支援総合コーディネーター事業

(1) 主 旨

多様な子育て支援サービス情報を一元化する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、インターネット等を活用したサービス利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うことにより、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図る。

(2) 設置場所 教育プラザ富樫、城北児童会館 各1名

(3) 子育て支援コーディネーター 2名

(4) 事業開始 平成16年4月1日

### 3 ファミリーサポートセンター事業

(1) 主 旨

子育ての支援を有償ボランティアとして行いたい人(提供会員)と、その支援を有料で受けた人(依頼会員)をそれぞれ会員登録してもらい、会員間で相互支援活動を調整することで、育児負担の軽減と市民による子育て支援活動の促進を図る。

(2) 支援内容

- 保育所、幼稚園、児童クラブの送迎とその前後の預かり
- 保育所、幼稚園、学校の休日などの預かり
- 保護者の病気、買い物等における一時預かり など

(3) 会員の資格

- 提供会員 センターが実施する講習会を受講した人
- 依頼会員 0～12歳の子を持つ人 ※両方に登録可

(4) 事務局 教育プラザ富樫

(5) 事業開始 平成16年10月1日

#### 4 子育てサービス券支給事業

##### (1) 主 旨

子育てに大変な期間において、具体的な子育てサービスを受けることによって、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを目指すとともに、核家族や母子世帯等における子育ての不安を解消し、虐待の未然防止につなげていく。

##### (2) 制度内容

- |         |   |
|---------|---|
| ① 対 象   | 2歳未満の子を持つ親  |
| ② 支 給 額 | 子育て支援が受けられるサービス券（30千円相当分）   |
| ③ 利 用   | 産後ママヘルパー派遣<br>ファミリーサポートセンター   |
| ④ 利用期間  | 出生の日から2年間   |
| ⑤ 利用者負担 | 産後ママヘルパー 1回あたり400円（ただし負担額が600円に満たない場合は対象外）<br>ファミリーサポートセンター1時間あたり100円 |

#### 5 ハッピーマタニティー券支給事業

##### (1) 主 旨

出産にかかる経済的負担の軽減と妊婦の健康維持を図るため、妊娠中、定期的（おおむね月1回）に産科へ通院して受ける健診費用の一部を助成する。

##### (2) 制度内容

- ・ ハッピーマタニティー券1枚につき1,000円を助成
- ・ 1回の健診に1枚使用可（妊婦1人につき5枚（5回分）を交付）
- ・ 県内の産婦人科で利用可

#### 6 “ようこそ赤ちゃん” 子育て必需品支給事業（平成17～21年度実施事業）

##### (1) 主 旨

育児開始時における経済的負担の軽減と家庭において育児しやすい環境を整えるため、子どもを出生した保護者に対し、育児経験者や専門家のメッセージとともに1万円相当の育児用品を保護者へ贈る。

##### (2) 支給方法

- ① 育児経験者や専門家のメッセージと、育児用品のリストを掲載したカタログを出生の届出の際に保護者に配布する。
- ② 保護者は、カタログの中から希望する用品を選び、添付された申込書で申し込む。
- ③ 申込みのあった用品を、保護者の自宅へ配送する。

## 7 金沢ママさんカレッジ事業

### (1) 主 旨

子育ての基礎講座とステップ・アップ講座の2段階の講座を開催して、親としての成長（親育ち）を支援する。

### (2) 事業内容

金沢ママさんカレッジの開講

- 子育て基礎講座
- 子育てステップアップ講座

## 8 子育てパパママ編集部事業

### (1) 主 旨

子育て中の親が企画・編集する子育て啓発雑誌の作成・発行を行うと共に、子育て中の親の能力発揮の場を提供し、子育て支援に関わる人材育成をはかる。

### (2) 事業内容

作成スタッフを子育て中の親の中から公募し、アドバイザーの助言を受けながら、啓発雑誌を作成する。

## 9 金沢子育て夢ステーション

### (1) 主 旨

身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、保育所・幼稚園・児童館を活用し、妊産婦や子育て中の親、次代の親となる子どもたちの交流や学びによる地域の育児力の向上をめざす。

### (2) 事業内容

#### ① 基本メニュー

- 子育て相談（妊婦、育児、離乳食等）
- 子育て総合情報提供
- 妊婦教室または未就園児親子のふれあい教室

#### ② その他のメニュー

- 小中高校生と乳幼児ふれあい体験教室
- 未就園児と父親との育児と遊びの教室 など

## 10 金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）

### (1) 主 旨

親子一緒に遊びながらふれあいを高める場の提供、休日に家庭での保育が困難な児童の保育、休日相談事業を実施し、子育て家庭を支援する。

(2) 開設時期 平成9年4月1日

(3) 場 所 金沢駅こどもらんど 金沢市昭和町630番地2（北陸新幹線金沢駅あじわい館内）

### (4) 事業内容

#### ① 平 日（火～土曜日）

- 親子の遊び場の提供

- 親子の遊びの指導
- ② 日曜日・休日（月曜日を除く）
  - 休日一時保育（5人程度）
- (5) その他 平成14年度から市民グループに運営委託
  - 子育て相談

## 11 子育てサロン事業

### (1) 趣 旨

地域の特性を生かしながらさまざまな施設を利用して、乳幼児とその親の交流の場をつくる。子育てをしている親は、子育てサロンに参加することにより、地域の人々に守られている安心感を得るとともに、地域の子育て仲間をつくることができる。

### (2) 内 容

- 学校版、地域版
  - 学校の余裕教室や公民館等で開催
  - 主任児童委員等の地域のスタッフが支援
  - 金沢市社会福祉協議会に事業委託
- NPO版
  - 民家等で開催
  - 公募により選ばれた各市民グループに事業委託

### (3) 実施地区等（平成17年度実績）

#### ○学校版 8ヶ所

長田町	菊川	大野町	小坂・千坂（合同）
伏見台	不動寺	扇台	味噌蔵

#### ○地域版 22ヶ所

内川	此花	瓢箪	崎浦
大徳	金石	鞍月	川北
弥生	三馬	米泉	押野
新神田	西南部	新竪	湯涌
粟崎	諸江	芳斉	西
夕日寺	額		

#### ○NPO版 3ヶ所

ハートホット・ひだまり
さわやかいいね金沢
育児サークルネットワークかなざわ

## 12 子育て支援事業

### (1) イベント併設ミニ保育室の開設

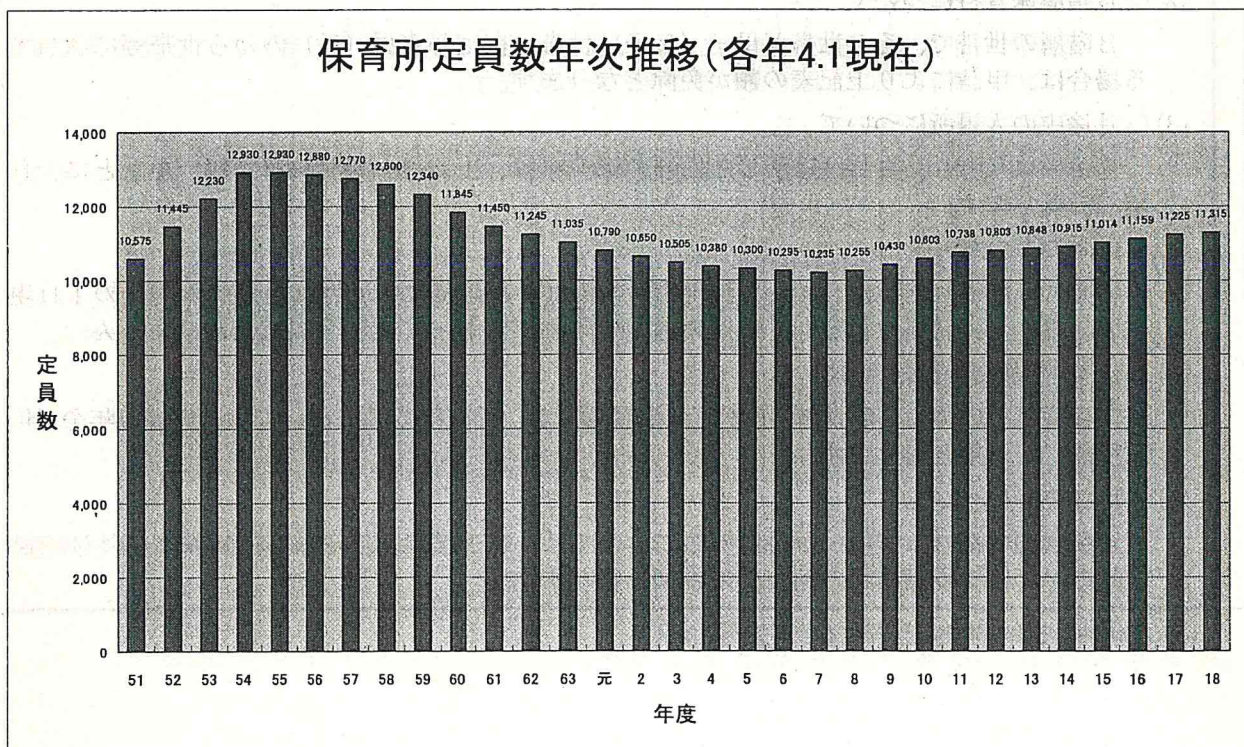
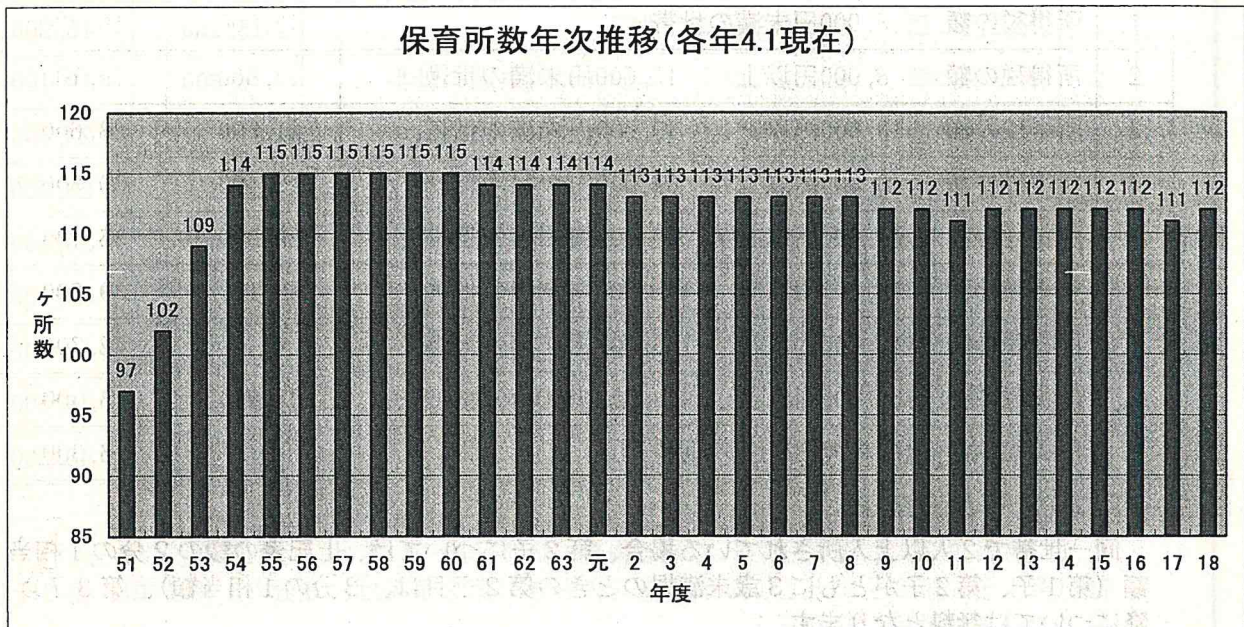
各種イベント、講演会に親子連れで参加する市民を対象にミニ保育室を開設

### (2) 子育て自主サークルへの支援

親子10組以上で組織し、月1回以上活動する自主サークルを支援

## 13 保 育 所〔児童福祉法第24条〕

多様化する市民の保育ニーズに対応して特別保育（乳児・統合・延長・休日・夜間・24時間・年末等）の充実や地域子育て支援センター事業の実施など児童福祉の一層の増進に努めている。



## 平成18年度の保育料（月額）

階層区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	保 育 料（月額）	
		3歳以上児 （1人につき）	3歳未満児 （1人につき）
A 階 層	生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円
B 階 層	市民税非課税世帯	2,400	3,500
C 階 層	1 市民税均等割の額のみ世帯	6,500	9,500
	2 市民税所得割課税世帯	9,400	12,400
D 階 層	1 所得税の額 8,000円未満の世帯	13,100	16,200
	2 所得税の額 8,000円以上 13,600円未満の世帯	16,600	19,100
	3 所得税の額 13,600円以上 40,000円未満の世帯	21,500	23,600
	4 所得税の額 40,000円以上 64,000円未満の世帯	23,400	29,500
	5 所得税の額 64,000円以上 76,000円未満の世帯	25,300	35,100
	6 所得税の額 76,000円以上 112,000円未満の世帯	26,100	39,500
	7 所得税の額 112,000円以上 160,000円未満の世帯	27,800	42,700
	8 所得税の額 160,000円以上 408,000円未満の世帯		45,400
	9 所得税の額 408,000円以上の世帯		46,300

注 (1) 第2子以降の保育料について

同一世帯で2人以上入所されている場合、第2子については、上記表の額の2分の1相当額（第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額）、第3子以降については無料となります。

(2) B階層保育料について

B階層の世帯で、その世帯が母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合は、申請により上記表の額が免除となります。

(3) 月途中の入退所について

月途中に入所し、または退所した場合の保育料は、上記表の保育料（月額）をもとに、日割り計算します。

(4) 年齢について

4月に入所された方は、4月1日現在の年齢（5月以降に入所された方は入所月の1日現在の年齢）で保育料を算定し、年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。

(5) 世帯の課税状況について

市民税については、平成17年度分（年間税額）が、所得税の額については、平成17年分（年間税額）が対象となります。

(6) 税額控除について

課税状況の欄の市民税・所得税の額については、配当控除、住宅取得控除および外国税額控除のいわゆる税額控除の適用前の税額となります。

[金沢市における保育の実施に関する条例第4条]

保育所階層別保育児童数

(平成18年4月1日現在)

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳以上児 (人)	市立	8	60	23	51	34	18	83	77	39	126	107	171	43	840
	私立	12	464	136	367	236	132	615	569	324	823	801	1,763	480	6,722
	県立	0	7	1	2	4	1	5	7	0	6	12	13	5	63
	管外	0	6	0	0	1	1	2	2	1	3	5	9	1	31
	計	20	537	160	420	275	152	705	655	364	958	925	1,956	529	7,656

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳未満児 (人)	市立	1	18	9	31	8	7	43	43	18	47	48	78	16	367
	私立	7	186	69	198	111	65	314	320	170	434	478	932	170	3,454
	県立	0	2	1	0	0	1	0	3	1	2	5	6	5	24
	管外	0	1	0	2	0	0	1	1	2	5	3	17	1	33
	計	8	207	79	231	119	73	358	367	191	488	534	1,033	192	3,880

保育所の職員数

(平成18年4月1日現在)

区分	保育所数	定員	所長	保育士	調理員	保健師等	計
市立	13カ所	1,201人	13人	138人	14人	9人	174人
私立	98	10,024	98	1,663	289	73	2,249
県立	1	90	1	11	3	1	16
計	112	11,315	112	1,812	306	83	2,439

保育所運営費の年次推移

経営主体	施設数			保育児童数						運営費			
				16		17		18					
	16	17	18	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	16	17	18	
保育所	市立	14カ所	13カ所	13カ所	11,519人	5,037人	10,728人	4,672人	10,037人	5,363人	925,587千円	873,622千円	910,580千円
	私立	97	97	98	80,100	43,570	82,059	44,921	83,313	46,048	8,213,863	8,386,441	8,503,326
	県立	1	1	1	792	284	792	299	720	348	62,431	63,207	65,017
	管外	—	—	—	467	490	444	381	444	381	68,621	59,612	59,131
	計	112	112	111	92,878	49,381	94,023	50,273	94,514	52,140	9,270,502	9,382,332	9,538,054

(注) 16年度は決算、17年度は補正予算、18年度は当初予算の額である。

平成18年度 私立保育所運営費等補助予算一覧表

(単位：千円)

名 称		予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
運	給与等改善費補助	55,700	42,800	12,900	運営費、民間施設給与等改善費に含まれる保育士、調理員の人件費と市が補助対象とした人件費（実支払額と市格付相当額を比較して少ない方）の不足分を補助
	保育士定数改善費補助	432,800	425,000	7,800	保育士の国配置基準と市配置基準の差を補助
営	いつでも入所対応保育士配置支援事業	58,200	33,000	25,200	年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市配置基準を超える保育士を確保している保育所に対し補助
	調理員定数改善費補助	46,900	42,600	4,300	臨時調理員、パート調理員を配置することにより、調理員の労働軽減と給食業務の向上を図る
費	産休等代替職員費補助	19,500	21,100	△ 1,600	職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人件費を補助する。
	運営費特別対策費補助	10,900	11,000	△ 100	定員45人以下の施設に対し、30人定員が適当と認められる施設に対し、市独自に小規模施設認定をし保育単価差を補助（小規模保育所） 夜間保育所で、夜間保育に従事する職員に対し、夜間勤務手当を支給した経費を補助（夜間保育所）
助	統合保育費補助	140,300	116,000	24,300	障害児保育を円滑に実施するための人件費を補助
	計	764,300	691,500	72,800	
職員感染症対策費補助		11,700	11,400	300	伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の検便に要する経費を補助（一般腸内細菌および腸管出血性大腸菌検査）
改修費等補助		14,100	167,000	△152,900	保育所の施設および設備の整備等に要する経費を補助（業務省力化を図るための厨房機器、事務用機器の購入に要する経費を補助）
大型遊具設置費補助		500	0	500	大型遊具の設置に要する経費を補助（補助限度額すこやか保育遊具整備事業費120万円、体力づくり遊具整備事業60万円）
延長保育費補助		541,100	549,300	△ 8,200	11時間を超えて児童を保育する施設に対してその費用の一部を補助
一時保育費補助		40,800	42,300	△ 1,500	保護者（母・祖母等）の病気等により、一時的に保育に欠ける児童を短期間保育するための費用を補助
休日保育費補助		19,900	19,200	700	日曜、祝日に保育に欠ける児童の保育をする施設に対して補助
地域活動費補助		9,100	10,500	△ 1,400	地域活動事業を円滑に実施するための費用を補助
保育所子育て夢ステーション事業費補助		15,100	13,400	1,700	相談や情報提供等の基本事業のほか乳幼児を持つ保護者やこれから親となる小中高生等に対し、積極的に育児教室や乳幼児とのふれあい体験事業等を実施する保育所に補助
病児一時保育費補助		21,100	20,600	500	保育所通所中の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に保護者に代わり病児の看護や一時保育を行う施設に対して補助
年末保育サービス費補助		1,900	1,900	0	年末の12月29日、30日において、保護者が勤務等の都合により、家庭保育ができない場合に、開所し保育を行う保育所に対し補助

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
保育所地域子育て 支援事業費補助	42,000	47,100	△ 5,100	子育て家庭に対する育児相談等地域の保育ニーズに積極的に対応する保育所に対し、人件費および事業費を補助
保育団体等補助	650	900	△ 250	保育所長等研修事業に要する経費および保育所職員スポーツ大会開催費を補助
こどもすくすくランド 開催費補助	1,500	1,800	△ 300	こどもすくすくランド開催費を補助
合 計	1,483,750	1,576,900	△ 93,150	

#### 14 夜間保育所〔児童福祉法〕

##### (1) 主 旨

夜間就労機会の増加、勤務形態の多様化に対応し県内初の都市型夜間保育所を開設。

##### (2) 実施保育所

実施保育所	開設年月日	保 育 時 間	定 員
野町夜間保育園 (野町3-24-32)	昭和63年7月1日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前、午後10時から 午前2時まで)	45 名
双葉第二保育園 (香林坊2-5-24)	平成12年4月1日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前)	30 名

#### 15 休日保育所

##### (1) 主 旨

日曜・休日を勤務日とする就労形態の事業所に、保護者が働くことによって保育に欠ける児童の健全育成を図るため、市内7カ所の私立保育所を「休日保育所」に指定のうえ、休日保育を実施する。

##### (2) 開設時期

平成元年4月1日

##### (3) 実施保育所

石川県済生会保育園 金沢市本町1丁目2番16号

愛育保育園 金沢市小将町8番23号

第一善隣館保育所 金沢市野町3丁目1番15号

瓢箪町保育園 金沢市瓢箪町8番22号

双葉保育園 金沢市香林坊2丁目5番24号

双葉第二保育園

みなと第2保育園 金沢市木曳野土地区画整理地38街区1

##### (4) 対象児童(保護者)

上記7カ所の保育所において保育される児童のうち、休日保育を希望される方

##### (5) 対象児童の休みとなる日

「休日に見合う日数分」を平日に休むものとする。

(「保護者が休みとなる日」に合わせてあらかじめ設定する。)

## 16 延長保育事業

### (1) 主 旨

児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う。

(2) 事業開始時期 昭和58年4月1日

(3) 平成18年度実施保育所（見込） 111カ所

### (4) 延長保育時間

- 昼間保育所 概ね午後6時を超え最長午後10時まで
- 夜間保育所 午前9時から午前11時まで、および午後10時を超え午前2時まで

(5) 保護者負担 通常保育料のほかに別途負担が必要

## 17 統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕

### (1) 主 旨

心身の発達に遅れ等を有し、かつ、保育に欠ける概ね3歳以上の児童を一般の児童とともに集団で保育を行うことにより、心身の発達の助長、社会への適応性を高める。

(2) 事業開始時期 昭和49年4月1日

(3) 平成18年度受け入れ可能保育所 108カ所

(4) 対象児童 心身の発達の遅れ等の程度が中度または軽度の保育に欠ける児童で、金沢市統合保育指導委員会で一般の児童とともに集団で保育を行うことが可能と判断された児童

## 18 24時間型保育事業〔金沢市24時間型保育事業実施要綱〕

### (1) 主 旨

深夜にわたって勤務されている方の「子育て」と「仕事」の両立を支援するため、昼間の保育に引き続き翌朝まで保育を行う。

(2) 事業開始時期 平成7年7月1日

(3) 実施保育所 金沢市立中村町保育所 金沢市中村町15番7号

(4) 実施日 毎週、月曜日～金曜日（当日または翌日が祝祭日のときは実施しない）

(5) 1日当りの受け入れ児童数 概ね5名

(6) 対象児童 市内保育所の入所児童で、昼間の保育に併せ保護者が夜間勤務をしている児童

(7) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1回につき2,000円

（午後10時までは300円、午前1時までは500円）

## 19 年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕

### (1) 主 旨

年末12月29日、30日に保育所を開所し、保護者が勤務の都合により年末に家庭での保育ができない「働く家庭」の子育て支援を図る。

(2) 事業開始時期 平成7年12月

(3) 対象児童 保育所通所中の児童で年末保育を必要とする児童

- (4) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1日につき3歳未満児1,700円、3歳以上児1,100円  
同一世帯で2人以上利用する場合は、第2子については2分の1相当額  
(第1子・第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は3分の1相当額)

## 20 病児一時保育事業

- (1) 主 旨  
保育所通所中等の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり病児の看護・一時保育を行う。
- (2) 事業開始時期 平成6年4月
- (3) 実施施設 聖霊乳児院 金沢市長町1丁目5番30号  
健生クリニック 金沢市平和町3丁目5番2号  
城北病院 金沢市京町20番3号

## 21 一時保育事業〔金沢市一時保育事業実施要綱〕

- (1) 主 旨  
児童の保護者等の疾病、就労その他の理由により、保護者等が児童を一時的に保育できない場合に、当該児童を保育所に一時的に入所させて保育することにより、児童の健全育成と子育て支援を図る。
- (2) 事業開始時期 昭和55年4月1日
- (3) 対象児童  
次のいずれかの事由に該当し、一時保育を必要とする児童
- ① 保護者等が疾病、出産または保護者等が看護に従事する場合
  - ② 保護者等が産休・育休あけで、月途中からの保育所入所が困難な場合
  - ③ 保護者等の就労、疾病等により、断続的に保育が困難となるため
  - ④ 保護者等が冠婚葬祭等に出席するため
  - ⑤ 保護者等の育児リフレッシュのため
- (4) 保護者負担 1時間につき 350円  
(市立保育所) 給食1回につき300円  
間食1回につき100円

## 22 休日一時保育事業

- (1) 主 旨 休日一時的に家庭での保育が困難な児童の保育を行う。
- (2) 事業開始 平成14年4月
- (3) 実施場所 中村町保育所子育てセンター 金沢市中村町15番7号
- (4) 事業内容 日曜日、休日(月曜日を除く)の保育
- (5) 対象児童 5人程度
- (6) 保護者負担 1時間につき350円

## 23 保育所地域子育て支援センター事業

### (1) 主 旨

保育所において、子育て家庭支援のための専属職員を配置し、子育て家庭等に対する育児相談・指導等を行い、地域全体での子育てを支援する。

### (2) 事業開始時期 平成9年4月1日

(3) 実施保育所	石川県済生会保育園	金沢市本町1丁目2番16号
	真行寺むつみ苑保育所	金沢市石引2丁目4番23号
	龍雲寺保育園	金沢市寺町5丁目12番40号
	泉の台幼稚舎	金沢市泉野町4丁目4番3号
	安原保育園	金沢市下安原町東1521番地1
	光保育園	金沢市神宮寺1丁目11番15号
	中村町保育所	金沢市中村町15番7号(平成12年4月1日開設)

### (4) 事業内容

- ① 子育て家庭等に対する育児相談
- ② 子育てサークル等への支援
- ③ 地域の保育ニーズへの対応(特別保育の積極的実施)

## 24 児 童 館〔児童福祉法第40条〕

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で設置されているもので、現在31館ある。

### 市立児童館概要

No.	種 類	施 設 名	電話番号	所 在 地	館 長 名	開館年月日	建物面積	構造 (併設施設)
1	ミニ児童館	二塚児童館	269-0272	北塚町西98	池田 茂夫	5.11.1	165.42	鉄筋・2 (公民館)
2	小型児童館	芳斉児童館	222-7477	芳斉2丁目3-29	虎井 勝	41.4.1	240.00	鉄筋・2 ( )
3	〃	馬場児童館	253-1255	東山3丁目29-22	中西満須子	45.4.1	206.54	鉄筋・3 (保育園)
4	〃	大野町児童館	268-1277	大野町1丁目8-5	松金 明栄	46.2.1	240.72	鉄筋・2 (公民館)
5	〃	平和町児童館	241-4851	平和町2丁目8-7	大野木潤子	48.4.1	191.25	鉄筋・2 (児童図書館)
6	〃	材木児童館	223-7765	材木町13-11	西田 武	51.4.1	198.15	鉄筋・2 (公民館)
7	〃	長田町児童館	235-2180	長田1丁目5-50	島田 重之	7.4.1	191.98	鉄筋・3 ( )
8	児童センター	長町児童館	232-9221	長町2丁目2-16	中野 成昭	40.1.4	298.22	鉄筋・2 ( )
9	〃	花園児童館	258-0028	今町4丁目	山本太兵衛	43.7.1	299.18	鉄筋・2 ( )
10	〃	大徳児童館	268-2533	畝田中2丁目234	小浦 弘義	49.4.1	304.78	木・瓦・2 (集会所)
11	〃	小坂児童館	251-6055	小坂町北312	棒田 剛	50.4.1	309.90	鉄筋・3 (公民館) (老人憩の家)
12	〃	米丸児童館	291-5535	間明町2丁目346	酒井 光夫	51.4.1	529.20	鉄筋・2 ( )
13	〃	富樫児童館	242-4252	山科1丁目6-8	開敷 一雄	53.4.1	371.10	鉄筋・2 (公民館)
14	〃	小立野児童館	233-1780	小立野4丁目7-51	新保 弘	54.4.1	297.863	鉄筋・3 (公民館) (老人センター)
15	〃	中村児童館	247-4456	中村町10-35	小松 勉	54.4.1	299.38	鉄筋・2 (公民館) (老人憩の家)
16	〃	粟崎児童館	237-3837	粟崎町1丁目3	高村 昭次	55.4.1	408.2612	鉄筋・2 (公民館) (老人センター)
17	〃	鞍月児童館	237-8957	南新保町133-2	藤巻 公三	56.4.1	299.62	鉄筋・2 (公民館) (老人憩の家)
18	〃	瓢箪児童館	221-1518	彦三町2丁目10-5	大村 昭男	57.4.1	299.20	鉄筋・3 ( )
19	〃	金石児童館	266-1125	金石西4丁目5-20	中嶋 吉守	58.4.1	299.462	鉄筋・3 (支所) (公民館)
20	〃	安原児童館	249-8930	福増町22街区1	清水 弘	59.4.1	307.66	鉄筋・2 (出張所・公民館) (老人憩の家)
21	〃	森山児童館	251-4332	森山2丁目11-13	街道 利之	59.4.1	299.79	鉄筋・3 (公民館) (老人憩の家)
22	〃	弥生児童館	243-7588	弥生1丁目29-13	山本 茂	61.4.1	299.275	鉄筋・3 ( )
23	〃	新神田児童館	291-4496	新神田1丁目1-18	上農 彦治	62.4.1	299.238	鉄筋・3 ( )
24	〃	浅野町児童館	252-5664	浅野本町2丁目13-12	出戸 眞徳	63.4.1	299.931	鉄筋・2 (老人憩の家)
25	〃	三和児童館	249-2908	上荒屋4丁目82	荒納 壽一	2.4.1	299.56	鉄筋・3 (公民館) (集会所)
26	〃	押野児童館	247-3220	八日市2丁目464	宇野 勝次	6.4.1	329.768	鉄筋・2 (出張所) (公民館)
27	〃	千坂児童館	258-3969	千木1丁目235	小幡多喜吉	6.4.1	382.94	鉄筋・2
28	〃	扇台児童館	296-1180	馬替1丁目29-1	川上 利昭	9.4.1	299.99	鉄筋・2 (公民館)
29	〃	杜の里児童館	222-7759	若松町3-281	大海 捷一	13.4.1	363.27	鉄筋・2
30	〃	西南部児童館	240-3878	八日市出町4街区6	小林 昭進	16.4.1	370.17	鉄筋・2
31	大型児童センター	城北児童会館	251-0444	小坂町西8-11	小柳 正人	56.5.4	2,509.81	鉄筋・2

### 児童館設置数の年次推移

種類	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ミニ児童館 (138.84㎡以上)					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小型児童館 (185.12㎡以上)		7	7	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
児童センター (297㎡以上)		16	16	17	17	19	19	19	20	20	20	20	21	21	21	22	22
大型児童センター (500㎡以上)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		23	24	24	24	25	27	28	28	29	29	29	29	30	30	31	31

### 児童館利用児童数（1ヶ月平均延人数）

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
地区児童館	26,614	26,647	28,978	33,657	36,528	36,346	36,332	39,955	39,147	40,979	41,997	44,030	47,544	49,749	49,237
城北児童会館	5,975	7,096	6,797	6,699	6,619	6,784	6,723	7,085	7,296	6,526	5,198	7,160	8,175	9,585	9,327
合計	32,589	33,743	35,775	40,356	43,147	43,130	43,055	47,040	46,443	47,505	47,195	51,190	55,719	59,334	58,564

### 親子ふれあい相談事業

#### (1) かんがるー教室

2歳児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子の交流を深め、また、育児の知恵を交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

- 実施場所 城北児童会館、地区児童館（30館）、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫  
計33ヶ所
- 実施回数 年間30回
- 定員 各15～20組程度

#### (2) かるがも親子教室

1歳9ヶ月から2歳未満児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深めたり、育児不安を抱える母親の仲間づくりや情報交換の場を提供する。

- 実施場所 城北児童会館、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫、泉野福祉健康センター、駅西福祉健康センター、元町福祉健康センター 計6ヶ所
- 実施回数 春季コース、秋季コース、冬季コース（各コース5回）
- 定員 各20組程度

### 城北児童会館の事業

#### (1) クラブ活動

主に小学生を対象に放課後、学校で体得できないような健全な遊びを子どもたちに与え、心身両面の健康増進および情操を豊かにする。

クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員
絵画	小1～小3年	20名	紙ざいく	小1～小3年	20名	パソコン	小3～小6年	10名
やきもの	小4～小6年	20名	科学A	小1～小2年	20名			
トランポリン	小1～小6年	25名	科学B	小3～小4年	20名			

(2) 年間行事

季節行事……城北わんぱくランド、七夕ファンタジー、おばけ大会、夏のお楽しみランド、親子木工教室、あそびのチャンピオン大会、芋掘りとやきいも会、もちつき大会、クリスマスファンタジー、正月遊び、節分まめまき会、春を待つ子ども音楽まつり、ひなまつりファンタジー等

体育行事……レッツチャレンジ!

(3) 月催行事……映画ランド、金沢おもちゃ病院、工作ランド等

(4) 日常行事

おはなしランド・子育てサロン、おもちゃをつくる子よっといで、リズムあそび、ドレミらんど

(5) 子育て市民活動交流室

多様な人材を活かしてネットワークを広げ、現代の子育て家庭が抱える問題に柔軟に取り組む子育ての市民活動を支援するため、拠点となる交流コーナーを設置

25 放課後児童健全育成事業〔児童福祉法第6条の2第6項〕

(1) 目的

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(2) 事業の推移

本市が留守家庭児童等の健全育成に取り組んだのは、昭和24年当時の十一屋小学校の空教室2部屋を借りて学校終了後も保護者が就労中の児童のために開放し、地域各種団体および婦人会の協力と市の補助で留守家庭児童等を指導・育成したのがはじまりで、その後若草町に単独施設を確保し、子どもの家と名づけて留守家庭児童を収容・育成し留守家庭児童対策の先鞭をきった。

その後、昭和47年から民間実施の留守家庭児童対策に市が積極的に補助金を交付（所管課社会教育課）し、昭和50年途中から児童福祉法の改正とともに福祉部の所管として実施団体に対し、補助金を補正計上し、昭和51年度から厚生省の都市児童健全育成事業実施要綱の制定と同時に、民間委託事業として児童育成クラブの設置・育成を行ってきた。

昭和58年4月、金沢市児童育成クラブ補助金交付要綱を制定し、児童育成クラブを設置した地区社会福祉協議会に補助金を交付し、その育成に努める。

昭和63年4月、金沢市留守家庭児童等健全育成事業実施要綱を制定し、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に委託する。

平成3年4月、厚生省の放課後児童対策事業実施要綱により児童クラブと名称変更する。

平成9年6月、児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、放課後児童健全育成事業として、明記され、事業の一層の普及が図られることとなった。

(平成18年4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
クラブ数	35	38	41	44	46	46	49	52	53	56	56	61	64	67	67	70

## 児 童 ク ラ ブ (70クラブ)

(平成18年4月1日現在)

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
1	杉の木ホーム	材木町13-36	材木善隣館	222-9030	60人	39年度
2	仲よしホーム	野町3丁目1-15	第一善隣館	241-0994	28	41
3	わらべの園	平和町2丁目8-7	平和町児童館	241-4851	66	47
4	たんぽぽくらぶ	涌波2丁目6-14	民家	264-3743	82	48
5	すくすくクラブ	山科1丁目6-8	富樫児童館	242-4252	60	50
6	三馬っ子クラブ	久安6丁目83	旧三馬公民館	247-6425	109	53
7	すみれクラブ	小立野4丁目10-47	民家	222-8550	29	53
8	きりんクラブ	みどり1丁目160	民家	249-4782	63	53
9	あすなろクラブ	光が丘3丁目35	民家	298-2185	40	54
10	菊川児童クラブ	菊川1丁目2-15	菊川町小学校	264-2723	43	54
11	がんばりっこクラブ	田上町耕177	民家	222-0922	51	54
12	いずみのクラブ	泉野町1丁目3-25	民家	241-7734	47	54
13	大徳児童クラブ	松村6丁目200	大徳小学校	268-7306	69	55
14	どんぐりクラブ	東長江町ニ17	夕日寺小学校	251-5417	61	55
15	風の子くらぶ	西大桑町13-35	専用建物	244-7988	33	55
16	木曳野学童クラブ	桂町口72	木曳野会館	268-8051	79	55
17	ひかり学童園	小立野4丁目5-1	民家	231-4593	27	55
18	たいようクラブ	長坂1丁目7-25	民家	242-5051	39	56
19	こじか児童クラブ	福増町22街区1	安原児童館	249-8930	98	56
20	森山児童クラブ	森山2丁目11-13	森山児童館	251-4332	57	56
21	やまびこクラブ	末町21-25-2	専用建物	229-0817	52	57
22	米泉っ子クラブ	米泉町4丁目133-2	米泉小学校	242-3703	27	58
23	押野児童クラブ	八日市2丁目464	押野児童館	247-3220	47	61
24	長土堀児童クラブ	長町3丁目3-3	長土堀交流館	261-0294	26	62
25	くら月っ子クラブ	南新保町口133-2	鞍月児童館	237-8957	137	1
26	浅野町児童クラブ	浅野本町2丁目13-12	浅野町児童館	252-5664	54	1
27	粟崎児童クラブ	粟崎1丁目3	粟崎児童館	237-3837	87	2
28	三和児童クラブ	上荒屋4丁目82	三和児童館	249-2908	151	2
29	新神田児童クラブ	新神田1丁目1-18	新神田児童館	291-4496	80	2
30	弥生児童クラブ	弥生1丁目29-13	弥生児童館	243-7588	48	2
31	千坂のびのびクラブ	千木1丁目235	千坂児童館	258-3969	59	3
32	西念保育園学童クラブ	西念3-7-21	西念保育園	265-6116	32	3
33	梅光学童クラブ	石引4丁目6-1	梅光保育園	232-1071	68	3
34	ふたば児童クラブ	駅西新町1-30-9	双葉町子供の家保育園	262-9012	25	3
35	マーヤクラブ	南森本町ヌ130	専用建物	257-4457	93	3
36	西南部児童クラブ	八日市出町4街区6	西南部児童館	240-0017	74	4
37	大浦ひまわり児童クラブ	木越2-4-1	旧木越保育所	090-7083-6100	77	4
38	不動寺児童クラブ	不動寺町イ33	不動寺小学校	257-4350	54	4
39	戸板児童クラブ	二口町ハ42	戸板小学校	232-5772	70	5
40	おおぞらクラブ	長坂3丁目14-1	長坂台小学校	245-3447	24	5
41	内川学童クラブ	三小牛町20-1-10	内川公民館	247-2263	36	5

No.	クラブ名	所在地		電話番号	児童数	開設年度
42	若竹児童クラブ	馬替2丁目150	専用建物	298-7557	32人	6年度
43	浅野川ぴょんぴょんクラブ	須崎町チ43-3	専用建物	239-2554	41	6
44	四十万児童クラブ	四十万町イ135-1	民家	298-4524	43	6
45	伏見台児童クラブ	窪5丁目335	伏見台小学校	245-0205	83	7
46	米丸児童クラブ	間明町2丁目346	米丸児童館	291-5535	101	7
47	げんきクラブ	小坂町中95	民家	252-6013	36	9
48	こさか児童クラブ	小坂町北312	小坂児童館	251-6055	53	9
49	花園児童クラブ	二日市町チ90	民家	258-6665	27	10
50	味噌蔵児童クラブ	小将町8-23	第三善隣館	221-0984	39	10
51	金石児童クラブ	金石西4-5-30	金石児童館	266-1125	50	11
52	ながた児童クラブ	長田1-5-40	長田町小学校	233-9120	46	11
53	わかばクラブ	芝原町イ59	湯涌農村環境改善センター	235-1852	18	12
54	かもめ児童クラブ	栗崎町タ1-1	かもめ保育園	238-2061	25	12
55	星の子クラブ	畝田中2-234	大徳児童館	268-2533	69	12
56	川北さくら児童クラブ	松寺町寅89-1	金沢市農協川北支店	238-1005	40	13
57	諸江けやき児童クラブ	北安江2-25-1	諸江町小学校	263-1630	75	13
58	かみやち保育園児童クラブ	神谷内町へ33-3	専用建物	251-1250	37	14
59	アリスこどもの国	円光寺本町8-50	アリス外語学院	280-1001	62	14
60	大野町児童クラブ	大野町1-8-5	大野町児童館	268-1277	25	14
61	中村児童クラブ	中村町10-35	中村児童館	247-4456	12	14
62	杜の里児童館児童クラブ	若松町3-281	杜の里児童館	222-7759	36	14
63	ふたつか児童クラブ	稚日野町南58	専用建物	267-5208	51	16
64	めいせい児童クラブ	此花町2-7	此花会館	221-0938	22	16
65	たがみっこクラブ	田上町ニ9-2	民家	224-6711	56	16
66	ほしぞらクラブ	円光寺1-1-8 A棟	民家	280-0630	27	17
67	東浅川児童クラブ	上中町へ14甲	上中町会館	229-3146	14	17
68	第2四十万クラブ	しじま台2-26-11	民家	296-3567	41	17
69	ばば児童クラブ	東山3-9-30	馬場小学校	252-8494	10	18
70	すずかけ児童クラブ	東兼六町2-10	金大付属養護学校すずかけの家	268-7840	19	17
合計		70 クラブ		3,652人		

## 26 地域組織活動育成クラブ活動費補助事業（昭和52年度から実施）

〔厚生労働省国庫補助による地域組織活動要綱〕

家庭児童の健全な育成をはかるために、地域住民の積極的参加による地域組織活動が必要である。

このための活動として

- (1) 親子やお年寄りとの交流を図るため、「家庭の日」を設けたり、「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。
- (2) 児童養育に関する研修活動  
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修などを開催する。

## (3) 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動等の奉仕活動を行う。

## (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動

## 地域組織活動育成クラブ (31クラブ)

(平成18年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	会 長 名	会 員 数	結成年月日	関連をもつ児童館名
1	長 町	長町2丁目2-16	中 西 由紀子	30	52. 4. 1	長 町 児 童 館
2	芳 斉	芳斉2丁目3-29	安 田 恵利子	37	〃	芳 斉 児 童 館
3	花 園	今町チ4丁	森 川 春 代	38	〃	花 園 児 童 館
4	馬 場	東山3丁目29-22	松 森 昌 美	40	〃	馬 場 児 童 館
5	大 野 町	大野町1丁目8-5	村 本 悦 子	33	〃	大 野 町 児 童 館
6	平 和 町	平和町2丁目8-7	藤 井 茂 人	65	〃	平 和 町 児 童 館
7	大 徳	畝田中2丁目234	松 村 紀 子	70	〃	大 徳 児 童 館
8	小 坂	小坂町北312	保 積 美津江	39	〃	小 坂 児 童 館
9	材 木	材木町13-11	若 松 春 恵	30	〃	材 木 児 童 館
10	米 丸	間明町2丁目346	清 造 悦 子	31	〃	米 丸 児 童 館
11	富 樫	山科1丁目6-8	竹 田 浩 代	51	53. 4. 1	富 樫 児 童 館
12	小 立 野	小立野4丁目7-51	干 野 幸 子	35	〃	小 立 野 児 童 館
13	中 村	中村町10-35	嶋 聖 子	33	54. 4. 1	中 村 児 童 館
14	粟 崎	粟崎町1丁目3	井 林 美津枝	101	55. 4. 1	粟 崎 児 童 館
15	鞍 月	南新保町口133-2	宮 岸 真知子	123	56. 4. 1	鞍 月 児 童 館
16	瓢 箪	彦三町2丁目10-5	上 田 美 和	32	57. 4. 1	瓢 箪 児 童 館
17	金 石	金石西4丁目5-30	蔵 田 博 美	56	58. 4. 1	金 石 児 童 館
18	安 原	福増町22街区1番地	田 尻 久 恵	34	59. 4. 1	安 原 児 童 館
19	森 山	森山2丁目11-13	当 田 真 子	53	〃	森 山 児 童 館
20	城 北	小坂町西8-11	大 橋 珠 姫	49	60. 4. 1	城 北 児 童 会 館
21	弥 生	弥生1丁目29-13	村 田 昌 代	45	61. 4. 1	弥 生 児 童 館
22	新 神 田	新神田1丁目1-18	栗 澤 百合子	69	62. 4. 1	新 神 田 児 童 館
23	浅 野 町	浅野本町2丁目13-12	山 本 由 美	41	63. 4. 1	浅 野 町 児 童 館
24	三 和	上荒屋4丁目82	大 江 かず子	30	2. 4. 1	三 和 児 童 館
25	二 塚	北塚町西98	円 道 有希子	68	6. 4. 1	二 塚 児 童 館
26	押 野	八日市2丁目464	柿 木 真由美	31	〃	押 野 児 童 館
27	千 坂	千木1丁目235	福 島 恵 子	67	〃	千 坂 児 童 館
28	長 田 町	長田1丁目5-50	岩 田 和 子	32	7. 4. 1	長 田 町 児 童 館
29	扇 台	馬替1丁目29-1	松 本 美津子	31	9. 4. 1	扇 台 児 童 館
30	杜 の 里	若松町3丁目281番地	平 嶺 美 恵	42	13. 4. 1	杜 の 里 児 童 館
31	西 南 部	八日市出町4街区6	平 石 美 和	34	16. 4. 1	西 南 部 児 童 館
合 計		31 ク ラ ブ		1,470人		

## 27 子育て支援短期利用事業〔厚生省 子育て短期支援事業実施要綱〕

### ○ 事業の種類および内容

#### (1) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護する。

（実施施設：享誠塾、梅光児童園、林鐘園、聖霊乳児園）

#### (2) 夜間養護事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

（実施施設：享誠塾、梅光児童園、野町保育園）

#### (3) 事業の開始 平成7年4月1日

## 28 児童家庭支援センター事業〔こども家庭支援センター金沢〕

### (1) 主 旨

地域の児童の福祉に関する問題につき、児童や母子家庭、その他の家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

### (2) 開設年月日 平成14年12月1日

### (3) 実施主体 社会福祉法人 享誠塾（児童養護施設）

### (4) 事業内容

- 24時間電話相談事業
- 家庭訪問事業
- 親子への心理的援助
- 緊急仮保護
- ショートステイ事業の拠点

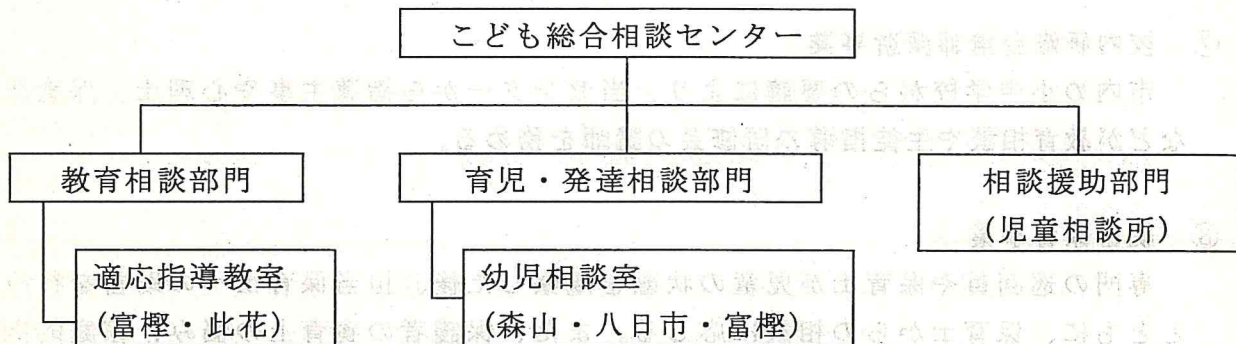
### (5) 施設 社会福祉法人享誠塾敷地内で別棟を改修（相談室、プレールーム、事務室等）

### (6) 職員構成 相談、支援を担当する職員、心理療法等を担当する職員



## 第8 こども総合相談センター

子どもを取り巻く環境の変化と多様化する相談ニーズに対応するため、教育・保育全般の相談部門、幼児相談室、適応指導教室、児童相談所を統合し、教育プラザ富樫の一機関として平成18年4月に開設した。福祉健康センターとの連携を含め、福祉・教育・保健が連携した子どもと子育てに関する総合相談・支援体制を構築し、児童福祉の充実を図る。



### 1 教育相談部門、育児・発達教育相談部門

#### (1) 主な事業

##### ① 面接相談

保護者や保育士、教職員の子育てや就学等のあらゆる悩みに、心理士や保育士、保健師の専門スタッフが面接して相談に応じる。

##### ② 巡回専門相談

集団活動場面での乳幼児・児童生徒の不応、発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経験を有する巡回専門相談員が各施設への巡回を行い、子どもたちの行動特徴の把握を行いながら、教職員や保護者等への支援を行う。

##### ③ 専門相談

小児科医や精神科医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家による面接相談

##### ④ 電話相談・いじめ相談専用テレホン

相談員や指導主事、保育士等による電話相談

##### ⑤ 家庭訪問相談

不登校の児童生徒のいる家庭を家庭訪問相談員が訪問し、話し相手となりながら児童生徒の自立や学校復帰を支援する。

##### ⑥ 適応指導教室「そだち」

学校に行けない市内の小中学校の児童生徒を対象に、社会的自立や再登校のための集団適応や学習の支援を行う。

i 設置場所

名 称	位 置
そだち富樫教室	金沢市富樫3丁目10番1号(教育プラザ富樫内)
そだち此花教室	金沢市此花町2番7号(教育プラザ富樫相談センター此花内)

ii 開設日時

月・水・金曜日 9:30～15:00 火・木曜日 9:30～12:30

⑦ 校内研修会講師派遣事業

市内の小中学校からの要請により、当センターから指導主事や心理士、保育士などが教育相談や生徒指導の研修会の講師を務める。

⑧ 統合保育事業

専門の巡回員や保育士が児童の状態を観察した後、担当保育士への助言を行うとともに、保育士からの相談に応じる。また、保護者の養育上の悩み、家庭的問題、医療的問題等の相談に応じる。

⑨ 幼児相談室

乳幼児の子育てに関する保護者の悩みに保育士が応じるほか、親子で楽しい遊びを経験する。

○ 設置場所

名 称	位 置
森山幼児相談室	金沢市元町1丁目7番7号(金沢市立森山保育所内)
八日市幼児相談室	金沢市八日市2丁目465番地(金沢市立八日市保育所内)
富樫幼児相談室	金沢市富樫3丁目10番1号(金沢市教育プラザ富樫内)

(2) 相談の件数(平成17年度実績)

相談種別	実件数	延人数
面接相談	1,206件 (新規963件、継続243件)	4,256人
巡回専門相談	479件	1,391人
専門相談	202件	356人
電話相談	1,153件 (うちいじめ相談23件)	1,153件 (うちいじめ相談23件)
家庭訪問相談	11件	186人
校内研修会講師派遣	33校 (小学校28校・中学校5校)	1,123人
適応指導教室	83件	6,558人

## 2 相談援助部門（児童相談所）

### (1) 児童福祉法に基づく児童相談所業務

- ① 虐待・養育放棄等の相談・通告に対する調査・診断・判定・援助
- ② 児童の一時保護
- ③ 児童養護施設等への入所の措置
- ④ 障害児施設等への入所の措置
- ⑤ 療育手帳等の障害の程度の判定
- ⑥ 里親の認定・指導
- ⑦ 施設入所児童への指導・支援
- ⑧ 措置費に関する事務
- ⑨ 児童保護費負担金に関する事務
- ⑩ 児童福祉施設の設置認可・指導監査

### (2) 子ども生活相談

保護者の要請を受け、非行等の社会的不適応を起こしている児童生徒を訪問し、自立や学校復帰を支援する。

### (3) メンタルフレンド事業

引きこもり等の子どもに対して、メンタルフレンド（大学生等）を派遣し、会話やスポーツなどのふれあいを通して社会性の向上を図る。



## 第9 障 害 福 祉 課

### 1 身体障害者手帳制度〔身体障害者福祉法第15条〕

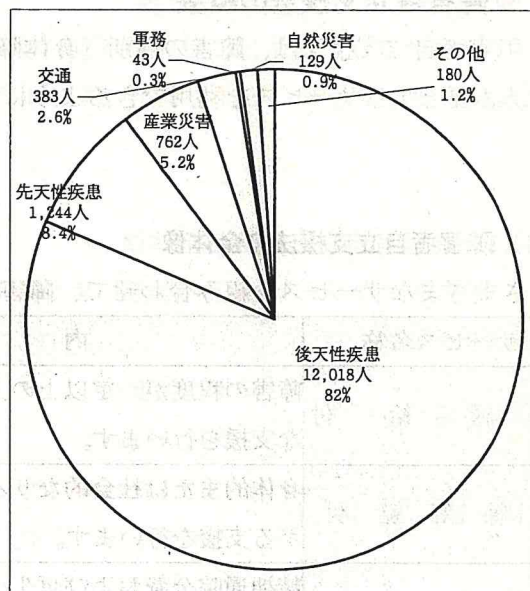
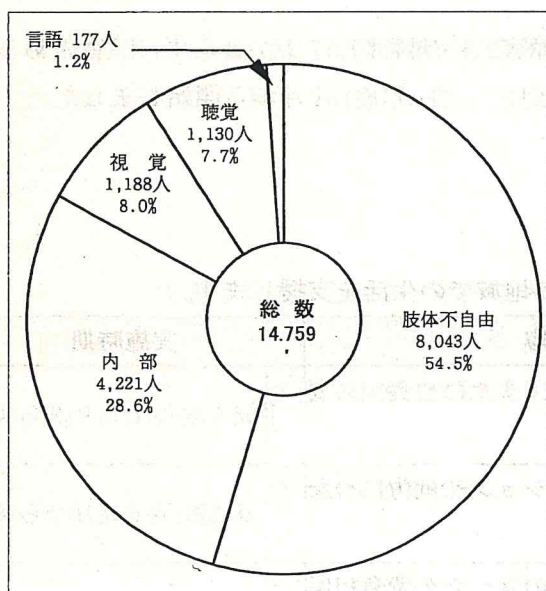
法律で定められた支援を受けたり、医療費助成等の各種制度を利用するために必要であり、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある者に交付する。

#### (1) 身体障害者手帳交付状況

(平成18年4月1日現在)

部位 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
肢体不自由	2,072 人	1,885 人	1,562 人	1,596 人	644 人	284 人
聴覚障害	127	292	138	172	11	390
視覚障害	467	341	102	87	115	76
内部障害	2,589	38	1,015	579		
言語障害	7	6	94	70		
合計	5,262	2,562	2,911	2,504	770	750
%	35.7	17.4	19.7	17.0	5.2	5.0

#### (2) 部位別および原因別状況



#### (3) 年間交付状況

(平成18年4月1日現在)

年度	障害	肢体不自由	聴覚	視覚	内部	言語	計
10		672 人	45 人	42 人	352 人	10 人	1,121 人
11		618	46	45	337	13	1,059
12		507	62	57	326	16	968
13		514	42	46	359	12	973
14		579	53	48	446	25	1,151
15		619	62	51	452	22	1,206
16		641	61	42	483	14	1,241
17		567	76	41	448	10	1,142

## 2 療育手帳（知的障害者）制度

知的障害児（者）に対して、一貫した支援・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって、知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。

### (1) 療育手帳交付状況（平成18年4月1日現在）

年度	交 付 件 数		
	A	B	計
10	720 件	797 件	1,517 件
11	743	818	1,561
12	779	843	1,622
13	811	872	1,683
14	821	920	1,741
15	847	985	1,832
16	878	1,031	1,909
17	900	1,059	1,959

※A…IQ35以下およびIQ50以下で身障  
1～3級合併障害のある者（重度）  
B…A以外（その他）

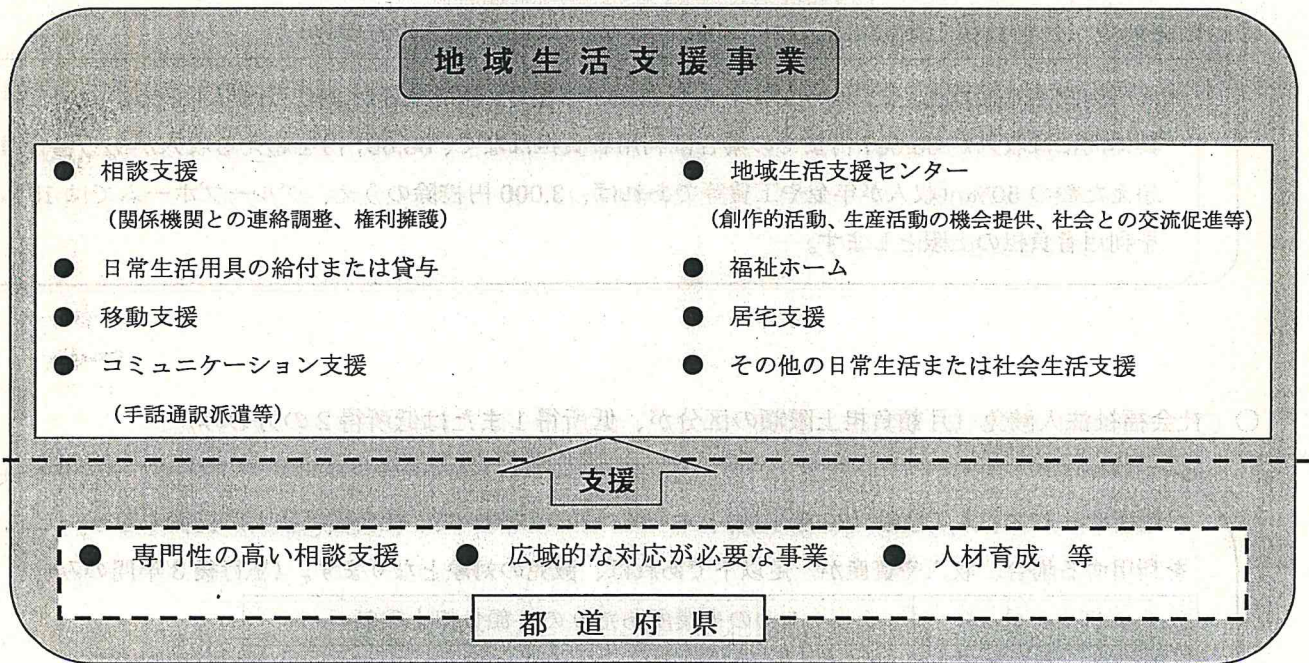
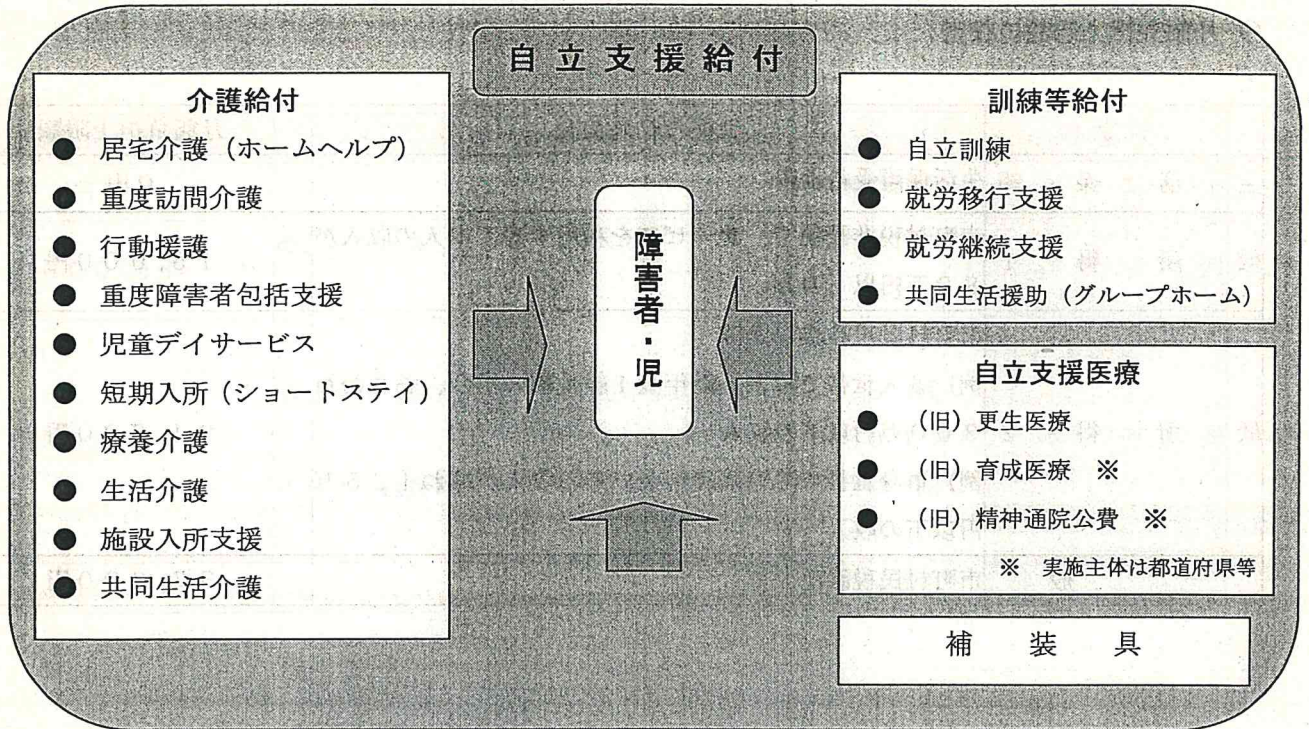
## 3 障害者自立支援法の概要

障害者自立支援法は、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるようにする制度として、平成18年4月から開始しました。

### (1) 障害者自立支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある人の地域での生活を支援します。

サービス名称	内 容	実施時期
介 護 給 付	障害の程度が一定以上の人に、生活上または療養上必要な支援を行います。	平成18年10月から実施
訓 練 等 給 付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。	平成18年10月から実施
自立支援支援医療	精神通院公費および更生・育成医療の3つの公費負担医療が一本化されます。	平成18年4月から実施
補 装 具	補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。	平成18年10月から実施
地域生活支援事業	障害のある人が安心して地域で生活するための事業を行います。	平成18年10月から実施



(2) 利用者負担について

原則、利用されたサービス費用の1割をお支払いいただきます。

通所施設、入所施設を利用している場合は、食費や光熱水費が自己負担となります。

ただし、所得に応じて1ヶ月の上限額が決まるなど負担が重くならないようになっています。

○ 月額負担上限額の設定

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村税非課税で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、おおむね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

○ 個別減免 (月額負担上限額の区分が、低所得1または低所得2の方のみ)

- ・ 入所施設 (20歳以上) やグループホームを利用する場合、預貯金等が350万円以下の方が対象です。
- ・ 具体的には収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、66,667円を超える収入がある場合は、超えた額の50% (収入が年金や工賃等であれば、3,000円控除のうえ、グループホームでは15%) を利用者負担の上限とします。

○ 社会福祉法人減免 (月額負担上限額の区分が、低所得1または低所得2の方のみ)

通所サービス、入所施設 (20歳未満)、ホームヘルプについて、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、収入や資産が一定以下であれば、減免の対象となります。(施行後3年間のみ)

区分	1つの事業所あたりの月額負担上限額
低所得 1	7,500円
低所得 2	12,300円 (通所施設利用の場合、7,500円)

※社会福祉法人減免となる収入・資産の状況

区分	収入	月額負担上限額
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

○ 高額障害者福祉サービス費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合など、4区分の月額負担上限額を超えた分が高額障害者福祉サービス費として支給されます。

○ 補足給付（月額負担上減額の区分が、低所得1または低所得2の方）

・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行います。

○ 通所施設利用者の食費実費負担軽減

（月額負担上限額の区分が、低所得1または低所得2の方）

・通所授産施設利用者の方の食費実費負担のうち、人件費分を軽減します。（施行後3年間）

○ 生活保護への移行防止策

・通所授産施設利用者の方の食費実費負担のうち、人件費分を軽減します。（施行後3年間）

(3) サービス利用の流れ

① サービス利用の相談

「どのようなサービスが利用できるのか」「費用はどうなるのか」などサービスについていろいろな相談をお受けします。

② 支給申請

サービス利用をご希望される方は、市の窓口で利用申請を行います。申請はご本人のほか、ご家族などによる代理申請もできます。

③ 支給決定

市は、ご本人の状況などを聞き取りし、サービスの支給量を決定します。

④ 受給証の交付

支給決定を受けると、「支援の種類」「支給期間」「月額負担上限額」などが記載された受給者証が交付されます。

⑤ 事業者との契約

支給決定を受けた方は、決定された支給量の範囲内で指定された事業者と契約し、サービスの提供を受けます。

サービスの提供

⑥ 利用者負担の支払い

利用者はサービス費用の1割を業者に支払います。食費などの実費負担が必要なサービスの場合、その額を支払います。

◆ 平成18年10月から

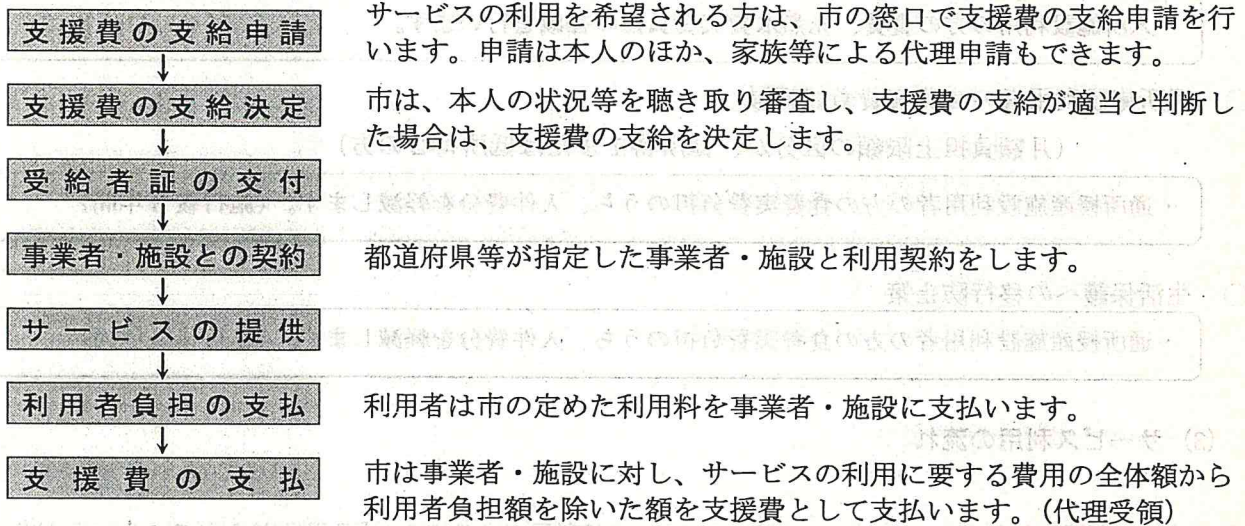
- 希望されるサービスによっては、市に支給申請をしていただいた後、障害程度区分の認定調査を行い障害程度区分認定審査会にて判定を受けることになります。
- サービスを利用する歳、必要に応じて相談支援事業者を「サービス利用計画」を立てて利用することもできます。

#### 4 支援費制度（平成18年9月まで）

##### (1) 支援費の支給対象となる人

- 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の身体障害者
- 18歳以上の知的障害者
- 障害児（18歳未満の身体障害又は知的障害のある児童）の保護者

##### (2) 基本的な仕組み



##### (3) 利用者負担

- 利用者負担額は、本人又は主たる扶養義務者の負担能力に応じて、市が定めた基準に基づき算定します。
- 利用するサービスの内容によっては、食材料費や光熱水費などの実費相当額を負担する必要があります。

##### (4) 支援費制度の対象となるサービス

区 分	施設訓練等支援	居宅生活支援
身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇身体障害者更生施設</li> <li>◇身体障害者療護施設</li> <li>◇身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇身体障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) (ガイドヘルプサービス)</li> <li>◇身体障害者デイサービス</li> <li>◇身体障害者短期入所</li> </ul>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇知的障害者更生施設</li> <li>◇知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)</li> <li>◇知的障害者通勤寮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇知的障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) (ガイドヘルプサービス)</li> <li>◇知的障害者デイサービス</li> <li>◇知的障害者短期入所</li> <li>◇知的障害者地域生活援助 (グループホーム)</li> </ul>
障 害 児	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童居宅介護 (ホームヘルプサービス) (ガイドヘルプサービス)</li> <li>◇児童デイサービス</li> <li>◇児童短期入所</li> </ul>

## (5) 受給者証交付者数

区 分	法 別	平成17年4月	平成18年4月
居宅受給者証	身体障害者	511	533
	知的障害者	309	364
	障 害 児	352	384
	計	1,172	1,281
施設受給者証	身体障害者	210	220
	知的障害者	677	708
	計	887	928

## (6) 事業所の指定状況（金沢市指定事業者・施設のみ）

区 分	種 類	平成17年4月	平成18年4月	
		事 業 所 数	事 業 所 数	
居宅サービス	身体障害者	居 宅 介 護	39 (3)	51 (2)
		デ イ サ ー ビ ス	6	13
		短 期 入 所	6	7
	知的障害者	居 宅 介 護	24 (1)	32
		デ イ サ ー ビ ス	2	9
		短 期 入 所	15	17
	障 害 児	グ ル ー プ ホ ー ム	19	21
		居 宅 介 護	25 (3)	35 (2)
		デ イ サ ー ビ ス	1	5
施設サービス	身体障害者	短 期 入 所	13	15
		身体障害者療護施設	5	5
	知的障害者	身体障害者授産施設	2	2
		知的障害者更生施設	6	7
		知的障害者授産施設	6	8
知的障害者通勤寮	1	1		

※（ ）内は基準外業事業所  
(内数)

## (7) サービス毎の利用者数等

区分	種類	平成18年3月利用分		
		実人員	日数・時間数	
居宅サービス	身体障害者	居宅介護	185人	6,655.5時間
		デイサービス	208人	1,101日
		短期入所	13人	50日
	知的障害者	居宅介護	115人	2,183.5時間
		デイサービス	42人	678日
		短期入所	40人	214日
	障害児	グループホーム	65人	
		居宅介護	135人	2,180時間
		デイサービス	66人	462日
施設サービス	身体障害者	短期入所	103人	394日
		身体障害者更生施設	12人	
		身体障害者療護施設	119人	
	知的障害者	身体障害者授産施設	90人	
		知的障害者更生施設	335人	
		知的障害者授産施設	322人	
	知的障害者通勤寮	12人		

## (8) 支援費支給状況

(単位：円)

区分	平成17年度
居宅サービス	573,681,260
身体障害者居宅介護等支援費	239,713,670
身体障害者デイサービス支援費 (相互利用含む)	74,011,770
身体障害者短期入所支援費	3,634,420
知的障害者居宅介護等支援費	62,131,000
知的障害者デイサービス支援費 (相互利用含む)	26,237,310
知的障害者短期入所支援費	12,019,110
知的障害者地域生活援助支援費	58,811,560
障害児居宅介護等支援費	62,356,450
障害児デイサービス支援費 (ひまわり教室利用含む)	19,425,080
障害児短期入所支援費	15,340,890
施設サービス	2,291,047,841
身体障害者施設訓練等支援費	648,642,000
知的障害者施設訓練等支援費 (相互利用含む)	1,642,405,841
合計	2,864,729,101

## 5 重度心身障害者施策

### (1) 特別障害者手当（昭和61. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2〕

在宅（入院3ヶ月を越えた場合は除く）の重度障害者に対する所得保障の一環として、障害のある方の自立生活の基盤を確立するため、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象者は20歳以上でおおむね重複の障害のある方。特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支給額 月額 26,440円

受給者数 265人（平成18年4月1日現在）

### (2) 障害児福祉手当（昭和61. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条〕

在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環として、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象は20歳未満で身障手帳1級または2級（一部）所持者、療育手帳（Aの一部）所持者、またはこれらに準ずる者であって、いずれも特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支給額 月額 14,380円

受給者数 260人（平成18年4月1日現在）

### (3) 特別児童扶養手当（昭和39. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条〕

精神または身体に障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするかあるいは一人で生活できない状態にある20歳未満の児童を養育している者に手当を支給する。

対象は在宅の20歳未満の者で、おおよその目安として身体障害者手帳1～3級、4級の一部または療育手帳A、Bの一部の者。

支給額 1級 月額 50,750円 2級 月額 33,800円

受給者数 660人（平成18年4月1日現在）

### (4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業（昭和44. 発足）

進行性筋萎縮症に罹患し、その治療等に特に長期間を要する障害のある方が医療機関に入院または通院することで、必要な医療、訓練および生活指導を集中的に受けられるようにする。

独立行政法人国立病院機構 医王病院に13人入所

### (5) 日常生活用具給付事業（昭和44. 発足・市単分昭和58. 発足）

〔身体障害者福祉法第18条・児童福祉法第21条の10〕

#### ① 給付

重度の在宅の障害のある方に対し、日常生活を容易にするため、浴そう、便器、特殊寝台、エアーマット、緊急通報装置等の日常生活用具の給付を行う。

#### ② 貸与

難聴者または外出が困難な重度の在宅障害者に対し、福祉電話を貸与することによりコミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保するもので、その設置費を負担している。

種 目	平成17年度末の設置台数	平成18年度の新規設置予定台数
福 祉 電 話	36 台	2 台

(6) 日常生活用具等修理費助成事業（平成3. 発足）

日常生活用具等の修理費を助成し、有効利用を図る。

〔助成額算出方法〕

- 修理費の限度額は購入価格（基準価格）の1/2以内とする。
- 自己負担額は新規交付時の1/2とする。

(7) 緊急通報装置設置事業（平成5. 発足）

在宅の重度の障害のある方を抱える要援護世帯に緊急通報装置（ペンダント式）を設置し、世帯の不安等を解消する。

65歳未満の健常者を含む世帯は除く。

(8) 受術者紙おむつ等購入費助成事業（昭和60. 発足）

人工肛門または人工ぼうこうの受術者が排便または排尿のために必要な紙おむつ、ティッシュペーパーおよびガーゼの購入に要する経費を助成するもの。

助成限度額 月額 3,000円

(9) ねたきり重度障害者紙おむつ支給事業（昭和57. 発足）

寝たきりの重度の障害のある方に対し、紙おむつを支給することにより衛生を保つとともに、介護にあたる家族の経済的負担を軽減するもの。（ただし、所得制限があります。）

給付枚数 1日当り パンツ型 2枚

平型 5枚

(10) ねたきり重度障害者寝具乾燥消毒事業（昭和61. 発足）

日頃使用している寝具の洗濯ならびに乾燥加工を行うことにより、清潔な環境を保ち快適な療養生活を送ってもらうことを目的とする。

対象者 日常生活において常時介護を要する在宅の寝たきりで重度の身体に障害のある方（下肢、または体幹1・2級）で65歳未満の者

対象寝具 掛布団・敷布団・毛布

実施方法 乾燥消毒（汚れ落としを含む） 年9回

水洗い 年3回

(11) ねたきり重度障害者理髪サービス事業（平成5. 発足）

在宅の寝たきりで重度の障害のある方に対し、保健衛生の向上や気分転換の促進を図るため、理（美）容業者による出張理髪サービスを提供する。

対象者 65歳未満の在宅寝たきり重度障害者（下肢、または体幹障害1・2級）

利用回数 年2回（自己負担なし）

(12) 障害者相談員設置事業（昭和42. 発足）

身体・知的・精神に障害のある方の福祉の増進を図るため、障害のある方等の相談に応じ、必要な指導・援助を行う相談員を設置する。

身体障害者相談員 32名

知的障害者相談員 10名

精神障害者相談員 8名

(13) 外国人障害者福祉手当（平成8.発足）

国民年金制度の改正（昭和57年1月1日）前に20歳に達していた在日外国人障害者で、障害基礎年金等を受給できない者に手当を支給し福祉の増進を図る。

- 対象者要件
- 昭和37年1月1日以前に出生している者
  - 昭和57年1月1日以前に身体障害者手帳1、2級または療育手帳A記号を所持している者
  - 昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、申請日現在市内に引き続き1年以上外国人登録または住民登録がある者
- （ただし、すべての要件を備え、公的年金を受けていない者）

支給金額 月額 20,000円（年3回払い）

所得制度 障害基礎年金の所得制限と同じ

(14) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある方の社会生活の向上をはかるため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するもの。

委託者 金沢市聴力障害者福祉協会

実績

年間介護人(手話通訳)派遣人数(昭和50.発足)

年度	人数
13	863 人
14	943
15	998
16	1,092
17	1,055

年間介護人(要約筆記)派遣人数(平5.発足)

年度	手書き	パソコン
13	83 人	- 人
14	71	-
15	81	-
16	63	43
17	89	59

(15) 障害児通園施設「ひまわり教室」運営事業委託（昭和53.発足）〔金沢市障害児通園施設条例〕

身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練を行い、その育成を助長するために開設したもの。

所在地 金沢市十一屋町4番34号

定員 20名 社会福祉法人「むつみ会」に業務委託（指定管理）

通園児数年次推移（平成18年3月31日現在）

年度	市内	市外	計
13	14 人	2 人	16 人
14	18	1	19
15	13	7	20
16	12	10	22
17	10	7	17

(16) 車いす補助用電動ユニット給付事業（平成7.発足）

車いす介護者の負担軽減のため、介護者用電動補助ユニットを給付する。

対象者 車いすの交付を受けている者のうち、上肢1～3級の者（すでに電動車いすの交付を受けた者は除く。）

交付限度額 100,000円

## 6 社会参加・健全育成施策

### (1) 障害者小規模作業所運営費補助

18歳以上の心身に障害のある方が地域社会の中で生活するために必要な訓練・作業等を行う生きがいを目的とした施設で、指導員の人件費、家賃を助成する。

対象施設 ハート・ワーキング・センター、それいけ仲間たちの家、工房グローバル、フリーマーケットA J U、小規模授産所H・S・J、ポピー、ろうあハウス、六ツ星作業所、ピアモール金沢、オープンハウス・クローバー、パッチワーク、ワークスタジオ藍、輝き、クオレ 計14施設

### (2) 知的障害者授産施設通所運賃助成（昭和52.発足）

知的障害者援護施設へ通所している者に対し、通所に要する運賃の一部を助成する。

対象施設 若草福祉作業所、やちぐさ作業所、聖ヨゼフ苑作業所、彦三のぞみ苑、うちなだ福祉作業所、あけぼの作業所、たけまた友愛の家、H・S・J授産所、ワークショップひなげし、クオレ

### (3) 福祉タクシー利用助成事業（昭和54.発足）

バス等を利用することが困難な重度の障害のある方に外出の機会を提供し、社会参加を促進するために、福祉タクシー利用料金の一部を助成するもの。

対象者 下肢障害の1・2級の者、体幹、視覚障害の1～3級の者、療育手帳A所持者、内部障害1級の者、精神障害者保健福祉手帳1・2級の者。ただし、施設入所中の者および所得税が課税されている者を除く。

助成方法 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は36枚綴り、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は24枚綴りのチケットを年間1冊交付  
小型車の初乗り運賃相当額を助成

### (4) 身体障害児（者）補装具給付（修理）事業（昭和25.発足）〔身体障害者福祉法第20条〕

（平成8.発足）〔児童福祉法第21条の6〕

障害のため失われた部位や欠陥を補うための用具（補装具）の交付および修理を行う。

#### ① 補装具の種類

- 視覚に障害のある方……盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器
- 聴覚に障害のある方……補聴器
- 音声・言語機能に障害のある方……人工喉頭
- 肢体不自由者……義手、義足、装具、車いす、電動車いすほか
- 内部に障害のある方……ストマ用装具

② 耐用年数の定めがあり、一度交付を受けたものは耐用年数を過ぎるまで修理はできても交付はできない。また、所得に応じて費用の負担があり、補装具の価格が負担額より安いときは全額自己負担となる。

(5) 身体障害者自動車改造助成事業（昭和55.発足）

重度の身体に障害のある方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進を図る。

対象者 上肢、下肢または体幹の1～3級の者で特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

助成対象となる改造 自らが操行し、運転する自動車の操行装置および駆動装置等

助成限度額 100,000円以内（1件当り）

(6) 身体障害者介助用自動車改造助成事業（平成9.発足）

車椅子使用者を介助する者が、障害のある方の外出を容易にするための自動車改造に要する経費を助成することにより、障害のある方の社会参加促進と介助者の負担軽減を図る。

対象者 車椅子使用の障害者のために自動車改造の必要がある者で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

助成対象となる改造

車椅子に乗って安全に乗降でき、かつ、車椅子を固定できる設備の改造または回転シートを設ける改造で、同様の設備が設けられている自動車の購入も助成対象とする。

助成額 改造に要する経費の1/2。ただし以下の表の額を限度とする。

事業の区分			限度額
回転シート付き車両への改造又は当該車両の購入	電動装置がない回転シート	前部座席が回転するもの	62,000円
		後部座席が回転するもの	100,000
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付）		250,000
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入			300,000
超低床車両への改造又は当該車両の購入			

(7) 障害者自動車運転免許取得費助成事業（平成10.発足）

障害のある方が、就労等に伴い自動車運転免許を取得する際に、取得に要する経費を助成することにより、重度の身体に障害のある方の社会復帰と社会参加の促進を図る。

対象者 本市に居住する障害者で免許取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる者で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者（下肢障害、体幹障害者は1～3級、その他の身体障害者は所得制限なし。）

ただし、過去において本事業の助成を受けていない者

免許取得後6ヵ月以内に申請

助成限度額 100,000円

(8) 電動車いす貸出事業（平成3. 発足）

行動範囲の制限をうける電動車いす使用者の利便を図るために、電動車いすの貸出を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で当福祉事務所から電動車いすの交付を受けたもの。

設置場所等 松ヶ枝福祉館に1台、泉野・駅西・元町福祉健康センターに各1台設置

(9) 金沢メルシーキャブサービス事業（平成9. 発足）

車いすを利用している市民の外出および社会参加を支援し、市民相互の連帯と共感に基づく市民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館

車 両 台 数 3台

利用対象 日常的な車いす使用者で移送サービスが必要と考えられる方

運用範囲 金沢市内、津幡町、内灘町、野々市町、白山市の一部（旧松任市、旧鶴来町の区域）および小松空港

運行時間 午前8時～午後9時（年末年始のぞく）

(10) 障害者福祉バス運行事業（昭和57. 発足）

障害のある方の社会参加促進および障害のある方を構成員とする団体等の活動の育成を図るため、リフト付バスを運行する。

利用できる日 原則として毎日運行（ただし、年末年始等は運休する。）

そ の 他 利用できるのは概ね15人以上の団体

利用定員は32席（普通座席28席、車椅子固定席4席）

運行は北陸3県で日帰りできる範囲

(11) 心身障害者社会参加促進事業（昭和56. 発足）

在宅の心身に障害のある方に対して適切な指導のもとに軽作業になじむ機会を提供し、働くことによる生きがいと社会への順応性を促進させる。

実施場所 市役所各課

内 容 納入通知書の封筒づめ等

(12) 重度身体障害者医療補助具支給事業（平成8. 発足）

重度の身体障害のある方に対し医療補助具（集尿袋、紙オムツ、オムツカップ等）を給付することにより日常生活の便宜を図り在宅福祉の増進を図る。

委 託 先 石川県脊髄損傷者協会金沢支部

(13) 心身障害児水泳療育訓練事業（昭和53. 発足）

水泳を通じて、機能回復を図るとともに心理的効果と障害の軽減、情緒の安定を図る。

対 象 者 18歳未満の肢体不自由児、知的障害児

実施場所 市営西部温水プール（肢体不自由児）

市営総合プール（温水）（知的障害児）

実施時期 4月～3月（毎月1～2回）

委 託 先 石川県肢体不自由児協会（肢体不自由児）

金沢手をつなぐ親の会（知的障害児）

(14) 障害のあるひとの作品展開催費（昭和62. 発足）

障害のある方の制作した作品を展示し、広く市民に紹介することにより障害のある方への理解

を深めてもらう。

開催日程 福祉のつどい'06金沢と合同で開催

(15) 障害者温泉療養事業（平成15. 発足）

障害のある方の温泉療養に対して助成を行うことにより、障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る。

対象者 在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者および介護者（重度）

利用場所 かんぼの郷ほか、県内25施設

助成額 1,000円（1回あたり）

(16) 障害者グループ活動育成事業（平成2. 発足）

障害のある方の社会参加を促進し、その福祉の向上を図るため、障害者の文化・芸術・スポーツ等のグループ活動を行っている団体に対し、その活動費の一部を助成する。

対象 市内の障害者グループで、文化・スポーツ活動を行っている10名以上のグループ

経費 活動に必要な経費

助成額 1グループ事業費の1/2（限度額9万円）、5年間を限度

(17) 障害者ふれあいコンサート（平成2. 発足）

障害のある方と市民との交流の場をより一層広めるため、地元障害者団体の演奏・合唱を予定している。

開催日程 福祉のつどい'06金沢と合同で開催

(18) ほほえみスポーツフェスタ金沢（平成4. 発足）

障害のある方と市民との交流を図るとともに、市民の障害のある方に対する理解を一層深めることを目的とし、レクリエーション、軽スポーツ等を行う。

開催日 10月29日（日）

会場 金沢市総合体育館

(19) 障害者録音図書貸出事業（平成元. 発足）

石川県視覚障害者情報文化センター内に録音図書のコーナーを設け、読書が困難な視覚に障害のある方への情報提供と教養文化活動の促進を図る。

貸出図書 録音図書（雑誌及び一般図書）

貸出形体 カセット及びCD版（CD版は専用機が必要）

貸出方法等 石川県視覚障害者情報文化センターへ申請

貸出期間 雑誌1週間、図書2週間

(20) 親子療育のつどい（昭和52. 発足）

親子で集団活動を行うことにより社会生活のマナーの学習とレクリエーション活動により体力増進、精神発達の促進を図る。

開催日程（予定） 実施時期 7月下旬

場所 岐阜県 荘川高原方面

(21) 障害児国内派遣研修（昭和57. 発足）

「金沢少年の翼」北海道派遣研修へ障害児及びその介護人を派遣する。

(22) 重度障害者スポーツ教室開催事業（平成9.発足）

視覚障害のある方・下肢・脊髄損傷の方のスポーツ振興と積極的参加を図る。

フライングディスク（年5回）

場所：駅西むつみ体育館

ボッチャ（年5回）

場所：駅西むつみ体育館

サウンドテーブルテニス（年8回）

場所：駅西むつみ体育館、県立盲学校

委託先 金沢市身体障害者団体連合会

(23) 障害者生活訓練事業

各障害部位ごとに日常生活において必要とされる訓練を行うことで、自立と社会参加を促進し、生きがいのある社会生活を営めるよう支援する。

① 視覚障害者歩行訓練士派遣費（平成11.発足）

委託先 石川県視覚障害者協会

② 中途失聴者生活訓練事業（平成12.発足）

委託先 (社福)石川県聴覚障害者協会

③ 盲ろう者等生活訓練事業（平成13.発足）

委託先 石川盲ろう者友の会

④ 重度視覚障害者生活訓練事業（平成14.発足）

委託先 金沢市視覚障害者協会

⑤ 聴覚障害者生活訓練（平成14.発足）

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

7 精神保健施策

精神に障害のある方の自立と社会参加を促進するため、金沢市精神障害者家族連合会に運営費を補助し、小規模通所授産施設及び小規模作業所に対し、運営費の補助金を交付し、援助している。

種別	名称	所在地	定員	運営主体	開設年
小規模作業所	ことじ作業所	末町9の47-17	19	ことじ家族会	昭和59年
	社会復帰の会 泉の家	城南2-43-18	19	社会復帰の会 泉の家	昭和62年
	いずみの弁当	泉野町1-1-25	19	精神障害者家族会 泉の会	平成10年
	キャンワーク	黒田1-95	19	特定非営利活動法人KMC	平成16年
小規模通所授産施設	鳴和の里	春日町11-2	19	社会福祉法人すぎな福祉会	平成15年
	クリエーションけやき	藤江北1-425	19	社会福祉法人けやきの樹福祉会	平成9年

## 8 その他の施策

### (1) 視覚障害者ワードプロセッサ共同利用（平成3. 発足）

視覚に障害のある方も文章（点字も可）作成できるワードプロセッサを設置し、在宅の視覚に障害のある方の日常生活の便宜を図る。

設置台数 1台

設置場所 金沢市芳芥1丁目15-26 金沢市視覚障害者協会

### (2) 心身障害者新規就労援護事業（昭和49. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

職業訓練施設（特殊教育学校を含む。）を修了して新たに就労する心身に障害のある方に就職支度経費の一部を補給し、その自立の助長を図る。

補給額 20,000円

### (3) 心身障害者扶養共済制度（昭和45. 発足）〔石川県心身障害者扶養共済制度条例〕

心身に障害のある方の保護者が、月々掛金をして保護者に万一の事があった場合に心身に障害のある方に終身年金を支給し、その生活の安定と福祉の向上を図る。

### (4) 心身障害者扶養共済制度加入助成事業（昭和45. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

扶養共済制度に加入している心身に障害のある方の保護者に対し、2口目の掛金の一部を助成し掛金の負担の軽減を図る。

### (5) 手話通訳者等養成講座開催事業

#### ① 手話奉仕員養成（昭和58. 発足）

聴覚に障害のある方等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行うことにより手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方等の福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の者

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

#### ② 要約筆記奉仕員養成（パソコン基礎 平成17. 発足）（手書き 平成5. 発足）

聴覚に障害のある方等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約等の指導を行うことにより、要約筆記者を養成し、聴覚に障害のある方等の福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の者

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

#### ③ 要約筆記指導者養成（パソコン・手書き含む）（平成4. 発足）

聴覚に障害のある方の福祉向上に熱意をもつ者に、要約筆記指導者としての技術を身につけてもらい、各種講習会の講師等、また、派遣活動を通じて、これら障害のある方の福祉の増進を図る。

対象者 要約筆記の技術・知識に堪能で指導者を希望する者

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

(6) 聴覚障害者窓口相談業務事業（平成2. 発足）

聴覚に障害のある方の行政に関する相談の処理および窓口サービス確保のため、手話通訳のできる嘱託相談員を配置し、聴覚障害者の福祉向上を図る。

相談時間 午前9時～午後4時まで

(7) 聴覚障害者相談事業補助（昭和58. 発足）

聴覚に障害のある方の各種相談に応じ適切な助言・指導を行うことにより、障害のある方の日常生活の安定を図る。

対象者 市内に在住する聴覚に障害のある方

実施場所 金沢市聴力障害者福祉協会事務所内

(8) 障害者継続雇用奨励金交付事業（昭和50. 発足）

公共職業安定所を通じて就労している障害のある方を、国の助成金の支給期間が満了となった後も引き続いて、雇用している事業主に対し継続雇用奨励金を支給し、障害のある方の自立を助長し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

交付対象期間 2年間（国の特定求職者雇用開発助成金支給期間満了後）

交付月額 国の助成金支給期間に応じて、24,000円（重度）または22,000円（軽度）を限度として支給

(9) 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」〔金沢市障害者高齢者体育館条例〕

障害のある方および高齢者がスポーツ、レクリエーション等を通じて健康の保持・増進を図れるよう、気軽に安心して利用できる施設として建設された。

開館年月日 昭和57年6月27日

所在地 金沢市駅西本町2丁目3-27（電話221-9065）

建物 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋建

面積 敷地 2,456㎡ 延床 1,774㎡

（主要）体育室、サウンドテーブルテニス室、機能回復訓練室、ボーリング室、事務室

駐車場 駐車台数 約35台

開館時間 午前10時～午後9時

（日曜日・祝日は午前9時～午後7時）

休館日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始

## 第10 福祉指導監査課

### 1 社会福祉法人（施設）指導・監査

適正な法人及び施設運営を確保する見地から、入所者等の処遇面、経営面、施設管理等運営全般にわたって指導監査する。

- 指導・監査の内容
  - 法人監査
    - 理事会の運営状況
    - 各種規程の整備状況
    - 会計経理・資産管理状況
  - 施設監査
    - 職員・入所者の処遇状況
    - 施設の運営管理状況
    - 会計経理・資産管理状況
- 指導・監査周期
  - 一般監査
    - 実地監査（原則年1回）
    - 書面監査（概ね良好な運営が行われている場合、実地監査に代えて2年に1回）
  - 特別監査
    - 適正な運営が行われていない場合（必要に応じ随時）

### 2 福祉事務所指導・監査

社会福祉法及び福祉関係六法の施行に関して、適正な事務を確保する見地から、福祉事務所の指導監査を実施する。（年1回）

### ○ 監査実施状況

(1) 社会福祉法人 平成18年度対象法人 108人

所管課	平成17年度			平成18年度予定		
	対象数	実施数	実施率(%)	対象数	実施数	実施率(%)
福祉総務課	12	12	100.0	12	12	100.0
長寿福祉課	11	11	100.0	11	11	100.0
障害福祉課	11	11	100.0	11	11	100.0
こども福祉課	74	74	100.0	74	74	100.0
合計	108	108	100.0	108	108	100.0

(2) 社会福祉施設 平成18年度対象施設 166施設

区 分	施設種類	平成17年度			平成18年度予定		
		対象数	実施数	実施率(%)	対象数	実施数	実施率(%)
生活保護施設	救 護 施 設	2	2	100.0	2	2	100.0
老人福祉施設	養護老人ホーム	1	1	100.0	1	1	100.0
	特別養護老人ホーム	16	16	100.0	16	16	100.0
	ケアハウス	3	3	100.0	3	3	100.0
身体障害者 更生援護施設	身体障害者療護施設	2	2	100.0	2	2	100.0
	身体障害者授産施設	3	3	100.0	3	3	100.0
知的障害者 更生援護施設	知的障害者更生施設	7	7	100.0	7	7	100.0
	知的障害者授産施設	7	7	100.0	8	8	100.0
児童福祉施設	保 育 所	110	110	100.0	111	111	100.0
	児童養護施設等				12	12	100.0
	母子生活支援施設	1	1	100.0	1	1	100.0
合 計		152	152	100.0	166	166	100.0

(注) 分場施設は1施設として加算

(注) 保育所：平成18年度 公立（市立）13施設、民間98施設、計111施設

児童養護施設等：平成18年度より石川県から移管

### 3 介護老人保健施設指導・監査

施設サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施する。

● 指導・監査の内容

施設指導

- 基本方針
- 人員に関する基準
- 施設及び設備に関する基準
- 運営に関する基準
- 介護給付費の算定及び取扱

● 指導・監査周期

① 指 導

- 実施指導（原則2年に1回）
- 書面指導（概ね良好な運営を行っている事業者等）
- 集団指導（実施指導、書面指導の対象外となった事業者等）

② 監 査

（悪質な不正、不当が認められた場合等）— 必要に応じ随時

● 指導実施状況

平成17年度			平成18年度予定		
対象数	実施数	実施率(%)	対象数	実施数	実施率(%)
10	9	90.0	10	10	100.0

※ H17年度は1施設については県が実地指導

#### 4 介護保険地域密着型サービス事業者等指導・監査

介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施する。

- 指導・監査の内容 事業所指導
  - 基本方針
  - 人員に関する基準
  - 施設、設備に関する基準
  - 運営に関する基準
  - 介護給付費、予防給付費の算定及び取扱
  
- 指導・監査周期
  - ① 指導
    - 実施指導（原則3年に1回）
    - 書面指導（概ね良好な運営を行っている事業者等）
    - 集団指導（実施指導、書面指導の対象外となった事業者等）
  - ② 監査（悪質な不正、不当が認められた場合等）－必要に応じ随時
  
- 指導実施予定

平成18年度予定			
区 分	対象数	実施数	実施率 (%)
認知症高齢者グループホーム	27	27	100.0
介護老人福祉施設（小規模）	1	1	100.0
認知症対応型通所介護	6	6	100.0
介護予防支援事業所	19	19	100.0



# 第11 健康推進部

## I 保健衛生

### 1 母子保健

#### ア 概要

核家族化の進展に伴う家庭の孤立化、家庭や地域における子育て機能の低下等社会情勢に対応した母子保健事業の展開が求められている。従来の、健診、訪問指導、健康教育に加え、妊産婦に対しては、心身共に健全な周産期を送るための助言、乳幼児に対しては、保護者への育児支援や事故防止の啓発及び子どもの虐待防止対策等に、重点的に取り組んでいる。また、父親の育児参加の一助としての日曜子育て教室、父と子のふれあい教室、近年増加している未熟児、多胎児の支援のための教室開催や多岐にわたる育児上の悩みに対応する子育てホットラインの開設等、福祉健康センターを中心に柔軟に対応している。

また、身近に援助者のいない産褥期の産婦に対しては、ヘルパーの派遣を行っている。

#### イ 平成17年度母性保健活動実績

##### (7) 妊産婦健康診査（医療機関委託）

区 分		対象者数	受診者数	受診率	備 考
妊 婦	1 回 目	4,324 人	4,156 人	96.1 %	昭和48年度から実施
	2 回 目	(※H17妊婦届出件数)	3,902	90.2	
産 婦		4,293	3,584	83.5	昭和49年度から実施

注1) 委託料1人当たり6,310円(妊婦)、6,050円(産婦)

注2) 医療機関委託の妊産婦・乳幼児健康診査受診票は「母子保健のしおり」にとじこみ。

##### (イ) 健康教育（福祉健康センター実施）

区 分	
日曜子育て教室	599 組

#### ウ 平成17年度乳幼児保健活動実績

##### (7) 乳幼児健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
乳 児	1 か 月 児	医療機関 (委託)	4,293 人	3,594 人	83.7 %	昭和48年度から実施
	6 か 月 児		4,293	3,701	86.2	
	3 か 月 児	福祉健康 センター	4,280	4,162	97.4	昭和55年4月から実施 (健診は個人通知)
幼 児	1 歳 児	医療機関 (委託)	4,474	3,686	82.4	昭和48年度から実施
	2 歳 児		4,532	2,677	59.1	
	1 歳 6 か 月 児	福祉健康 センター	4,256	4,103	96.4	昭和53年1月から実施 (健診は個人通知)
	3 歳 児		4,327	4,072	94.1	昭和36年から実施 (健診は個人通知)

(イ) 歯科健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1歳6か月児	福祉健康センター	4,256人	4,096人	96.2%	昭和53年1月から実施
	3歳児		4,327	4,056	93.7	昭和36年から実施

(ウ) 健康相談  
(福祉健康センター・保健所実施)

区 分	相談者数
幼児精神発達相談	83人
整形外科相談	122
聴覚相談	31
遺伝相談	15
ダウン症児発達相談	20
子育てホットライン	2,761
家族そろって歯ッピィ相談	408

(エ) 健康教育  
(福祉健康センター・保健所実施)

区 分	参加組数
育児教室	824
母と子の遊びの教室	67
未熟児教室	59
多胎児教室	31
父と子のふれあい教室	69
歯っかり食べよう教室	506

(オ) B型肝炎母子感染防止事業

区分	HBs抗原検査		
	受診者数	抗原陰性者数	抗原陽性者数
17年度	3,866人	3,857人	17人

\* 医療機関委託（妊婦健診に併せて実施）

エ 妊産婦・乳幼児保健医療連携システム等による支援

平成15年7月より医療機関連携による早期支援、平成17年6月から開業助産師による乳房ケア等（すくすく母乳支援事業）により、多胎や若年、産後うつ、未熟児などのハイリスク者に対し、育児不安や育児困難の解消、乳幼児に対する虐待予防を図っている。また、連絡会等の開催により関係機関との連携強化を図っている。

保健医療連携支援件数

妊産婦	86件
乳児	82件
計	168件

すくすく母乳育児支援件数

実件数	61件
延件数	106件

支援ネットワーク会議

開催回数	10回
------	-----

## 2 老人保健(医療を除く)

### ア 概要

高齢化社会の中で、老後をいかに健やかに過ごすかということは、大きな社会問題となっている。老人保健法では、壮年期からの健康づくりを目指した保健事業を大きな柱とし、病気の予防から治療、機能訓練に至る対策を総合的に実施している。

事業の内容は、平成18年度から65歳以上の方は①健康診査、②健康手帳の交付であり、64歳未満の方は、①、②に加えて③健康教育、④健康相談、⑤訪問指導、⑥機能訓練であり、お勤めでない40歳以上の方を対象としている。

65歳以上の方の③、④、⑤、⑥は介護保険法に基づく介護予防事業により介護予防の観点から実施する。

なお、平成18年度から子宮がん検診では対象年齢を20歳以上にするとともに、受診間隔を隔年に変更する。また、医療機関委託検診において40歳、45歳、50歳の方を対象に緑内障検診を新たに実施するとともに、聴力検診では実施時期を他の検診同様に5月～8月に拡大して実施する。さらに、65歳以上の方には、介護予防対象者把握事業として、基本健康診査受診の際に、担当医が介護予防のための生活機能評価に関する総合判定を行う。

イ 健康診査

(ア) 医療機関委託の健康診査

検 診 区 分	対 象 年 齢 ( 歳 ) 等	検 査 に 要 す る 費 用		
		委 託 料	受 診 料 金	
基 本 健 診	40, 45, 50, 55歳以上	8,990 円	900 円	
肝 臓 検 診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳	4,390	700	
	基本健診の問診の結果、検査が必要と認められた方	3,910	600	
	基本健診の結果、検査が必要と認められた方	5,990	900	
前立腺がん検診(男性のみ)	55歳～69歳	2,700	400	
胃がん検診	胃 X 線 検 査	40, 45, 50, 55～69歳	12,280	1,500
	ペプシノゲン検査	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳	1,400	200
大腸がん検診	40, 45, 50, 55～69歳	4,460	400	
肺がん検診	胸部 X 線 検 査	40, 45, 50, 55～74歳	4,960	800
	胸部 X 線 検 査 +		8,840	1,300
	喀痰検査(喫煙指数が多い方等で必要な方)			
子宮がん検診	20, 22, 24, 26, 28, 30, 32, 34, 36, 38, 40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60歳	6,980	1,000	
乳がん検診	40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60歳	5,910	800	
歯科検診	35～55, 60, 65, 70歳	2,900	400	
骨粗しょう症検診(女性のみ)	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳	3,200	300	
聴力検診	65～74歳	3,150	500	
緑内障検診	40, 45, 50歳	3,000	500	

※ 受診料金が免除される方は、70歳以上の方、65～69歳で老人保健法医療受給者証をお持ちの方、障害者医療費受給者証をお持ちの方、生活保護を受けている方、市民税非課税世帯に属する方(窓口で申し出るようPR)

## (イ) 集団検診

検 診 区 分	対 象 年 齢 ( 歳 ) 等	検 査 に 要 す る 費 用	
		委 託 料	受 診 料 金
基 本 健 診	40以上	6,751 円	200 円
心電図、眼底検査、HbA1c	必要と認められる方	913	500
肺 が ん 検 診	40以上	540	50
喀痰検査 (喫煙指数が多い方等で必要な方)	必要と認められる方	2,625	300
肝 臓 検 診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳	2,463	400
	基本健診の問診の結果、検査が必要と認められた方		
胃 が ん 検 診	40以上	4,095	500
大 腸 が ん 検 診	40以上	1,680	300
子 宮 が ん 検 診	20以上 (2年に1回の受診)	3,465	400
乳 が ん 検 診	40以上 (2年に1回の受診)	5,460	800

※ 受診料金が免除される方は(ア)に同じ

ウ 平成17年度検診実績

(ア) 基本健康診査

検診機関	対象者	受診者	受診率	判定指導区分別人員		
				異常なし	要指導	要医療
医療機関 (個別)	人 136,795	人 42,252	% 30.9	人 1,241	人 18,505	人 22,506
受託機関 (集団)	37,103 (40歳以上で上 記を除いた者)	6,865	18.5	493	3,298	3,074
合計	173,898	49,117	28.2	1,734	21,803	25,580

※ 医療機関の受診者には介護家族訪問健康診査受診者を含む。

(イ) 胃がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精 検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳						
							胃 がん	胃がん 疑い	胃潰瘍 (含疑)	胃ポリープ (含疑)	十二指腸 瘍(含疑)	その他	異常 なし
医療機関 (40・45・50 55～69歳)	人 75,961	人 11,168	% 14.7	人 603	人 516	% 85.6	人 12	人 1	人 47	人 124	人 8	人 287	人 37
ペプシノゲ ン検査のみ 〔70歳〕	4,250	1,452	34.2	601	436	72.5	9	0	10	59	2	286	70
受託機関 (40歳以上 で上記を 除いた者)	93,687	1,949	2.1	124	105	84.7	2	0	4	15	2	66	16
合計	173,898	14,569	8.4	1,328	1057	79.6	23	1	61	198	12	639	123

(ウ) 大腸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精 検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳						
							大腸 がん	大腸が ん疑い	大腸 ポリープ	痔 疾患	その他	異常 なし	不明
医療機関 (40・45・50 55～69歳)	人 75,961	人 15,380	% 20.2	人 1024	人 675	% 65.9	人 34	人 0	人 271	人 125	人 90	人 155	人 0
受託機関 (40歳以上 で上記を 除いた者)	97,937	2,751	2.8	136	107	78.7	1	0	38	20	16	32	0
合計	173,898	18,131	10.4	1,160	782	67.4	35	0	309	145	106	187	0

## (エ) 肺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳				
							肺がん	肺がん 疑い	その他の 悪性腫瘍	その他	異常 なし
医療機関 [40・45・50 55～74歳]	人 96,079	人 26,521	% 27.6	人 253	人 238	% 94.1	人 18	人 0	人 0	人 153	人 67
受託機関 (40歳以上 で上記を 除いた者)	77,819	6,527	8.4	58	56	96.6	3	0	0	35	18
合 計	173,898	33,048	19.0	311	294	94.5	21	0	0	188	85

## (オ) 子宮がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳				
							子宮頸 部がん	子宮頸部 がん疑い	異型 上皮	その他	異常 なし
医療機関 [30～60歳]	人 75,877	人 13,706	% 18.1	人 709	人 615	% 86.7	人 18	人 0	人 332	人 228	人 37
受託機関 (30歳以上 で上記を 除いた者)	60,766	1,466	2.4	23	19	82.6	0	0	10	7	2
合 計	136,643	15,172	11.1	732	634	86.6	18	0	342	235	39

## (カ) 乳がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳						
							乳がん	乳がん 疑い	乳腺症	せんい 腺 腫	その他	異常 なし	不明
医療機関 40.42.44.46. 48.50.52.54. 56.58.60歳	人 25,675	人 3,288	% 12.8	人 327	人 289	% 88.4	人 18	人 2	人 122	人 19	人 37	人 91	人 0
受託機関 40歳以上 で上記を 除いた者	84,426	1,237	1.5	206	192	93.2	1	0	54	10	26	101	0
合 計	110,101	4,525	4.1	533	481	90.2	19	2	176	29	63	192	0

(キ) 肝臓検診

C型肝炎ウイルス検査

検診機関	受診者	要精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳					
					慢性 肝炎	肝硬変	肝がん	肝がん 疑い	その他	無症候性 キャリア
医療機関	人 6,342	人 53	人 32	% 60.4	人 20	人 4	人 0	人 0	人 4	人 4
受託機関	1,171	5	3	60.0	3	0	0	0	0	0
合 計	7,513	58	35	60.3	23	4	0	1	4	4

B型肝炎ウイルス検査

検診機関	受診者	要精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳					
					慢性 肝炎	肝硬変	肝がん	肝がん 疑い	その他	無症候性 キャリア
医療機関	人 6,342	人 104	人 66	% 63.5	人 13	人 2	人 0	人 0	人 13	人 38
受託機関	1,171	14	10	71.4	2	0	0	0	2	6
合 計	7,513	118	76	64.4	15	2	0	0	15	44

(ク) 前立腺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳					要指導	異常 なし
							前立腺 がん	前立腺 がん疑い	前立腺 肥大症	その他	異常 なし		
医療機関 [55~69歳]	人 26,011	人 5,471	% 21.0	人 649	人 397	% 61.2	人 42	人 9	人 299	人 7	人 40	人 1,791 排尿障 害のみ 1636	人 3031

(ケ) 骨粗しょう症検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳				要経過 観察	異常 なし
							骨粗 しょう症	骨塩 減少	その他	異常 なし		
医療機関 40.45.50. 55.60.65. 70歳	人 15,664	人 4,395	% 28.1	人 1337	人 748	% 55.9	人 351	人 321	人 4	人 72	人 1075	人 1,983

(コ) 聴力検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	高度難聴	中度難聴	軽度難聴	異常なし
医療機関 〔65～74歳〕	人 38,294	人 1,987	% 5.2	人 8	人 48	人 271	人 1,660

(カ) 歯科検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	異常なし	要指導	要医療
医療機関 〔35～55・60・ 65・70歳〕	人 80,554	人 3,247	% 4.0	人 221	人 172	人 2,854

## エ 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を行い、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚に努める。

### (ア) かなざわ健康塾

市民の生活機能低下予防、維持・向上を目指し、健康寿命の延伸を図るためライフステージ毎に健康づくりを支援。壮年期前期（40～54才）では「壮年期健康づくり塾」、壮年期後期（55～64才）では「元気に上手に60代を楽しむ健康塾」、65才以上の高年期では「若さを保つための攻めの筋力トレーニング塾」の3つの健康塾を開催。

### (イ) いきいき健康まちづくり事業

市民一人一人が心身ともに健康で生きがいのある生活を送るため、地域の人たちと協力し、互いに知恵を出しあって地域の健康づくりを目指す。

### (ウ) 健康講座（健康全般にわたる講演）

市民を対象。金沢健康プラザ大手町で実施している。

### (エ) 健康教育

町内会、婦人会等地域組織や団体からの要望により、生活習慣病予防教室や健康づくり教室を実施している。

## オ 健康相談

各福祉健康センターでは、保健師、栄養士による生活習慣病予防相談、介護家族の相談、喫煙習慣改善相談、ヘルシー食生活相談、18年度からは、もの忘れを実施している。金沢健康プラザ大手町で定期的に整形外科、内科・肥満、くすり、女性専門、眼科、歯科、介護、耳鼻科等の健康相談を実施している。

## カ 機能訓練

脳卒中後遺症等で身体の不自由になった方を対象に、日常生活の自立を目指し、寿康苑で日常動作訓練やレクリエーション活動を実施している。

## キ 訪問指導

健康診査の要指導者や介護予防の観点から支援が必要な者および介護携わる家族等に対し、保健師等が健康管理や介護方法の助言、各種サービスの活用等に関する相談や調整を行う。

## ク 介護予防事業

18年度から65歳以上の生活機能低下を早期に把握し、速やかに介護予防に繋げるため、各福祉健康センターと金沢総合健康センターでは高齢者筋力向上トレーニング・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防事業を実施している。

### 3 医療費助成

#### 未熟児等養育医療事業

入院治療を要する未熟児の医療を給付

18年度予算 16,435千円

#### 子育て支援医療助成事業

1か月の治療費（保険診療に係る自己負担額）の合計のうち1,000円を超える額を支給  
 外来は就学前まで、入院は小学6年生まで助成対象

18年度予算 499,700千円

区 分	平成17年度
延 件 数	283,453 件
助 成 費	506,583,273 円

#### 不妊治療助成

体外受精または顕微授精による不妊治療に対し、1年度10万円を限度に助成

区 分	平成17年度
助 成 件 数	122 件
助 成 費	12,196,663 円

#### ひとり親家庭等医療費助成制度〔老人等の医療費の助成に関する条例〕

この制度は、ひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童の通院及び入院に係る医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

制 度 の 開 始 平成15年1月（旧ひとり親家庭医療費助成 平成14年12月廃止）

助成の対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童（\*所得制限有り）

助 成 額 通院及び入院に係る医療費の自己負担額から付加給付の額及び一部負担金（月額1,000円）の額を差し引いた額

#### 助 成 実 績

年度	区分	延べ申請人数	自己負担額	助 成 金
15		6024	65,671,169 円	54,067,939 円
16		7,348	82,190,447	67,049,983
17		8,003	92,587,950	75,151,364

小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が長期にわたり、医療費の負担が高額となる小児慢性特定疾患の医療費負担を軽減する。

対象疾病……国の対象11疾患区分

対象者……対象疾病に罹患している20歳未満の者

小児慢性特定疾患対策協議会を設置（外部委員3名、内部委員1名）

18年度予算 63,322千円

1	悪性新生物	7	糖尿病
2	慢性腎疾患	8	先天性代謝異常
3	慢性呼吸器疾患	9	血友病等血液疾患・免疫疾患
4	慢性心疾患	10	神経・筋疾患
5	内分泌疾患	11	慢性消化器疾患
6	膠原病		

特定疾患治療研究事業

下表の特定疾患にかかる医療費（入院・通院）は、加入されている健康保険の種類にかかわらず、自己負担の一部または全額を公費で負担。

特定疾患治療研究事業対象疾患一覧

疾患名		実施年月	疾患名		実施年月
1	ベージェット病	昭和47年4月	24	モヤモヤ病 (ウイルス動脈輪閉塞症)	昭和57年10月
2	多発性硬化症	昭和48年4月	25	ウェゲナー肉芽腫症	昭和59年1月
3	重症筋無力症	昭和47年4月	26	特発性拡張型(うっ血症) 心筋症	昭和60年1月
4	全身性エリテマトーデス	〃	27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ 橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	昭和61年1月
5	スモン	〃	28	表皮水疱症 (接合部型及び栄養障害型)	昭和62年1月
6	再生不良性貧血	昭和48年4月	29	膿疱性乾癬	昭和63年1月
7	サルコイドーシス	昭和49年10月	30	広範脊柱管狭窄症	昭和64年1月
8	筋萎縮性側索硬化症	〃	31	原発性胆汁性肝硬変	平成2年1月
9	強化症、皮膚筋炎及び 多発性筋炎	〃	32	重症急性膵炎	平成3年1月
10	特発性血小板減少性紫斑病	〃	33	特発性大腿骨頭壊死症	平成4年1月
11	結節性動脈周囲炎	昭和50年10月	34	混合性結合組織病	平成5年1月
12	潰瘍性大腸炎	〃	35	原発性免疫不全症候群	平成6年1月

13	大動脈炎症候群	〃	36	特発性間質性肺炎	平成7年1月
14	ビュルガー病	〃	37	網膜色素変性症	平成8年1月
15	天疱瘡	〃	38	プリオン病	平成9年1月 (平成14年度変更)
16	脊髄小脳変性症	昭和51年10月	39	原発性肺高血圧症	平成10年1月
17	クローン病	〃	40	神経線維腫症	平成10年5月
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	〃	41	亜急性硬化性全脳炎	平成10年12月
19	悪性関節リウマチ	昭和52年10月	42	バッド・キアリ症候群	〃
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	昭和53年10月	43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	〃
21	アミロイドーシス	昭和54年10月	44	ライソゾーム病(ファブリー「Fabry」病含む)	平成11年4月 (平成14年度整理統合)
22	後縦靭帯骨化症	昭和55年12月	45	副腎白質ジストロフィー	平成12年4月
23	ハンチントン病	昭和56年10月			

#### 特定疾患治療助成

特定疾患(45疾患)、小児慢性特定疾患(11疾患群)の患者に対し、年額15,000円を支給する。

17年度見込 2,246件

17年度予算 33,700千円

#### 障害児自立支援医療事業

身体障害児に対する育成医療を給付する。

対象……肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

18年度予算 12,480千円

#### 障害者自立支援医療給付事業(昭和29.更生医療給付事業発足、平成18.4制度改正)[障害者自立支援法第54条]

自立した日常生活または、社会生活を営むことを促進するため、障害を除去または軽減し身体障害者の更生のために必要な医療を給付する。

対象医療 人工血液透析、ペースメーカー植え込み術等

給付方法 現物給付(原則医療費の1割を自己負担)

受給者数 870人(平成18年4月1日現在)

心身障害者医療助成事業〔老人等の医療費の助成に関する条例〕

① 65歳未満(昭和49年7月実施)(療育手帳B……平成7年10月実施)

対象者 身体障害者1～3級および療育手帳A、B(入院のみ)の所持者もしくはIQ35以下の者(所得制限有)

助成額 医療保険による医療費の自己負担額

助成方法 現物給付方式(一部償還方式)

助成対象者 4,805人(平成18年4月1日現在)

予算額 816,656千円

② 65歳以上(昭和58年2月実施)

対象者 身体障害者1～3級、4級の言語障害・音声障害、4級の下肢障害の一部および療育手帳A、B(入院のみ)の所持者もしくはIQ35以下の者(所得制限有)

助成額 老人保健法による一部負担金の金額

助成方法 償還方式

助成対象者 6,589人(平成18年4月1日現在)

予算額 594,344千円

市単による老人医療費助成〔老人等の医療費の助成に関する条例〕

① 69歳の者

※ 平成15年3月31日で制度廃止(18年度は経過措置分)

助成額 自己負担額から老人保健法の規定による一部負担金相当額を控除した額

② 65歳以上の者で3か月以上寝たきり、または重度の認知症の状態にあるもの

※ 平成17年3月31日で制度廃止(18年度は経過措置分)

助成額 老健法の対象外の者は自己負担額の全額

老健法の対象者は一部負担金相当額

予算内訳

区 分	対象者数	内 訳	助成費
平成18年度予算	132人	入院 3,511日分 外来 362日分	4,700千円

はり・きゅう・マッサージ施術助成

① 70歳以上の者、65歳以上の老人保健法対象者に、施術1回当たり1,200円の助成を行う。

② 18年度予算額 26,900千円

老人保健法による医療費の給付（昭和58発足）〔老人保健法第25条〕

① 対象者 本市に居住し、医療保険の加入者であること（生活保護者を除く。）

② 75歳以上の者（昭和7年9月30日以前に生まれた者）

③ 65歳～74歳までの者で政令で定める程度の障害の状態にある者（身体障害者障害程度：1～3級、4級の音声もしくは言語機能障害または下肢障害の1号、3号、4号等）

④ 給付内容 医療費総額から一部負担金を控除した額

⑤ 一部負担金 医療費の1割（一定以上所得者は3割。平成18年9月30日までは2割）

⑥ 自己負担限度額（月割）

< >は平成18年9月30日まで

	自己負担限度額	
	外来の限度額	入院および世帯ごとの限度額
一定以上所得者	44,400 円 <40,200 円 >	80,100円+（医療費-267,000円）×1% [44,400 円 ] <72,300円+（医療費-361,000円）×1% [40,200 円 ] >
一 般	12,000 円	44,400 円 <40,200 円 >
低 所 得 II	8,000 円	24,600 円
低 所 得 I	8,000 円	15,000 円

[ ]内は、過去1年間の高額医療費の回数が4回を超えたとき（多数該当）の4回目からの限度額

※ ただし、入院の場合、または寝たきり老人等の外来の場合（該当にならない場合もあります）は、自己負担限度額までの負担になります。

※ 特定疾病の認定を受けている人は、入院・外来とも1ヵ月の上限額は、1万円になります。

□ 老人訪問看護を受けたときは、かかった費用の1割（一定以上所得者は3割。平成18年9月30日までは2割）を負担してください。

⑤ 平成18年度老人保健費特別会計予算

⑦ 老人保健費特別会計予算内訳

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
基金交付金	23,490,191	総務費	62,430
国庫支出金	12,306,316	医療費	41,870,000
県支出金	3,074,150	医療諸費	審査料費等 129,600
繰入金	3,138,772	公債費	500
諸収入	53,101		
合 計	42,062,530	合 計	42,062,530

⑧ 老人医療費予算内訳

区 分	対象人員	延人数	受診率	受診件数	総医療費	給付費
現物給付分			194.12%	1,074,329件	46,669,658千円	41,100,000千円
現金支給分			15.44	85,474	795,986	770,000
合 計	46,120人	553,434人	209.56	1,159,803	47,465,644	41,870,000

(注) 現物支給分とは、保険医療機関に対する支払い分をいい、現金支給分とは、柔道整復、マッサージ、鍼灸、コルセット、高額医療費等の給付分をいう。

4 救急、休日診療対策

急病診療事業委託費

金沢総合健康センターで夜間の診療を実施

診療科目 内科、小児科

診療時間 午後7時～午前0時（毎日）

医療機関案内 午後7時～翌朝午前9時（午前0時以降は自動応答）

金沢総合健康センターへ委託

休日当番医制度

日曜、祝日、年末年始に在宅当番医による救急医療体制を確保（7科12医院）

診療科目 内科、小児科、産婦人科、皮膚・泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、外科・整形外科

診療時間 午前9時～午後7時

金沢市医師会で実施

休日歯科診療医制度

日曜、祝日、年末年始の歯科救急医療体制を確保 2医院

金沢市歯科医師会で実施

休日保険薬局制度

休日歯科診療制度と連携し、処方箋に対応 2薬局

金沢市薬剤師会で実施

## 病院群輪番制事業

土曜夜間及び休日における、金沢総合健康センター夜間急病診療所、在宅当番医（第一次救急医療体制）に連動する第二次救急医療体制を確保 実施医療機関11（うち8機関に対し補助）

## 5 健康推進

### 金沢・健康を守る市民の会活動費

「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発と健康づくりの実践活動を通して、健康的な市民生活の実現を目指す目的で、昭和48年度より補助

- 健康教室の開催
- 健康推進委員の育成
- 健康づくりフェアの開催などを実施

### 健康増進事業

(財)金沢総合健康センターへ委託

- 内科、整形外科、肥満、くすり、歯科などの相談事業
- 健康ウォーキング教室、薬草教室
- 健康づくり栄養教室
- 糖尿病予防教室

などを実施

## 6 精神保健福祉

精神に障害のある人の社会復帰の促進を図るとともに、市民のこころの健康づくりや高齢化社会に伴うこころの相談等のため、各種健康相談教室、広報活動等を実施している。

(平成17年度)

訪問指導						面接相談						電話相談	関係 機関 連絡
実	延					実	延					延	
	老人 精神	社会 復帰	ア ル コ ール	心の健康 づくり	その他		老人 精神	社会 復帰	ア ル コ ール	心の健康 づくり	その他		
人 191	人 33	人 336	人 8	人 19	人 22	人 310	人 41	人 374	人 29	人 55	人 29	人 1,534	件 461

精神障害者社会復帰支援事業					
家族教室		自立支援教室		精神保健ボランティア講座	
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数
4	89	3	192	6	101

こころの健康づくり事業									
講演会		ストレスコントロール教室		うつクリーニング検査		うつ療養相談会		うつ予防連絡会	
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数
21	706	6	83	10	729	3	7	1	18

	組 織 育 成					計
	当事者会等	家族会	断酒会	作業所支援等	ボランティア	
支援回数	25	11	1	25	6	68

7 保健所・福祉健康センター

区 分	泉野福祉健康センター	元町福祉健康センター	金 沢 市 保 健 所 駅西福祉健康センター
所 在 地	泉野町6丁目15番5号	元町1丁目12番12号	西念3丁目4番25号
人口・世帯数 (平成17年1月1日現在)	171,372人 71,311世帯	123,672人 49,990世帯	147,183人 57,061世帯
敷 地 面 積	2,754.36㎡	1,968.00㎡	5,712.35㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 6階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 5階建
延 床 面 積	3,847.12㎡	2,628.23㎡	4,492㎡
開 設 年 月 日	昭和49年4月1日	昭和53年4月10日	平成6年10月24日
改 修 年 月 日	平成8年10月1日	平成10年11月1日	
建 設 費	改修 837,683千円 当初 195,695千円	改修 767,970千円 当初 311,330千円	5,517,792千円

## 8 健康増進

地域住民の食生活改善を図ることを目的として、妊産婦、乳幼児、学童、青年、成人、高齢者、障害者等生涯を通じての健康づくりのため、食事や栄養に関する指導や相談に応じている。

さらに特定給食施設の栄養・調理担当者等に対して、適切な指導を行うことにより、喫食者ひいては住民の健康増進に努めている。

### (1) 一般栄養指導

区 分		総 数	乳幼児	親 子	学 童	青 年	成 人	高 齢 者
個別指導延人		14,255	13,507	0	5	10	634	99
集 団 指 導	回 数	255	149	9	10	11	32	44
	延人数	8,994	5,339	327	537	628	777	1,386

### (2) 国民健康・栄養調査

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
指定調査地区	1 地区 10世帯 10人	1 地区 8世帯 29人	2 地区 20世帯 61人

### (3) 特定給食施設に対する指導

区 分		総 数	栄 養 士	調 理 師 等
個別指導延施設数		235		
集 団 指 導	実施回数	6	4	2
	延施設数	387	254	133

### (4) 女性の健康づくり推進事業

- 女性 健康診査（受診者数）1,803人

### (5) 食生活改善推進員育成事業

区 分	推進員養成講座	推進員による地区活動
回 数	1回（10コース）	2,296
人 数	33人	12,042

## 9 医療施設等

病院、診療所、施術所、歯科技工所、衛生検査所に関する許可、届出事務のほか、医療施設等の適正な管理を通じて安全な医療の提供を確保することを目的に病院、診療所については医療監視を、衛生検査所等については立入検査をおこなっている。

医療施設等の監視等の状況

施設名	施設数	監視等件数
病院	50	50
診療所(一般)	404 (有床診療所69)	5
診療所(歯科)	210	0
衛生検査所	13	7
施術所(鍼灸、マッサージ)	219	0
施術所(接骨)	149	0
歯科技工所	48	0

## 10 感染症予防

平成15年11月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第144号）の改正を踏まえ、海外や国内における感染症の発生動向等を把握し、迅速かつ的確な対応とともに、国、県等と連携して感染症の発生及びまん延防止を図っている。

### (1) 一類・二類・三類感染症発生状況

(単位：人)

分類	病名	平成16年度	平成17年度
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、SARS、天然痘	—	—
二類感染症	コレラ	—	—
	細菌性赤痢	1	—
	腸チフス	—	—
	パラチウス	—	—
	急性灰白髄炎	—	—
	ジフテリア	—	—
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	129	10

### (2) エイズ・クラミジア抗体検査・相談

区分	相談件数	HIV抗体検査	クラミジア抗体検査
平成17年度	810	474	358

### (3) 性感染症予防講座

平成12年7月より、中高校に出向いて性感染症予防に関する健康教育を実施している。

区分	学校数	参加者数
平成17年度	11校	1,719人

# 11 金沢市の結核の現状

## (1) 金沢市の結核登録者・罹患率・有病率年次推移

区分	年末時現在登録者数	新登録患者数	罹患率 (人口10万対)	喀痰塗抹陽性者数 (新登録者再掲)	喀痰塗抹陽性者罹患率 (人口10万対)	マル初別掲
平成12年	258	108	23.7	38	8.3	15
平成13年	222	94	20.6	23	5.0	28
平成14年	169	80	17.5	21	4.6	6
平成15年	162	86	18.8	23	5.0	4
平成16年	158	73	16.0	16	3.5	6
平成17年	149	85	18.7	40	8.8	4

図1 全結核罹患率 年次推移

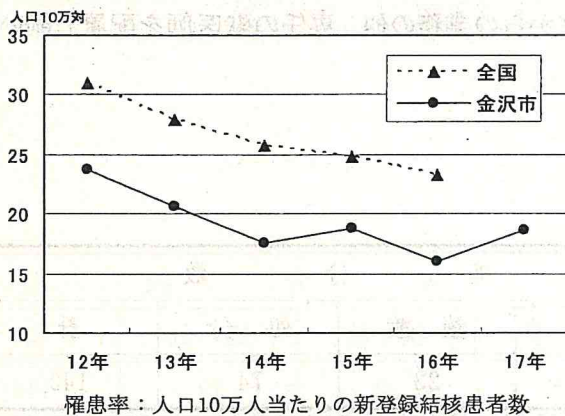
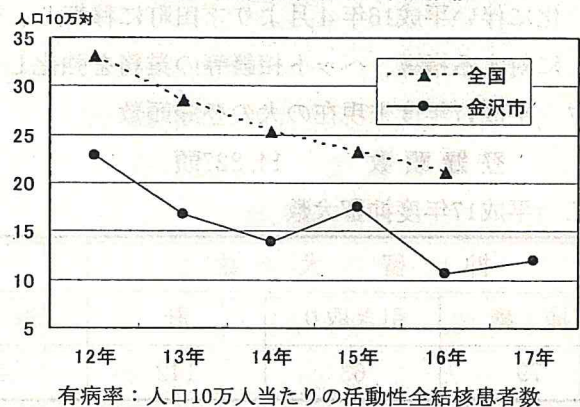


図2 全結核有病率 年次推移



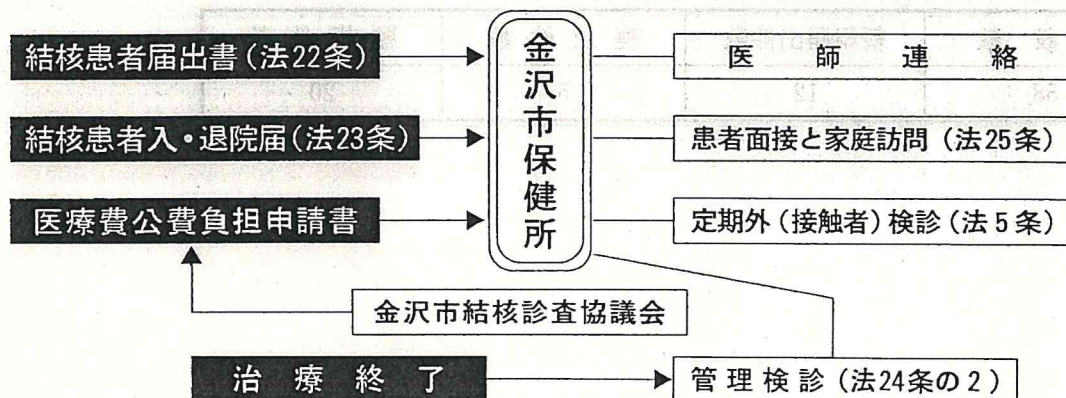
罹患率 (人口10万対)

図1	全国	金沢市
12年	31.0	23.7
13年	27.9	20.6
14年	25.8	17.5
15年	24.8	18.8
16年	23.3	16.0
17年	23.3	18.7

有病率 (人口10万対)

図2	全国	金沢市
12年	33.1	22.8
13年	28.5	16.9
14年	25.4	14.0
15年	23.3	17.5
16年	21.1	10.7
17年	21.1	12.1

## (2) 結核患者が発生したときの対応



### (3) 結核の早期発見のための対応

- ◇ 結核研修会等の開催による結核に関する知識の普及
- ◇ 老人保健施設入所者に対する高齢者結核検診の実施
- ◇ 結核患者接触者等に対する定期外健康診断の徹底

## 12 狂犬病対策

### ア 概要

狂犬病予防法に基づき予防員を配置し、犬の登録及び年1回の狂犬病予防注射を実施するとともに、同法及び石川県犬の危害防止条例に基づき常時野犬の捕獲、放し飼い犬による被害防止に努めている。

### イ 小動物管理センター

昭和49年に高柳町に小動物管理センターを建設し狂犬病予防業務を行ってきたが、施設の老朽化に伴い平成16年4月より才田町に移転し、従来からの業務の他、専任の獣医師を配置し飼い主に対する指導、ペット相談等の業務を強化した。

### ウ 平成17年度末現在の犬の登録頭数

登録頭数 14,827頭

### エ 平成17年度抑留犬数

抑留犬数			処分数			
捕獲	引き取り	計	返還	譲渡	処分	計
79	63	142	45	23	74	142

## 13 動物の愛護及び管理に関する法律関係

### ア 概要

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者の届出の受付、施設の監視を行っている。

また、泉野・元町・駅西福祉健康センター及び小動物管理センターの4ヵ所を窓口として、不要犬及び猫の引き取りを行っている。これら飼い主のいない概ね生後3ヶ月前後の犬や仔猫は、飼育を希望する人に譲渡を行っている。

### イ 平成17年度動物取扱業施設数と監視状況

施設数	新規届出件数	廃止件数	監視件数
58	12	5	20

## Ⅱ 環 境 衛 生

保健所において、日常生活に不可欠なサービスを提供する理・美容所、クリーニング、興行場、旅館業、公衆浴場、特定建築物、遊泳プール、簡易専用水道および温泉利用施設などの環境衛生関係の施設の許可・確認、届出事務のほか、これらの衛生を確保するため監視指導を行っている。

### 環境衛生関係営業施設数および許可・確認、廃止、監視指導状況

施設の 種類  区分	総 数	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ン グ 所	興 行 場	旅 館 業	公 衆 浴 場	特 定 建 築 物	遊 泳 プ ー ル	飲料水施設		温 泉 利 用 施 設
										簡 易 専 用 水 道	そ の 他 の 施 設	
施 設 数	3,239	511	920	635	13	198	112	213	21	464	99	53
許可・確認 届出・件数	109	20	40	21	0	4	9	2	1	4	3	5
廃止件数	157	15	30	82	0	11	5	3	0	4	5	2
監視指導 件数	559	41	67	5	0	53	119	12	12	33	109	108

### 環境衛生関係苦情処理件数

総 数	営業施設の 不 潔	排水路の 不備・不潔	飲料水の 管理不備	そ族害虫の苦 情および相談	そ の 他
120	2	0	0	115	3

### 家庭用品試買試験

家庭用品による健康被害を未然に防止するため、繊維製品、34検体を試買し、規制されているホルムアルデヒドについて検査を実施したが、基準を超える不適品はみられなかった。

### 食 品 衛 生

飲食店、集団給食施設、食品の製造・販売及び中央卸売市場などの食品関係施設については、毎年「食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒の防止、不良食品の排除にむけての監視指導や食品の収去検査を行っている。

また、食品衛生に関する施策やその実施状況等について、市民や事業者との双方向の対話を進めるため、「食の安全・安心懇話会」を設置し、活発な意見交換を行っている。さらに、金沢市食品衛生協会と連携して食品衛生講習会等を開催し、衛生思想の普及向上と自主管理の徹底を図っている。

食品衛生関係営業施設と監視指導状況

許可を要する施設

施設の 種類  区分	総 数	飲 食 店	菓 子 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	喫 茶 店 営 業	乳 類 販 売 業	食 肉 販 売 業	豆 腐 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	そ の 他
継続許可	998	466	47	54	2	201	148	30	3	13	34
新規許可	953	597	54	28	1	101	104	33	1	10	24
廃業届	1,116	727	50	31	0	106	137	29	4	10	22
調査監視指 導延施設数	7,011	2,541	475	1,392	47	177	397	1,335	55	151	441

許可を要しない施設

施設の 種類  区分	総 数	給食施設				食 品 製 造 業	野 菜 果 物 販 売 業	そ う ざ い 販 売 業	菓 子 販 売 業	食 品 販 売 業	器 具 ・ 容 器 ・ 包 装 ・ お も ち や の 製 造 ま た は 販 売 業 な ど そ の 他	そ の 他
		学 校	病 院 ・ 診 療 所	事 業 所	そ の 他							
施設数	3,512	28	116	30	183	151	477	398	977	731	291	130
指導延件数	4,611	28	99	0	165	29	1018	599	543	1,824	153	153

食品等の収去検査

検体の種類 区分	総数	魚介類及びその加工品	肉卵類及びその加工品	穀類及びその加工品	野菜類・果実及びその加工品	乳及び乳製品・アイスクリーム類等	菓子類	その他の食品等
試験をした検体数	658	232	39	26	92	15	57	197

食品衛生関係苦情処理相談件数

総数	異物混入(虫体以外)	害虫混入(虫体)	カビ発生	腐敗	取扱いの苦情	表示	有症苦情	その他
78	14	7	3	3	10	1	29	11

行政処分と違反内容件数

区分	行政処分内容							違反内容								
	告発	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	回収命令	その他始末書等	異物混入	腐敗	細菌汚染カビ発生	添加物不正使用	施設基準	規格違反	表示違反	無許可営業	その他
件数	1	1	2	1	1	1	8	2	1	2	1	1	1	3	2	1

### 食中毒発生状況

食中毒の発生件数は2件、患者数は23人であった。

### 薬事業務

薬事法に基づく一般販売業および特例販売業の施設の監視を行い、医薬品等の適正広告の監視指導、無許可薬品の排除、不正表示品の排除を行っている。

#### 薬事関係営業施設と監視指導状況

区分	施設の種類の	一般販売業	特例販売業
施設数	許可施設数	62	36
	継続	10	14
	新規	8	1
	廃止	10	5
	監視件数	30	10
違反件数	行政処分件数	0	0
	違反件数	2	0

### 毒物劇物業務

毒物及び劇物取締法に基づき、一般販売業、農薬用品目販売業及び特定品目販売業の施設の登録受け付けを行っている。また毒物劇物による保健衛生上の危害発生防止のため、適正な取り扱いについて販売業者の監視指導を実施している。

区分	施設の種類の	一般販売業	農薬品目販売業	特定品目販売業	計
登録施設数		360	32	16	408
新規登録施設数		18	2	0	20
更新登録施設数		65	7	1	73
廃止施設数		25	1	3	29
監視施設数		76	10	1	87
違反	違反施設数	0	0	0	0
	行政処分	0	0	0	0

食肉衛生検査業務

と畜場法に基づき、食肉の安全を図るため、と畜検査を実施している。

所在地 金沢市才田町戊370-2

と畜検査頭数

畜種	牛	こうし	馬	豚	めん羊・山羊	合計
頭数	12,798	77	0	50,932	5	63,812

牛海綿状脳症スクリーニング検査頭数

平成13年10月18日より、石川県金沢食肉流通センターでと畜される牛全頭を対象にスクリーニング検査を実施している。生体検査後に死亡し、解体禁止処分となった牛については、県家畜保健所でスクリーニング検査を行っている。

ア 生後24ヵ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの

イ 生後30ヵ月齢以上の牛

ウ その他（ア及びイ以外の）牛

ア	イ	ウ	計	陰性数
180	6,834	5,850	12,864	12,864

化製場等 営業施設数及び許可・確認・廃止監視指導

区分 \ 施設の種類	総数	化製場	死亡獣畜取扱場	畜舎・家きん舎
施設数	29	3	1	25
許可・確認 届出・件数	2	0	0	2
廃止件数	1	1	0	1
監視件数	18	6	6	26

畜鶏舎等の苦情処理件数

畜鶏舎の不潔・悪臭
0

### Ⅲ 墓 地

#### 1 概 要

市営の墓地としては歴史的意義のある野田山墓地と末広墓地、また、明るく近代的な奥卯辰山墓地公園と平成7年10月に一部開園した内川墓地公園があります。

野田山墓地につきましては引き続き無縁墳墓整理事業を進めるほか、「野田山墓地整備10ヶ年計画」に基づき参道や利便施設など本格的な整備に着手しております。

内川墓地公園は平成7年10月に第一期工事が完成し、常時使用申込みを受け付けています。

#### 2 現 況

##### ア 野田山墓地（平成17年度末現在）

登記面積	416,716 m <sup>2</sup>
区画数	13,134 区画

##### イ 末広墓地

登記面積	14,766 m <sup>2</sup>
区画数	約 130 区画

##### ウ 奥卯辰山墓地公園

用途別	面積	構成比	備 考
総面積 (実測)	217,194.09 m <sup>2</sup>	100 %	借地142.87m <sup>2</sup> を含む。
墓 域 (延区画面積)	62,570.50 (22,026)	28.8 (10.1)	北広岡墓地369m <sup>2</sup> を含む。
幹線園路	12,074.80	5.6	
駐 車 場	2,740	1.3	
施設用地	710	0.3	
公 園	8,353	3.8	
緑 地	130,745.79	60.2	法面等を含む。

#### 平成17年度末現在奥卯辰山墓地公園造成区画数および使用許可区画数

区 分	区画面積	造成区画数	使用許可区画数
第 1 種	3 m <sup>2</sup>	619 区画	619 区画
	6	845	845
第 2 種	10	287	287
	20	30	30
芝 生	5	2,252	2,252
北広岡墓地		36	36
合 計		4,069	4,069

エ 内川墓地公園

用途別	面積	構成比
総面積 (実測)	204,790 m <sup>2</sup> (全体)	
第一期造成分	約95,000	100 %
墓域 (延区画面積)	7,430	7.8
幹線園路	7,540	7.9
参道	5,060	5.3
施設ゾーン	2,820	3.0
公園	8,130	8.6
緑地	64,020	67.4

平成17年度末現在内川墓地公園造成区画面数および使用許可区画面数

区分	区画面積	造成区画面数	使用許可区画面数
芝生	4 m <sup>2</sup>	919 区画	287 区画
自由	5	690	690

3 墓地使用料

使用区分	使用面積	使用料
野田山墓地および末広墓地		1 m <sup>2</sup> につき 72,000円
奥卯辰山 墓地公園	第1種	3 m <sup>2</sup> 区画
		6 "
	第2種	10 "
		20 "
	芝生墓地	5 "
内川墓地公園	自由墓地	5 "
	芝生墓地	4 "

(注) 現行使用料は、平成7年4月1日から適用

## IV 斎 場

### 1 概 要

本市の火葬場施設として、東・南斎場の2つの施設があり、平成4年7月から東斎場が、また、平成7年7月から南斎場が稼働している。

両斎場とも公害防止設備の設置により、無公害施設としているほか、設備の自動化、機械化による能率的・安全的な運転管理を行っている。また、周辺環境との調和を図るため、施設の周辺を緑豊かに植栽するなど、明るくかつ人生終焉の場にふさわしい荘厳さをもった近代的な施設として整備している。

名 称	東 斎 場	南 斎 場
現 在 地	金沢市鳴和台360番地	金沢市西泉6丁目64番地
供 用 開 始	平成4年7月	平成7年7月
敷 地 面 積	12,228㎡	18,839㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
延べ床面積	火葬棟 2,381㎡ 待合棟 1,780㎡	火葬棟 2,022㎡ 待合棟 1,778㎡
総 事 業 費	約3,110,000千円	約3,600,000千円
火 葬 炉	冷却前室付火葬炉 (8基) 汚物炉 (1基)	冷却前室付火葬炉 (6基) 汚物炉 (2基)

## V 金沢健康プラザ大手町

所在地	大手町3番21号	
開設年月日	平成17年11月27日	
敷地面積	2,014.19㎡	
建物構造	(東館) 鉄筋コンクリート造4階建・地下1階	(西館) 鉄筋コンクリート造4階建・地下1階
延床面積	1,761.452㎡	2,515.663㎡
建設費	改修費 219,529千円	建設総事業費 698,000千円 (初度調弁費 139,667千円を含む)
施設内容	<p>(東館)</p> <p>1階 情報ルーム、健康スタジオ1、健康スタジオ2、スタッフルーム</p> <p>2階 金沢市医師会</p> <p>3階 第1研修室、第2研修室、健康相談室1、健康相談室2</p> <p>4階 大研修室</p> <p>(西館)</p> <p>1階 夜間急病診療所(毎夜間 午後7時～午前0時)</p> <p>2階 (財)金沢総合健康センター事務室、金沢・訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所、健康教育ホール、健康相談室3</p> <p>3階 学校保健カウンセラー室、学校環境衛生室、耳鼻科室、眼科室他</p> <p>4階 第3研修室、第4研修室、栄養研修室</p>	
開館時間	午前9時～午後5時	
休館日	祝日、年末年始(12/29～1/3) (夜間急病診療所は年中無休)	
17年度急病診療所 利用状況	受診者数 6,742人	
管理運営	財団法人 金沢総合健康センター	



## 第12 社会福祉関係諸施設、機関等

### 1 施設の状況

(平成18年7月現在)

施設	県立	市立	その他	計
保育所	1カ所	13カ所	98カ所	112カ所
母子生活支援施設			1	1
児童クラブ			70	70
知的障害者施設			12	12
乳児院			1	1
児童養護施設			4	4
児童家庭支援センター		1		1
肢体不自由児施設			1	1
知的障害児施設		1	1	2
老人ホーム等			4	4
老人福祉センター等	1	6		7
救護施設			2	2
善隣館			12	12
児童館	1	31		32
重症心身障害児(者)施設			2	2
障害児通園デイサービス施設		1		1
身体障害者療護施設			2	2
身体障害者通所授産施設			2	2

### 2 機関および団体一覧表

(平成18年7月現在)

名称	会員数	所在地	電話番号	代表者
金沢市母子寡婦福祉連合会	600人	三社町1-44 県女性センター	224-3417	山崎 芳子
金沢市遺族連合会	2,700	石引4丁目18-1	223-7655	長井 賢誓
金沢市社会福祉協議会		高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	奥 清
金沢市福祉サービス公社		芳斉2丁目3-28	260-0071	平田 敏雄 (理事長)
金沢市老人連合会		彦三町1丁目15-5 金沢市中央公民館彦三館	262-4600	末岡 尚
金沢手をつなぐ親の会	850	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	261-7840	寺田外喜男
金沢市身体障害者団体連合会	1,200	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	262-6660	城村 良金
石川県肢体不自由児協会 金沢支部	200	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-6126	永井 一郎 (支部長)
日赤石川県支部金沢市地区 (62分区)		広坂1丁目1-1 市福祉総務課	220-2278	山出 保 (地区長)
金沢市児童クラブ協議会	70クラブ	広坂1丁目1-1 市こども福祉課	220-2299	宮前 栄助
金沢市傷痍軍人会	251	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	222-2427	山根外美勇
金沢保護区保護司会	201	西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎	222-6237	若林 茂樹
社会を明るくする運動 金沢市実施委員会		西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎	222-6237	山出 保 (委員長)
金沢市民生委員推薦会		広坂1丁目1-1 市福祉総務課	220-2278	山本 勝美
金沢市児童館連絡協議会	31館	小坂町西8-11 城北児童会館	251-0444	孫田 優一
金沢市介護サービス事業者連絡会	199	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	奥 清

### 3 社会福祉施設一覧表

(平成18年7月現在)

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
乳 児 院	聖霊病院聖霊乳児院	社法	40	鉄筋コンクリート造3階建	長町1丁目 5-30	平垣ヨシ子	261-9812 223-2878	昭27.10.1
児童養護施設	聖霊病院聖霊愛児園	〃	80	〃	〃	〃	261-9812	昭23.1.1
	享 誠 塾	〃	80	〃	平和町3丁目 23-5	佐藤 守	241-1514	昭23.1.1
	梅 光 児 童 園	〃	80	鉄筋コンクリート造2階建	石引4丁目6-1	斎藤 忠夫	231-3984	昭23.1.1
	林 鐘 園	〃	44	鉄筋コンクリート造3階建	東兼六町18-7	中野 松禅	262-3811	昭26.9.1
児童家庭支援センター	こども家庭支援センター金沢	〃	—	鉄筋コンクリート造2階建	平和町3丁目 23-5	佐藤 守	243-8341	平14.12.1
知的障害者(児)施設	ハビリポート若葉	〃	210	鉄筋コンクリート造3階建	別所町ク-10	安田 隆明	247-6787	平 7.11.1
	ふ じ の き 寮	〃	90	鉄筋コンクリート造2階建	上中町ト12	柳下 道子	229-1464	昭49.6.1
	希 望 が 丘	〃	児童30 成人70	〃	小池町九40	嵯峨 元	257-5211	昭44.4.1
	愛 育 学 園	〃	80	〃	北袋町イ101	柳下 道子	235-8800	平13.4.1
	ア カ シ ヤ の 里	〃	50	耐火鉄骨造2階建 (一部地下1階建)	粟崎町5丁目 3-1	寺島 笑子	237-0294	昭59.8.1
知的障害者通所更生施設	たけまた友愛の家	〃	35	木造2階建一部 鉄骨平屋建	東原町フ14-2	寺田外喜男	257-7830	平 5.4.1
	たけまた友愛の家分場 「鈴見台虹の家」	〃	15	鉄筋コンクリート造2階建	鈴見台5丁目 7-13	〃	261-7870	平 9.7.1
知的障害者通所授産施設	若草福祉作業所	〃	55	〃	十一屋町4-34	寺西 博	244-7731	昭51.2.1
	若草福祉作業所分場 「コスモス」	〃	10	木造2階建	宝町8-1	〃	224-6933	平元.4.1
	やちぐさ作業所	〃	37	鉄筋造一部2階建	牧町チ71	浅田 平七	251-5139	昭62.4.1
	聖ヨゼフ苑作業所	〃	55	鉄筋コンクリート造2階建	打木町東155	野村 純一	240-6221	平 3.4.1
	あけぼの作業所	〃	40	〃	三口新町1丁目 8-1	安田 隆明	263-7101	平 8.4.1
	夢 工 房	〃	33	〃	みどり3丁目 130	小林 富彦	269-0680	平12.4.1
	ワークショップひなげし	〃	20	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	若草町12-7	野間比南子	243-0326	平16.4.1
身体障害者通所授産施設	ひろびろ作業所	〃	33	鉄骨造平屋建	大桑町タ1-18	〃	260-0806	平 2.4.1
	ひろびろ作業所分場 「ワークショップひなげし」	〃	10	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	若草町12-7	〃	243-0326	平16.4.1
	工 房 シ テ イ	〃	34	鉄筋コンクリート造2階建	粟崎町5丁目 3-1	林 律子	238-2111	平14.4.1
身体障害者療護施設	金 沢 湖 南 苑	〃	100	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建)	忠縄町380	駒井 一晴	258-6001	平 9.4.1
	金 沢 ふ く み 苑	〃	50	鉄筋コンクリート造2階建	福増町南16	〃	214-3700	平14.4.1
身体障害者福祉ホーム	あ お ぞ ら	〃	7	〃	粟崎町5丁目 3-1	林 律子	238-2111	平14.4.1
心身障害者小規模授産施設	彦 三 授 産 所	〃	19	鉄筋コンクリート造5階建	彦三町2丁目 10-13	寺田外喜男	221-5800	昭54.4.1

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
心身障害者 小規模 授産施設	ハート・ワーキング・ セ ン タ ー	任団	19	鉄骨造2階建	御影町8-32	早川 恒彦	242-1172	平10. 4. 1
	そ れ い け 仲 間 た ち の 家	NPO	10	木造平屋建	扇町11-31	沼澤 千加	221-8595	平11. 4. 1
	フリーマーケット A J U	任団	5	鉄筋コンクリー ト造平屋建	平和町2丁目 13-10	日吉 敏子	244-6372	平13. 4. 1
	工房グローバル	〃	19	木造2階建	吉原町ハ5	斉藤 晃宏	257-2656	平12. 4. 1
	H S J 授 産 所	社法	5	木造3階建	十三間町115	寺田外喜男	262-4010	平14. 4. 1
	ポ ピ ー	〃	5	鉄筋コンクリー ト造2階建	大桑町 中尾山22-1	野間比南子	243-2330	平14. 4. 1
	ろうあハウス	任団	7	木造2階建	野町2丁目 25-6	鴻野 一緒	FAX 242-1105	平14. 4. 1
	六ツ星作業所	〃	10	鉄筋コンクリー ト造4階建	芳斉1丁目 15-26	村上喜太郎	222-8782	平14. 4. 1
	第2工房グローバル	〃	10	鉄筋コンクリー ト造3階建	吉原町ヨ100	斉藤 晃宏	257-2656	平15. 4. 1
	ピアモール金沢	〃	19	〃	米泉町1-17	越能 雅史	243-2436	平15. 4. 1
オープンハウス クローバー	〃	7	木造2階建	小立野3丁目 19-13	蓑 桂子	223-7028	平15. 4. 1	
パッチワーク	NPO	9	鉄骨造2階建	長田本町 チ20-3	柚木 光	223-3500	平16. 4. 1	
知的障害者 通 勤 寮	愛 育 通 勤 寮	社法	25	鉄骨ブロック造 2階建	城南1丁目 8-20	柳下 道子	262-2262	昭59. 5. 1
知的障害児 通 園 施 設	こども療育センター たんぼぼ園	市立	50	鉄筋コンクリー ト造平屋建	小坂町西137	中嶋わか子	252-3381	昭35.10. 1
障 害 児 通 園 施 設	ひまわり教室	社法	20	〃	十一屋町4-34	寺西 博	243-6786	昭53. 4. 1
重症心身 障害児施設	石川療育センター	〃	60	鉄筋コンクリー ト造2階建	上中町イ67-2	柳下 道子	229-3033	昭43. 4. 1
	国立病院機構 医王病院	独立	80	鉄筋コンクリー ト造平屋建	岩出町ニ73	勝見 哲郎	258-1180	昭44. 5. 1
肢体不自由児 施 設	石川整肢学園	社法	収容120 通園 60	鉄筋コンクリー ト造3階建	平和町1丁目 2-28	駒井 一晴	242-2378	昭33. 9. 5
老人福祉施設	養護老人ホーム 向 陽 苑	〃	240	鉄筋コンクリー ト造2階建	三口新町1丁目 8-1	安田 隆明	263-7101	昭16. 1. 1
	軽費老人ホーム ケアハウスあいびす	〃	150	鉄筋コンクリー ト造7階建	北塚町西440	北本 廣吉	240-3366	平 3.10. 1
	軽費老人ホーム ケアハウス千木の里	〃	150	鉄骨耐火造8階 建	千木町ホ4-1	小市 政男	257-9300	平 8. 2. 1
	軽費老人ホーム ケアハウスシニアマインド21	〃	75	鉄骨造8階建	山科町午40-1	池田 商洋	241-1177	平16. 5. 23
	金沢市老人福祉 センター万寿苑	市立	250	鉄筋コンクリー ト造3階建	大桑町ヤ1-4	元尾 亀夫	244-6745	昭48. 7. 17
	金沢市老人福祉 センター松寿荘	〃	250	〃	金石北3丁目 3-33	湯上 晋治	268-6757	昭53. 4. 1
	金沢市老人福祉 センター鶴寿園	〃	250	〃	額谷町ヌの1	清水 享夫	298-9355	昭59. 4. 11
金沢市小立野 老人福祉センター	〃	70	鉄筋コンクリー ト造3階建	小立野4丁目 7-51	吉田 昭生	264-0004	昭54. 4. 1	
金沢市粟崎 老人福祉センター	〃	70	鉄筋コンクリー ト造2階建	粟崎1丁目3	松田 一男	238-2632	昭55. 4. 1	
石川県老人健康 センター寿康苑	県立	60	〃	八田町東1025	駒井 一雄	258-3135	昭57.12.16	

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
救 護 施 設	三 陽 ホ ー ム	社法	100	鉄筋コンクリート造3階建	三口新町1丁目 8-1	安田 隆明	263-7101	昭16. 1.
	三谷の里ときわ苑	〃	150	鉄筋コンクリート造2階建	高坂町ト1	高田 博	257-4946	昭 6. 2.
母 子 生 活 支 援 施 設	M C ハ イ ツ 平 和	財法	20	鉄筋コンクリート造4階建	平和町2丁目 3-9	伊勢 信子	241-4900	昭23.11. 6
助 産 施 設	金 沢 市 立 病 院	市立	5	鉄筋コンクリート造	平和町3-7-3	大川 光央	245-2600	昭44. 4.
	金沢赤十字病院 助 産 施 設	日赤	6	〃	三馬2-251	佐々木 誠	242-8131	昭55. 7.
授 産 施 設	金沢市福祉作業センター 十一屋ことぶき作業所	市立	-	鉄筋コンクリート造2階建	十一屋4-34	野村 郁夫	241-5958	昭49.12.10
	金沢市福祉作業センター 馬場ことぶき作業所	〃	-	〃	東山3丁目 22-3	〃	253-4405	平 5. 5. 6
点字出版施設	石川県視覚障害者 情報文化センター	社法	-	鉄筋コンクリート造4階建	芳斉1丁目 15-26	田辺 建雄	222-8781	昭57. 4. 1
点字図書館	石川県視覚障害者 情報文化センター	〃	-	〃	〃	〃	222-8781	昭47. 4. 1
	す み れ 荘	〃	4	木造平屋建	岩出町ハ29-1	嵯峨 元	257-1343	平元. 4. 1
	さ つ き 荘	〃	4	木造2階建	金市町ニ31-4	〃	257-0163	平 3. 4. 1
	さ か え 寮	〃	4	〃	粟崎町ル27-34	寺島 笑子	237-2307	平 3. 4. 1
	スターツもみじ	〃	5	〃	三口新町1丁目 7-20	安田 隆明	223-8418	平 6. 4. 1
	スターツあおば	〃	4	〃	涌波2丁目 10-15	〃	232-5243	平 8. 4. 1
	サークル・アイ	〃	4	〃	笠舞本町1丁目 13-17	柳下 道子	264-8513	平 8. 4. 1
	若 草 ホ ー ム	〃	5	鉄筋コンクリート造2階建	十一屋町4-34	寺西 博	242-7840	平 8. 4. 1
	パンドーロホーム	〃	4	木造2階建	寺中町口45-3	野村 純一	268-9558	平 9.10. 1
	ひ ば り 荘	〃	4	〃	岩出町ニ150	嵯峨 元	257-3774	平10.10. 1
その他の施設	ストリーム・アイ	〃	4	〃	城南1丁目 21-1	柳下 道子	263-2456	平10.10. 1
	さ く ら	〃	6	鉄筋コンクリート造3階建	三口新町1丁目 3-25	安田 隆明	262-6553	平11.10. 1
	神 宮 寺 ホ ー ム	〃	4	木造2階建	神宮寺2丁目 7-6	浅田 平七	251-2254	平12.10. 1
	こ だ つ の	〃	5	〃	小立野1丁目 2-28	柳下 道子	234-1554	平13.10. 1
	ひ ま わ り	〃	4	〃	笠舞本町2丁目 28-5	〃	264-8513	平14.10. 1
	はまなすホーム	〃	6	〃	下安原町西 208-2	野村 純一	240-8528	平15. 4. 1
	さ く ら ま ち	〃	4	〃	桜町16-37	柳下 道子	262-2240	平16. 4. 1
	か さ ま い	〃	4	〃	城南1-8-3	〃	232-0095	平16. 4. 1
	に し き	〃	4	〃	錦町1丁目 1-39	〃	222-3224	平16. 4. 1
	の ぞ み	〃	4	〃	金市町ホ24-1	嵯峨 元	257-6585	平16.10. 1

#### 4 児童福祉施設一覽表

##### ○ 保 育 所

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
1	中 村 町	95	市立	鉄筋コンクリート造2階建	中村町15-7	上田由紀子	241-3437	昭27. 6. 1
2	三 馬	135	"	"	久安6丁目83	氷見美和子	247-0010	45. 4. 1
3	光 が 丘	132	"	"	光が丘2丁目104	濱野百合子	298-1153	50. 4. 1
4	八 日 市	120	"	"	八日市2丁目465	小村まさみ	242-0411	27. 9. 1
5	矢 木	100	"	"	矢木1丁目40	辰村 俊恵	249-2518	29. 9. 1
6	金 石	98	"	鉄筋コンクリート造平屋建	金石北3丁目3-38	杉浦美保子	267-0779	23.11. 1
7	八 田	106	"	鉄筋コンクリート造2階建	八田町東572	寺田美栄子	258-0333	47.10. 1
8	花 園	70	"	鉄筋コンクリート造平屋建	岸川町に46	廣田 玲子	258-0158	30. 7. 1
9	森 山	95	"	鉄筋コンクリート造2階建	元町1丁目7-7	寺西るみ子	252-0448	28.12. 1
10	双 葉	81	"	"	吉原町ヨ1	小林真理子	258-0332	28. 3. 1
11	粟 師 谷	79	"	"	堅田町丙86-3	中川 紀子	258-0721	27. 3.31
12	官 野	40	"	"	官野町ホ79	中村 和子	257-5404	34.10. 1
13	大 桑	50	"	"	大桑町平42-48	大川 信子	247-4630	54. 4. 1
14	泉	90	県立	"	泉1丁目3-63	安川 英子	242-5880	44. 2. 1

1	湯 涌	45	社法	鉄筋コンクリート造平屋建	芝原町1-1	宇野 祐一	235-1258	昭57. 4. 1
2	末	60	"	"	末町21-22	石野 三井	229-0033	29. 4. 1
3	み ず ほ	45	"	"	二俣町ハ5-1	古 登	236-1044	60. 4. 1
4	広 岡	120	"	鉄筋コンクリート造2階建	広岡2丁目8-26	野口 倫明	261-3759	51.10. 1
5	双 葉	90	"	"	香林坊2丁目5-24	柴田 弘之	231-3456	52. 4. 1
6	聖 靈	120	"	"	長町1丁目5-30	平垣ヨシ子	263-5906	23.11. 1
7	長 土 堀	90	"	"	長町3丁目11-17	河村 健	264-1900	23. 7. 1
8	さ い び	60	"	"	長土堀1丁目2-9	土谷恵美子	231-5460	43.12. 1
9	ま こ と	55	"	"	尾張町2丁目16-86	来馬 満春	231-5474	25. 7. 1
10	石川県済生会	90	"	鉄筋コンクリート造3階建	本町1丁目2-16	谷崎 敏雄	233-1649	46. 1. 1
11	瓢 箪 町	80	"	鉄筋コンクリート造2階建	瓢箪町8-22	高柳 錦吾	221-6611	23. 7. 1
12	材 木	60	"	"	材木町13-40	山下 光司	221-6588	25. 6. 1
13	愛 育	60	"	鉄筋コンクリート造3階建	小将町8-23	宮本 慎一	221-0984	23.11. 1
14	さ く ら	120	"	鉄筋コンクリート造2階建	桜町8-17	山下 光司	231-4045	23. 7. 1
15	真行寺むつみ苑	60	"	"	石引2丁目4-23	木村 康治	221-5206	25. 7. 1
16	聖ヨハネ乳児	45	"	鉄骨造平屋建	石引4丁目3-1	柴田 弘之	264-2006	45.11. 1
17	梅 光	120	"	鉄筋コンクリート造2階建	石引4丁目6-1	齋藤 忠夫	222-2405	23.11. 1
18	上 野	90	"	"	小立野1丁目15-23	中野 光弘	262-1001	43. 4. 1
19	小立野善隣館	90	"	"	小立野5丁目1-5	吉田 昭生	261-2755	23. 7. 1
20	わ く な み	120	"	"	涌波2丁目7-35	中野 光弘	264-1419	46. 4. 1
21	あ ゆ み	60	"	"	笠舞3丁目8-41	水上 喬子	262-5016	37.10. 1
22	永井善隣館	60	"	"	菊川2丁目8-13	新井 外司	231-3429	23.11. 1
23	末 広	60	"	"	三口新町3丁目19-10	高桑 三郎	222-0129	50. 4. 1
24	つくしんぼ	40	"	木造平屋建	宝町13-1	飯田 克平	222-0277	50. 1. 1
25	野 町	60	"	鉄筋コンクリート造2階建	野町3丁目24-32	道林 治信	244-6458	48. 4. 1
26	第一善隣館	60	"	"	野町3丁目1-15	川北 篤	241-4030	23. 7. 1
27	子 供 の 家	60	"	"	若草町5-32	宮江 伸一	241-0104	28. 2.18
28	みどりが丘	120	"	"	緑が丘19-8	佐子田繁夫	241-1574	48. 4. 1
29	の ぞ み	60	"	"	若草町22-1	杉山 正彦	241-0078	51.11. 1
30	す み れ	45	"	"	寺町4丁目1-2	福井 清周	241-1932	54. 4. 1
31	龍 雲 寺	90	"	"	寺町5丁目12-40	木村 昭文	243-8008	25. 7. 1
32	平 和	120	"	"	平和町2丁目6-6	岩井 純雄	241-2539	23.11. 1
33	め ぐ み	90	"	"	平和町2丁目4-5	嵯峨 逸平	241-0580	23.11. 1
34	富 樫 中 央	119	"	"	山科1丁目7-5	村山 幹夫	241-6456	44.10. 1

番号	保育所名	定員	経営	構造	所在地	代表者	電話番号	認可年月日
35	ひばり	90	社法	鉄筋コンクリート造2階建	額新町2丁目124	源通	298-7611	昭43. 4. 1
36	額小鳩	180	"	"	三十苅町乙156	前田清	298-5253	48. 4. 1
37	ひまわり	90	"	"	横川2丁目290	古川敏彦	247-2103	"
38	神田	120	"	"	神田1丁目14-10	供田悠紀子	244-0680	50. 4. 1
39	弥生乳児	30	"	"	泉1丁目2-3	四位例章	244-2266	"
40	泉の台	150	"	"	泉野町4丁目4-3	新保善正	243-6775	"
41	伏見台	150	"	"	窪4丁目511	近藤二郎	243-6745	"
42	泉ガ丘	120	"	"	富樫2丁目5-35	竹澤敦子	247-4150	51. 4. 1
43	わかば	120	"	"	西大桑町7-5	西田泰明	243-4522	"
44	額小鳩第二	150	"	"	三十苅町乙154	前田清	298-5216	"
45	米丸	120	"	"	東力町ニ157-3	酒井光夫	291-1174	24. 6. 1
46	しらゆり	90	"	"	西金沢3丁目508	奥清	249-3620	44. 2. 1
47	すずらん	150	"	"	西金沢4丁目617	北篤司	249-4988	48. 4. 1
48	安原	215	"	"	下安原町東1521-1	松崎淑雄	249-2548	39. 4. 1
49	ふたつか	90	"	"	北塚町西100-2	吉藤哲夫	249-0454	40. 4. 1
50	ミドリ	90	"	"	南塚町233	塚野良平	249-6339	49. 4. 1
51	ミドリ第二	90	"	"	みどり3丁目23-2	"	249-5524	51. 4. 1
52	くるみ	145	"	"	入江3丁目215	吉田一郎	291-2717	"
53	正美	190	"	鉄筋コンクリート造平屋建	二口町イ30	中田正臣	261-8815	36.10. 1
54	みなと	150	"	鉄筋コンクリート造2階建	寺中町リ10	横山初夫	268-2743	46.11. 1
55	みなと第2	90	"	鉄骨造2階建	桂町38街区1	横山初夫	266-1711	平18. 3.31
56	大野町	90	"	鉄筋コンクリート造2階建	大野町4丁目甲18-11	山本勝美	267-0136	23.11. 1
57	かもめ	60	"	"	栗崎町タ1-1	川崎智恵長	238-2061	23. 7. 1
58	栗崎	180	"	"	栗崎町1丁目4	東茂	238-3720	"
59	くら月	120	"	"	南新保町口126-1	徳田一郎	237-6756	54. 4. 1
60	双葉町子供の家	90	"	"	駅西新町1丁目30-9	勝田徹	262-9012	44. 4. 1
61	あけぼの	90	"	"	戸水1丁目12	北川聖四郎	237-7036	52. 4. 1
62	西念	120	"	"	西念3丁目7-21	六角正子	265-6116	47. 4. 1
63	北安江	160	"	"	北安江3丁目12-22	澤飯英樹	231-1400	23.11. 1
64	ニコニコ	180	"	"	松村2丁目20	金原博	268-4120	49. 4. 1
65	弓取	140	"	"	三口町火236	澤飯英樹	237-7800	50. 4. 1
66	松寺	150	"	"	松寺町丑47	元村善輝	238-1414	36.10. 1
67	東金沢	150	"	"	三池町145	村池敬一	252-7814	47. 4. 1
68	大浦	90	"	"	大浦町ヲ7	官前栄助	238-2734	46. 4. 1
69	まどか	90	"	"	南森本町ヌ139	藤原昭江	258-0758	24. 7. 1
70	千坂	120	"	"	疋田町ハ302	島村隆	258-1321	41.11. 1
71	みずき	150	"	鉄骨造2階建	みずき4丁目1	安田隆明	258-2120	平17. 3.31
72	たちばな	45	"	鉄筋コンクリート造2階建	東山2丁目18-9	出島三能	252-2662	昭45.10. 1
73	馬場	60	"	"	東山3丁目29-22	釣見栄一	252-1414	45. 4. 1
74	浅野	90	"	"	京町3-43	東野秀一	252-1550	26. 3.20
75	光	150	"	"	神宮寺1丁目11-15	川辺博三	252-9750	47. 4. 1
76	小金	60	"	"	小坂町ケ120-4	小坂市之丞	252-6800	25. 9. 1
77	山王	120	"	"	山王町2丁目85	島村隆	252-0135	48. 4. 1
78	かみやち	120	"	"	神谷内町へ29	"	251-1250	50. 4. 1
79	若松	90	"	"	若松町3丁目116	米沢寛	261-4522	46. 1. 1
80	西泉	120	"	"	西泉5丁目103	山田重之	243-3420	52. 4. 1
81	めばえ	150	"	"	八日市3丁目229	黒田誠一	249-8266	"
82	かさまい	120	"	"	笠舞2丁目27-20	木村喜久雄	222-5915	"
83	犀川	60	"	鉄筋コンクリート造平屋建	末町16-30	高村佳伸	229-1681	"
84	旭町	120	"	鉄筋コンクリート造2階建	旭町2丁目13-1	奥清	222-5647	"
85	わらべ	235	"	"	畝田東4丁目1164	畝田昭夫	268-6737	53. 4. 1

番号	保育所名	定員	経営	構造	所在地	代表者	電話番号	認可年月日
86	米丸わかたけ	110	社法	鉄筋コンクリート造2階建	高島1丁目381	朝倉 忍	291-5574	〃
87	あかしあ	120	〃	〃	栗崎町3丁目243-1	津田 義人	238-1100	昭53. 4. 1
88	こまどり	120	〃	〃	上荒屋6丁目428	荒納 壽一	249-8511	〃
89	おしの	120	〃	〃	押野2丁目525	島田 恵子	242-6660	〃
90	かたつ	60	〃	〃	須崎町ト49	本野 笑子	238-5705	〃
91	大徳	150	〃	〃	畝田中1丁目97	浅香 順子	267-0961	〃
92	あおぼ	120	〃	〃	豊穂町195	中川 利雄	240-0050	54. 4. 1
93	田上	90	〃	〃	田上本町チ19	吉田 隆	262-4014	〃
94	額扇台	90	〃	〃	馬替2丁目204-1	中野 吉富	298-8181	〃
95	まどか第二	120	〃	〃	弥勒町カ112	藤原 昭江	257-1260	〃
96	東浅川	45	〃	〃	袋板屋町西29	水野 勝栄	229-2030	55. 4. 1
97	野町夜間	45	〃	〃	野町3丁目24-32	道林 治信	244-6458	63. 7. 1
98	双葉第二	30	〃	〃	香林坊2丁目5-24	柴田 弘之	231-3456	平12. 4. 1

### ○ 児 童 館

名称	経営	館長名	所在地	電話番号	認可年月日
長町児童館	市立	中野成昭	長町2丁目2-16	232-9221	昭40. 1. 4
芳斉	〃	虎井勝	芳斉2丁目3-29	222-7477	41. 4. 1
花園	〃	山本 太兵定勝	今町チ41	258-0028	43. 7. 1
馬場	〃	中西満須子	東山3丁目29-22	253-1255	45. 4. 1
大野町	〃	松金明栄	大野町1丁目8-5	268-1277	46. 2. 1
平和町	〃	大野木潤子	平和町2丁目8-7	241-4851	48. 4. 1
大徳	〃	小浦弘義	畝田中2丁目234	268-2533	49. 4. 1
小坂	〃	棒田剛	小坂町北312	251-6055	50. 4. 1
材木	〃	西田武	材木町13-11	223-7765	51. 4. 1
米丸	〃	酒井光夫	間明町2丁目346	291-5535	51. 4. 1
富樫	〃	開敷一雄	山科1丁目6-8	242-4252	53. 4. 1
小立野	〃	新保弘	小立野4丁目7-51	233-1780	54. 4. 1
中村	〃	小松勉	中村町10-35	247-4456	54. 4. 1
栗崎	〃	高村昭次	栗崎町1丁目3	237-3837	55. 4. 1
鞍月	〃	藤巻公三	南新保町口133-2	237-8957	56. 4. 1
瓢箪	〃	大村昭男	彦三町2丁目10-5	221-1518	57. 4. 1
金石	〃	中嶋吉守	金石西4丁目5-30	266-1125	58. 4. 1
安原	〃	清水弘	福増町22街区1	249-8930	59. 4. 1
森山	〃	街道利之	森山2丁目11-13	251-4332	59. 4. 1
弥生	〃	山本茂	弥生1丁目29-13	243-7588	61. 4. 1
新神田	〃	上濃彦治	新神田1丁目1-18	291-4496	62. 4. 1
浅野町	〃	出戸真徳	浅野本町2丁目13-12	252-5664	63. 4. 1
三和	〃	荒納壽一	上荒尾4丁目82	249-2908	平2. 4. 1
二塚	〃	池田茂夫	北塚町西98	269-0272	5. 11. 1
押野坂	〃	宇野勝次	八日市2丁目464	247-3220	6. 4. 1
千坂	〃	小幡多喜吉	千木1丁目235	258-3969	6. 4. 1
長田町	〃	島田重之	長田町1丁目5-50	235-2180	7. 4. 1
扇台	〃	川上利昭	馬替1丁目29-1	296-1180	9. 4. 1
杜の里	〃	大海捷一	若松町3丁目281	222-7759	13. 4. 1
西南部	〃	小林昭進	八日市出町4街区6	240-3878	16. 4. 1
城北児童会館	〃	小柳正人	小坂町西8-11	251-0444	昭56. 5. 4
石川県立中央児童会館	県立	伊藤洋子	法島町11-8	243-6501	34. 9. 1

5 地区民生委員・児童委員協議会・地区社会福祉協議会

(平成18年7月現在)

No.	地区民生委員・児童委員協議会				地区社会福祉協議会		
	地区名	定数	所在地	会長氏名	会長氏名	所在地	
1	野町	17	野町会館	小竹弘文	川北篤	(空欄は地区民協と同じ)	
2	中村	23	中村会館	出口浩	出口浩		
3	十屋	24	第四善隣館	松本孝観	島村重夫	島村宅	
4	弥生	19	弥生公民館	泉眞一郎	徳山慎一		
5	泉野	21	第四善隣館	荒木田隆	綿谷一郎		
6	新野	17	新野会館	竹中英夫	長谷勝俊		
7	新野	20	永井善隣館	新井外司	横井衛生		
8	小立野	26	小立野文化会館	中島勇	吉田昭生		
9	小立野	25	桜華幼稚園	三好保夫	河村守一		
10	味噌蔵	21	第三善隣館	谷泰徳	廣澤郁夫		
11	長町	11	長町公民館	吉藤進	吉藤進		
12	松ヶ枝	12	山本住宅	山本喜志子	二見秀男	二見宅	
13	長土	17	長土保育人園	中村寅雄	河村健良		
14	芳田	12	越田住宅	越田芳子	加藤孝良	芳田公民館	
15	長田	14	長田会館	二羽英一	橘昭男		
16	此花	10	此花会館	米村久直	沼田忠義		
17	瓢箪	14	徳田住宅	徳田淑子	中島光春		
18	馬場	14	馬場福祉会館	河合康子	古屋進一		
19	浅野	17	浅野町福祉センター	田村武夫	古東野秀利		
20	森山	24	森山善隣館	園枝徳夫	神川利政		
21	諸江	25	諸江公民館	松野茂孝	宮下村薫		
22	富米	21	富米公民館	村島嘉昭	乙井光夫		
23	丸米	25	丸米あすなろ苑	中西昭司	酒井田清雄		
24	三馬	29	会館みんま	福谷内和夫	酒井秀雄		
25	崎浦	33	崎浦公民館	東武美吉	東武美吉		
26	小鞍	22	野間神社	袋飯吉	袋飯吉		
27	浅野	14	鞍月児童館	荒井眞二	眞二眞智子		
28	浅野	9	浅野川公民館	荒井眞二	眞二眞智子		
29	粟野	17	粟野文化センター	庄田活堅	野武勝美		
30	粟野	6	大野町公民館	三義永覚	山本杉美		
31	大戸	19	大戸板公民館	西永輝邦	大寺田茂男		
32	大金	39	大金公民館	村井健司	中嶋吉守		
33	大金	18	大金石塚公民館	輪崎敏子	中西昭三		
34	二川	12	二松寺公民館	庄中宏	寺前栄助		
35	二川	18	二松寺公民館	寺中宏	宮前本壽嗣		
36	内川	5	内川公民館	小山秀昭	山本眞智子		
37	内川	12	内川公民館	粟森眞智子	粟森眞智子		
38	安原	17	安原公民館	大川長次	川原立人		
39	安湯	7	安湯公民館	新井行雄	木本敏夫		
40	額	18	額公民館	清水博	洲卷敏隆		
41	押野	19	押野公民館	官前徳七	佐成敏男		
42	浅川	27	浅川市民センター	山森太兵	竹山万涉		
43	森本	35	森本市民センター	北川明二	北村隆一		
44	伏見	26	伏見台公民館	山原伸二	杉原隆一		
45	夕日	10	山根住宅	山根久美子	渡邊佐一		
46	長坂	20	瀧下住宅	高田千都恵	斎藤寛博		
47	千坂	19	千坂公民館	高田博	高田一男		
48	新神	17	新神田公民館	亀畑外志江	澤田和夫		
49	西南	12	西南公民館	中川奨郎	中松本和夫		
50	西南	19	西南部児童館	寺西志郎	松本和夫		
51	三和	16	三和文化会館	芳網治夫	荒野実苗		
52	三米	14	三米泉公民館	河上一	河上一		
53	扇台	19	扇台公民館	田中弘	和田早苗		
54	四万	13	額公民館	井川弘	井川弘		